

第1次 中央市長期総合計画

平成20年度～平成29年度



中 央 市

はじめに



平成18年2月20日、「実り豊かな生活文化都市」を新市の将来像に掲げ、2町1村が合併した「中央市」の誕生から、早くも2年が経過しました。

今、国内では、地方分権の進展や三位一体の改革などにより、国と地方の関係が見直されている中で、地方自治体には自己決定と自己責任の原則のもと、行財政基盤の強化を図るとともに、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応した創意工夫による行政運営が強く求められています。

このような状況の中、さまざまな問題に直面する本市において、市民の目線、生活者の視点に立って市民サービスを提供し、真に市民が必要とする事業を選択し、「実り豊かな生活文化都市」を目指し、だれもが、住みたくなる、住んでよかったと思える安全で安心なまちづくりを進めるため、新市の将来像や目指すべき方向性を定めた「第1次中央市長期総合計画」を策定いたしました。

今回の計画策定にあたりましては、市民の声を反映するため、アンケート調査を実施するとともに、審議会委員に公募による委員にも参加をいただきました。また、基礎データの分析の時点から審議会委員に加わっていただき、委員の皆さまからの意見を取り入れ、計画策定も行政サイドだけではなく、分科会・審議会で多くの議論をいただき、市民との協働による計画づくりをしていただきました。さらには、パブリックコメント制度に基づき、市民の皆さまにも、ご意見を伺いました。

今後、計画の推進にあたりましては、市民本位の市政を基本とし、市民との協働による市政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さまをはじめ、慎重な審議をいただきました総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆さまなど関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成20年3月

中央市長 田 中 久 雄

目 次

第1部 序章	1
第1章 総合計画策定にあたって	2
1 計画策定の主旨.....	2
2 計画の概要.....	2
第2章 本市の概要	4
1 江戸期から現代に至る本市の変遷.....	4
2 地理的条件.....	5
3 本市の人口.....	7
4 本市の産業.....	11
5 市民アンケートより.....	15
第3章 社会の動向と本市の現状	17
1 自治の確立と新しいコミュニティの創造（行財政・市民分野）.....	17
2 暮らしやすさに配慮した地域づくり（基盤整備分野）.....	20
3 安全・安心の地域づくり（安全・安心分野）.....	22
4 資源を大切にす暮らし（環境分野）.....	24
5 少子高齢化への対応（児童・高齢者・母子保健・福祉分野）.....	25
6 誰もが健康で安心して暮らせる社会（地域・障がい者福祉・医療分野）.....	27
7 地域を担う人材の育成（教育分野）.....	29
8 地域を支える産業の育成（産業分野）.....	31
第2部 基本構想	35
第1章 市の将来像と基本理念	36
1 自立した活力のある市の創造.....	37
2 自治力の確かな市の創造.....	37
3 文化度の高い市の創造.....	37
4 やすらぎとふれあいのある市の創造.....	37
第2章 地域の課題と施策の方向性	38
1 自治の確立と新しいコミュニティの創造に向けて.....	38
2 暮らしやすさに配慮した地域づくりに向けて.....	39
3 安全・安心な地域づくりに向けて.....	40
4 資源を大切にす暮らしの創造に向けて.....	41
5 少子高齢化に対応した地域づくりに向けて.....	41
6 誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりに向けて.....	42

7	地域を担う人材の育成に向けて	43
8	地域を支える産業の育成に向けて	44
第3章	まちづくりの方針	46
1	自治力の拠点づくり	46
2	暮らしの拠点づくり	46
3	やすらぎの拠点づくり	46
4	活力と交流の拠点づくり	47
第4章	土地利用についての考え方	49
1	環境保全型土地利用	49
2	郊外型土地利用	49
3	市街地型土地利用	49
第3部	基本計画	51
第1章	自治力の拠点づくり	52
1	効率的で温かみのある市役所の創造	52
2	住民参加のまちづくり	57
3	多様な文化とのふれあい	59
第2章	暮らしの拠点づくり	61
1	こころ豊かな暮らしへの舞台づくり	61
2	快適で環境に配慮した社会の実現	67
3	安全・安心の地域づくり	70
第3章	やすらぎの拠点づくり	74
1	生きがいと安らぎの福祉	75
2	健やかな暮らしの実現	82
3	安心と信頼の医療体制	86
4	まごころをはぐくむ教育	88
5	あらゆる世代への学びの提供	92
第4章	活力と交流の拠点づくり	96
1	明日を担う商工業の振興	96
2	新たな視点での農林業の活性化	100
3	連携と挑戦の観光振興	104
第4部	資料編	107
	総合計画に関する諮問書と答申書	108
	中央市総合計画審議会条例	110
	中央市総合計画審議会委員名簿	112
	第1次中央市長期総合計画策定の経過	113

第1部 序 章

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

中央市は、平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村の合併により誕生しました。合併の背景には、少子高齢化、都市と地方の格差や地方分権*など、社会の新しい動きに対応すべく、より効率的で体力のある地方自治体が求められるようになってきたことがあります。

本計画は、本市が誕生して初めて策定する総合計画であるとともに、市のすべての計画の最上位に位置する計画として、新市の将来像や目指すべき方向性、そしてより具体的にどのような施策に取り組むのかといった内容を示します。

したがって、本計画は合併時に策定した新市建設計画を基本とし、その後の社会情勢を十分反映させ、市の将来像を明確に設定し、市民にとってより良い社会を目指したまちづくりを行うためのものです。

こうした計画策定の趣旨を踏まえ、本計画書は下記のような役割を担っています。

- (1) 市政運営に必要な基本的事項について、データ分析を行います。
- (2) 社会的な動向と本市の現状について把握します。
- (3) 市政の基本となる市の将来像や基本的な理念を明示します。
- (4) 現状と将来像などのギャップから見出される本市の課題を明示します。
- (5) 課題から導き出される施策の方向を示します。
- (6) 施策の方向にかなった、より具体的な施策と数値目標を明示します。

2 計画の概要

この計画の正式名称を、「第1次中央市長期総合計画」とします。本計画書は、市のまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」と、より具体的な施策の方向性を示す「基本計画」により構成されます。本計画書の計画期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年とします。

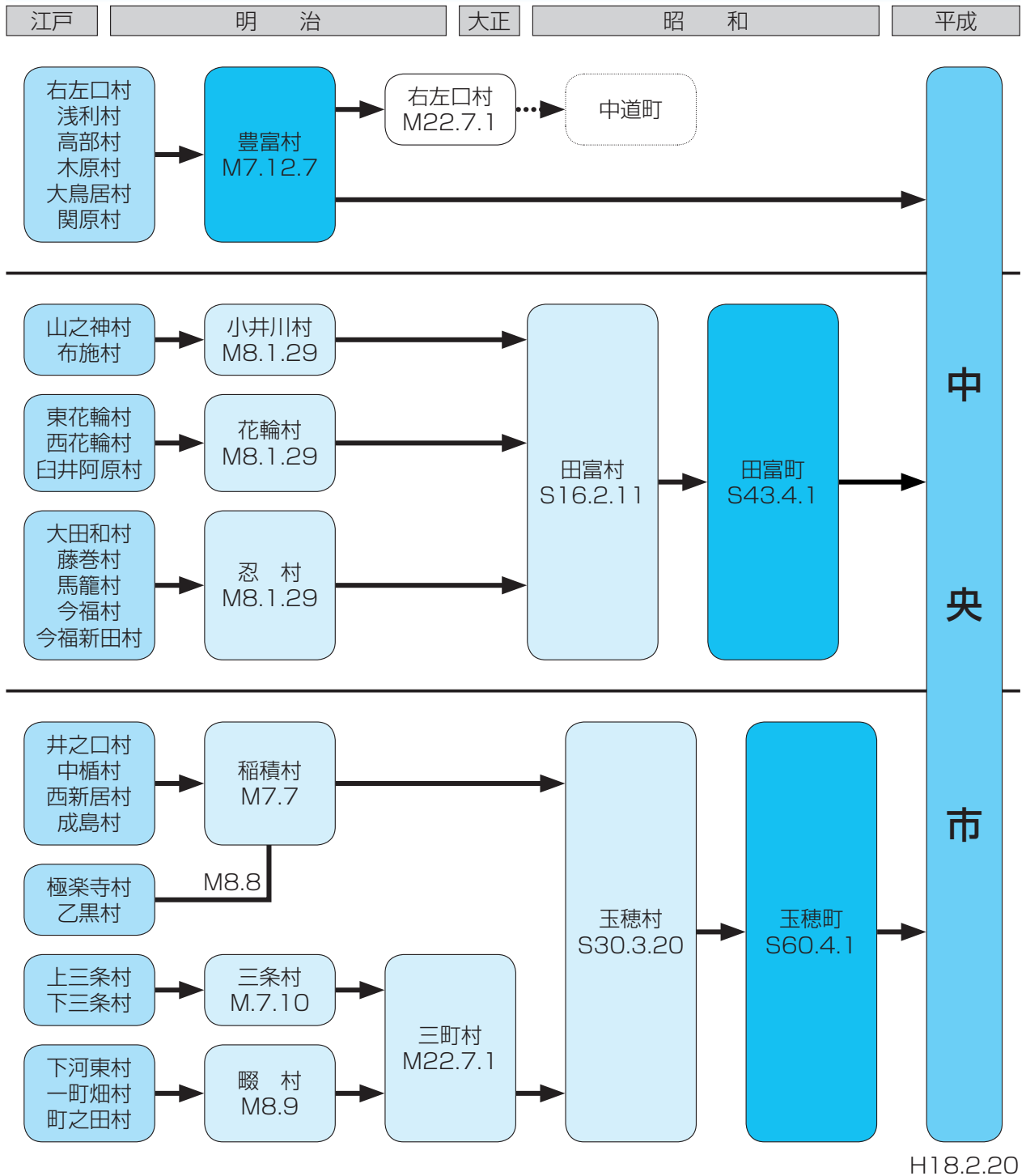
(1) 基本構想

基本構想では、総合計画策定の主旨や市の現状データおよび社会の動きなどを整理し、現状の分析に基づき、今後10年間のまちづくりの基本的な考え方を示します。

*地方分権 国に集中している権限や財源を県や市町村などの地方自治体に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすることを言います。

第2章 本市の概要

1 江戸期から現代に至る本市の変遷



H18.2.20

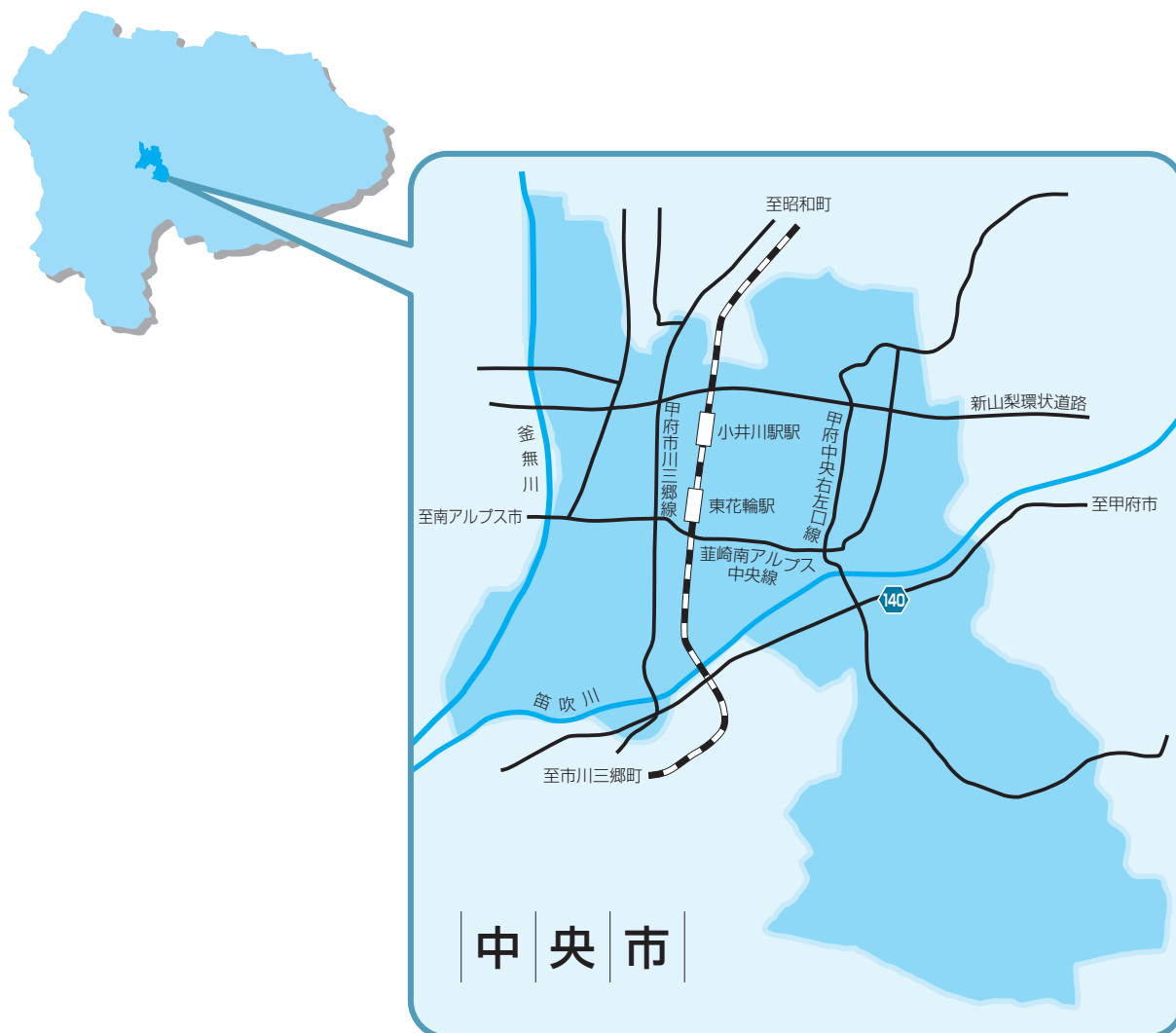
2 地理的条件

本市は甲府盆地の南西に位置し、東は甲府市に、北はJR身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接しています。東京都心からの距離は概ね120kmです。

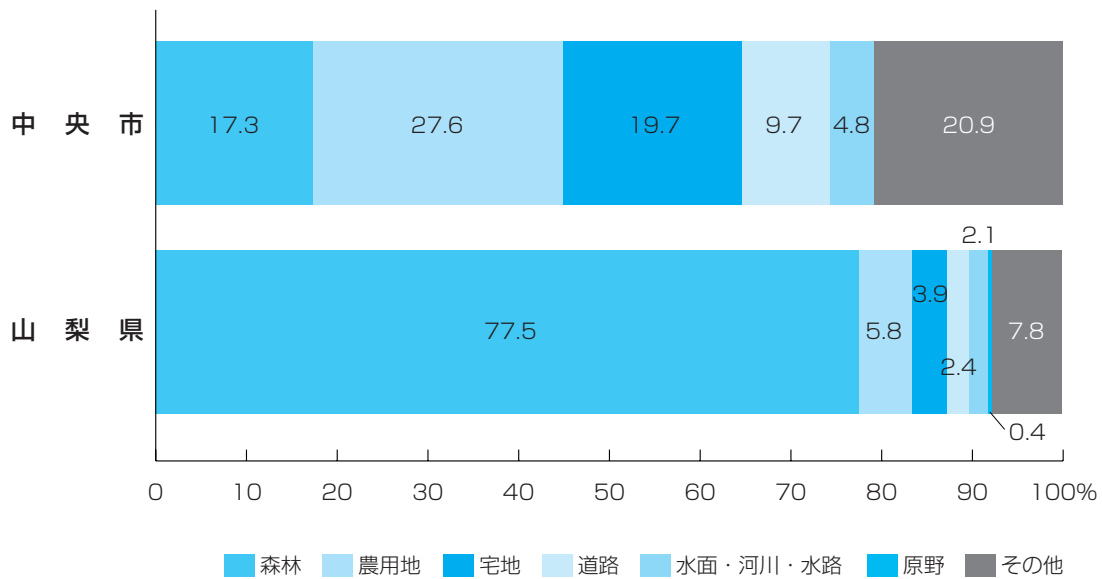
釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられています。平坦部は玉穂、田富の2地区が笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、豊富は山間部に広がる地域となっています。

交通面ではJR身延線が玉穂、田富地区の中間を南北に走っており、それに並行して主要地方道甲府市川三郷線が通っています。また、玉穂地区から豊富地区にかけて甲府中央右左口線が通っており、笛吹川に沿って走る国道140号線と交差しています。

本市の位置



土地利用の現況



出典：平成17年土地利用現況調査

市の土地利用状況を構成比で見ると、「農用地（27.6%）」が最も多く、次いで「その他（公共公益施設等）（20.9%）」、「宅地（19.7%）」、「森林（17.3%）」となっています。県全体との比較で見ると、森林の割合は低く、農用地、宅地の割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが本市の特徴です。

そのため、本市は人が住んだり農業や工業を行ったりしやすい可住地面積^{*}の割合が高く、総面積に対する可住地面積の割合は82.65%と県内全自治体の中で第2位となっています。また、可住地面積1㎢あたりの人口密度は829.5人で県内自治体の中では第12位と、決して高いとはいえません。

こうした可住地面積の広さとその人口密度が決して高くない状況は、本市の更なる発展の可能性を明示するものといえます。

^{*}可住地面積 総面積から林野面積、主要湖沼面積を差し引いた「人が住むことができる土地」のことを言います。

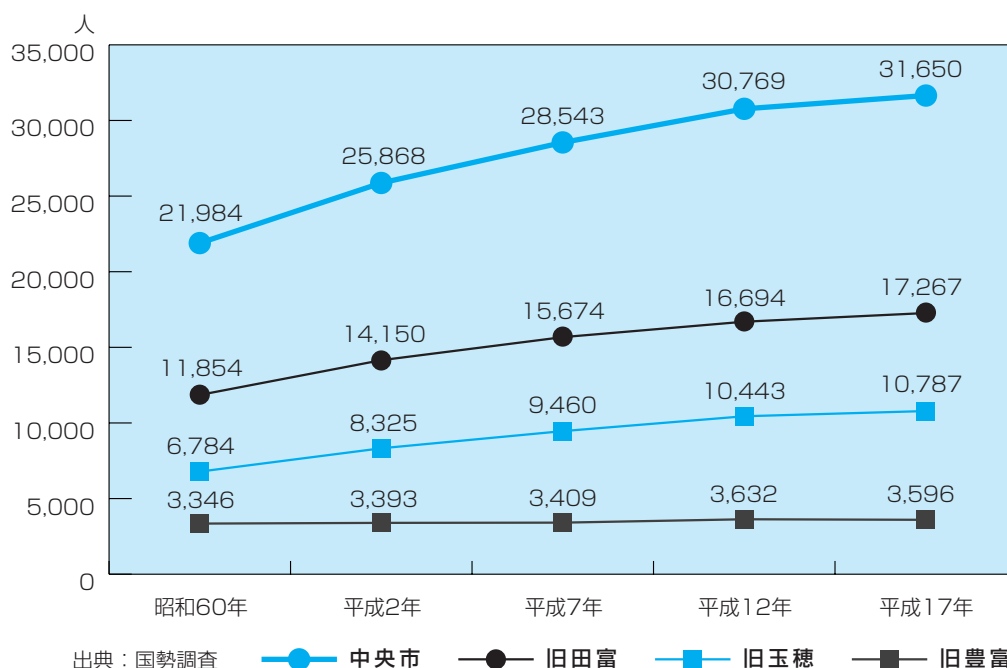
3 本市の人口

(1) 人口の推移と区分別人口

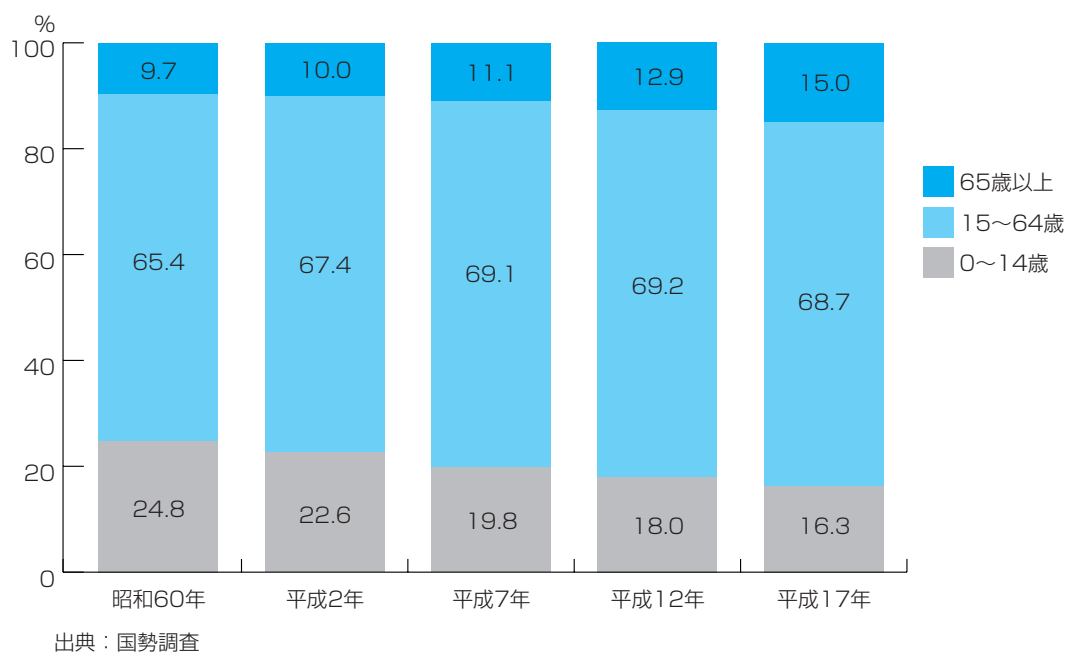
本市の人口は、平成17年の国勢調査では31,650人と平成12年と比較して2.9%の増加傾向にありますが、その伸び率は年々低くなってきており、頭打ちの状況が見えています。平成17年の旧三町村の人口推移を見ますと、旧田富、旧玉穂では若干増加しているものの、旧豊富では減少に転じています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、本市は65歳以上の「高齢者人口」の割合は15.0%で、県平均の21.9%に比べて低く、若い世代が多い地域です。しかし、低い傾向にはあるものの、「高齢者人口」の割合は年々増加しています。同時に、0～14歳の「年少人口」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進展していることが分かります。人口ピラミッドからも30歳前後と50歳代の人口が多く、それに比べ20歳未満の人口が少なくなっていることが見て取れます。

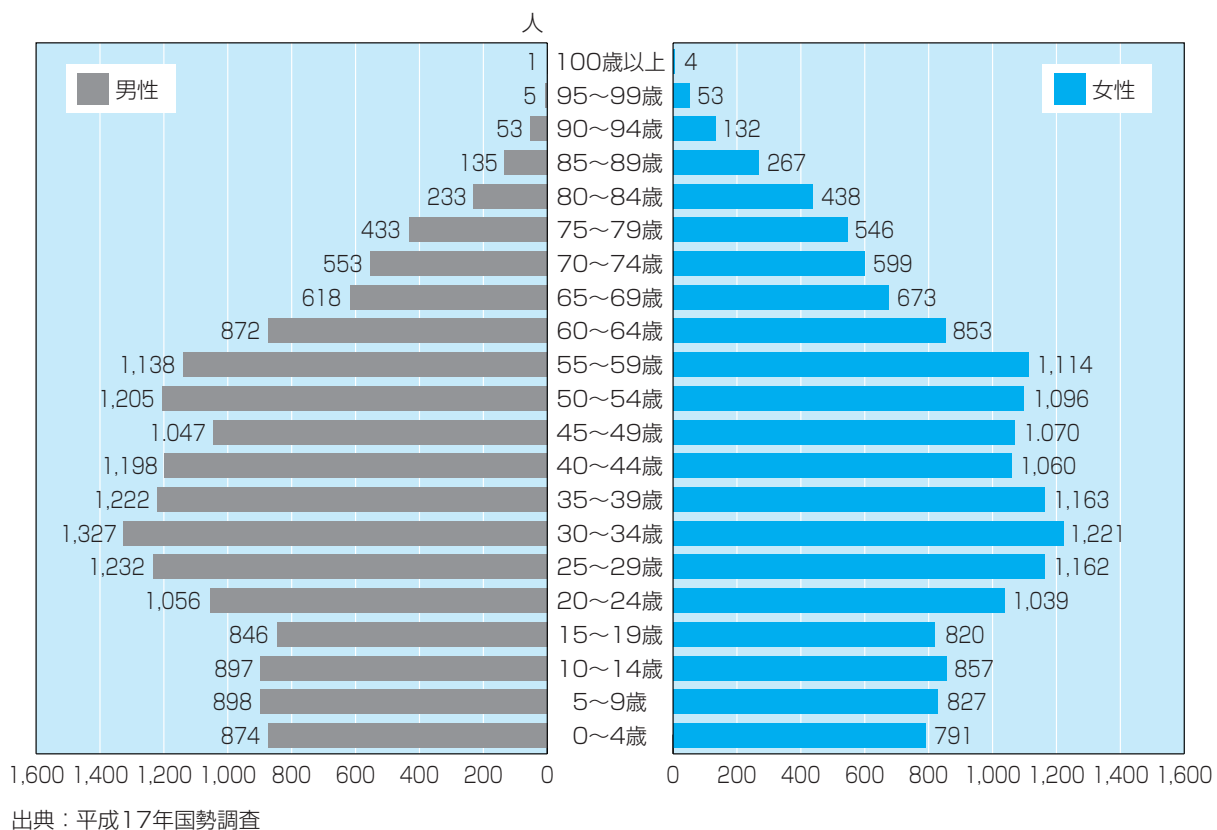
人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



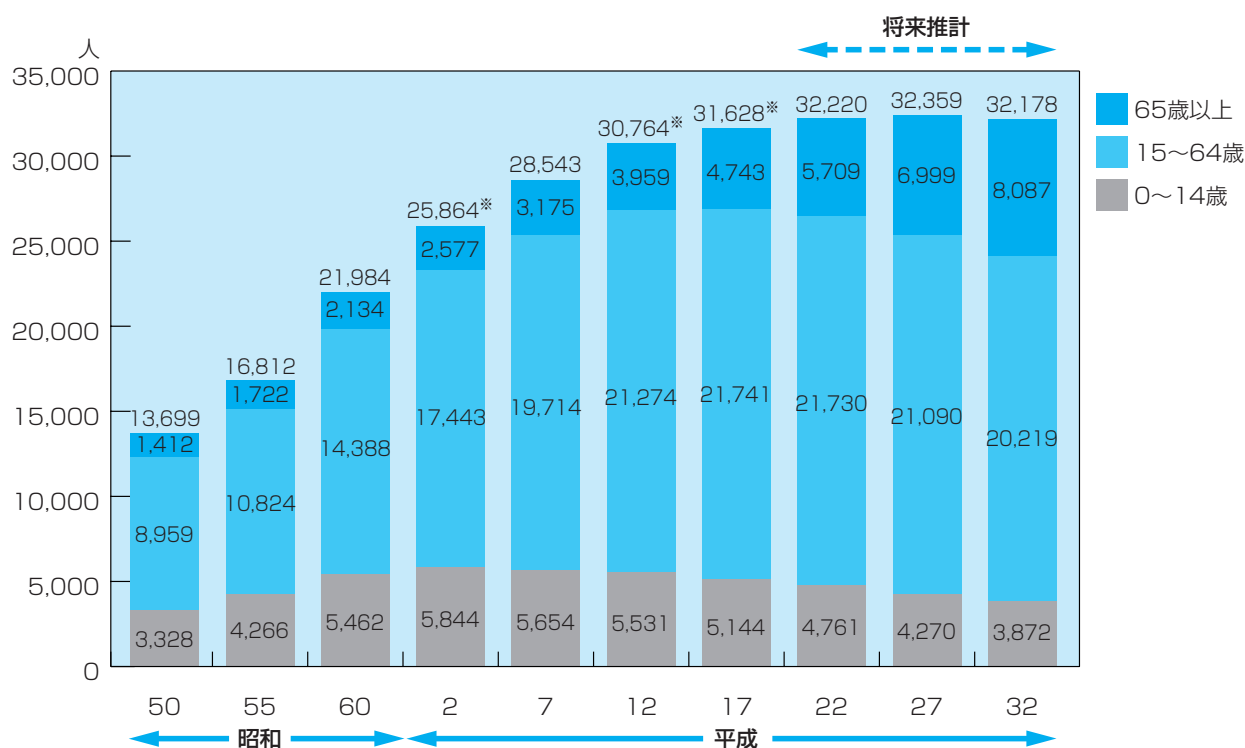
人口ピラミッド



(2) 将来の人口

5年に1回実施される国勢調査によれば、本市の人口は、昭和から平成にかけて急速に増加しましたが、平成12年から平成17年にかけては微増にとどまりました。5歳階級のコーホート要因法[※]による今後の人口推計によれば、今後10年間も微増傾向が続き、平成27年をピークに以後減少に転じることが予想されます。山梨県全体ではすでに人口減少に転じており、今後10年間に限れば、本市は県内でも数少ない人口増加地域となります。

しかし、その内訳を見ると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、その分65歳以上の高齢者人口が増加すると予想されます。その結果、平成17年現在15.0%だった高齢化率は、10年後の平成27年には21.6%、15年後の平成32年には25.1%にまで上昇することが予想されます。



※年齢不詳は除いて表示した。

内訳は、平成2年は旧玉穂町で4名、平成12年は旧田富町で5名、平成17年は旧玉穂町で22名。

<国勢調査を基に推計>

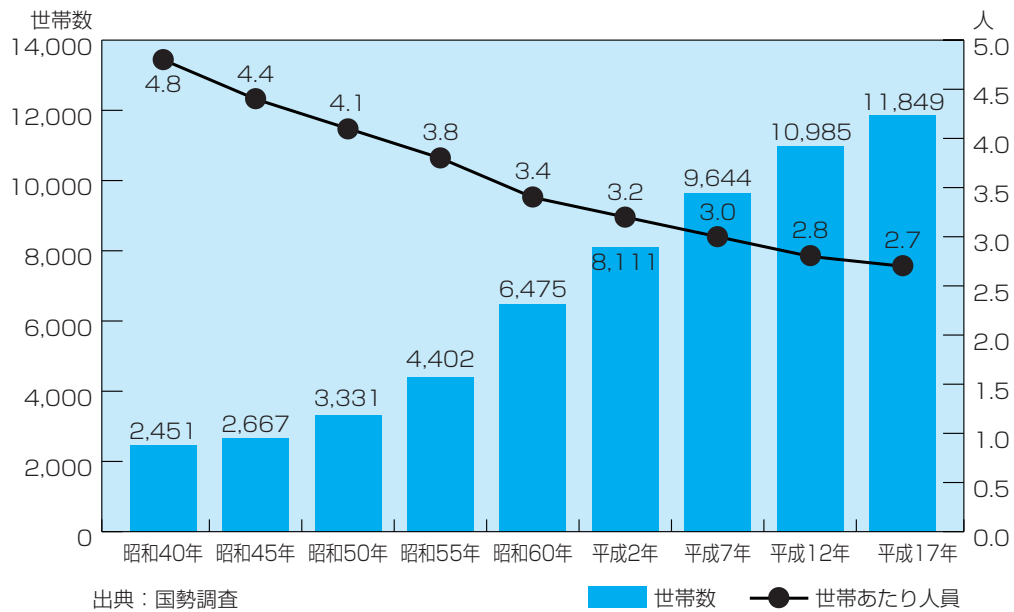
※**コーホート要因法** 人口の変動要因（生存率、移動率等）を加味した男女・年齢階層別の人口を積み上げて計算する方法を言います（コーホートとは、ある年に生まれた人間の集団「同時出生集団」の意味）。

(3) 世帯数と外国籍住民の人口

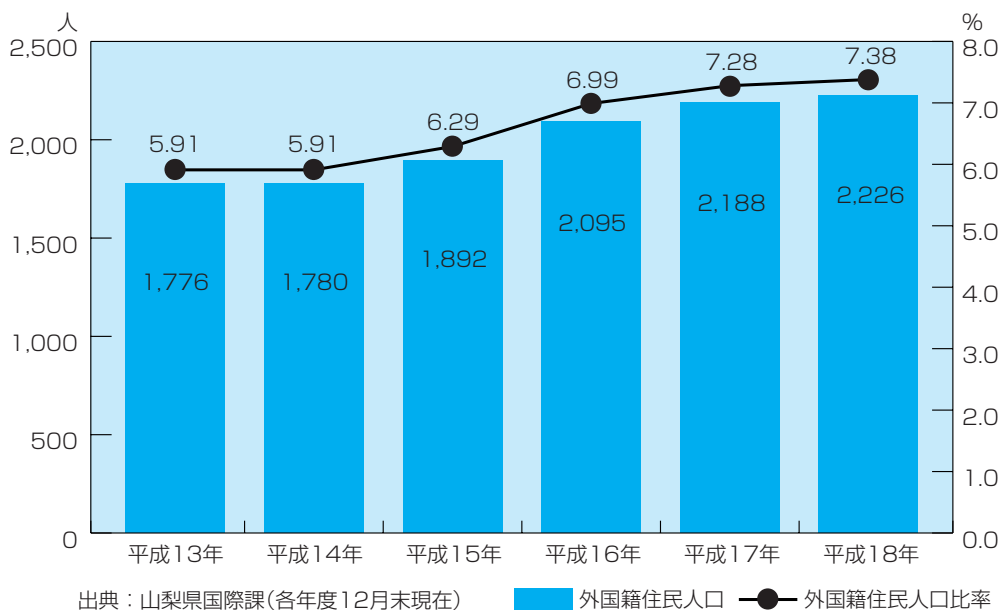
世帯数は年々増加するとともに、一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、県内他市町村と同様、核家族化が進行している状況にあります。

また、外国籍住民の人口比率は7.38%と年々増加しており、近隣自治体に比べて非常に高くなっています。

世帯数と世帯あたりの人員の推移



外国籍住民人口の推移



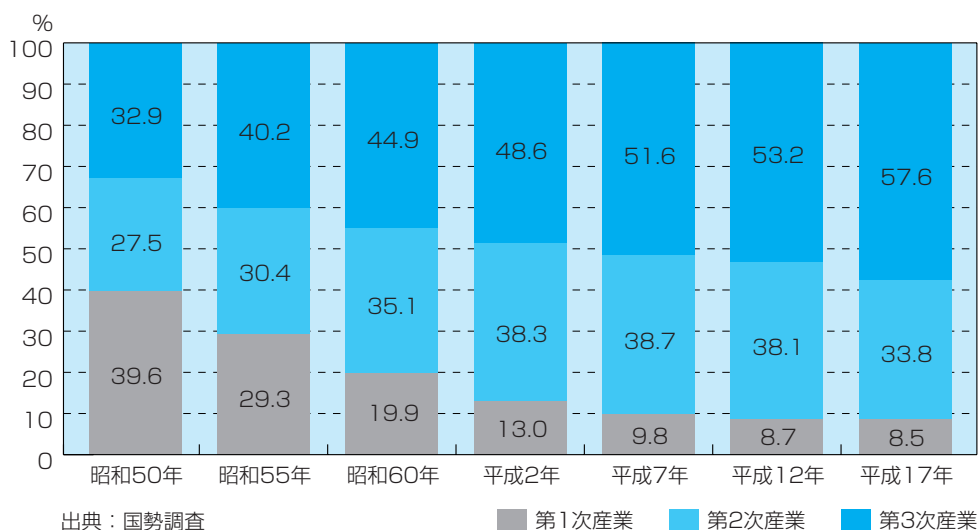
4 本市の産業

(1) 産業一般

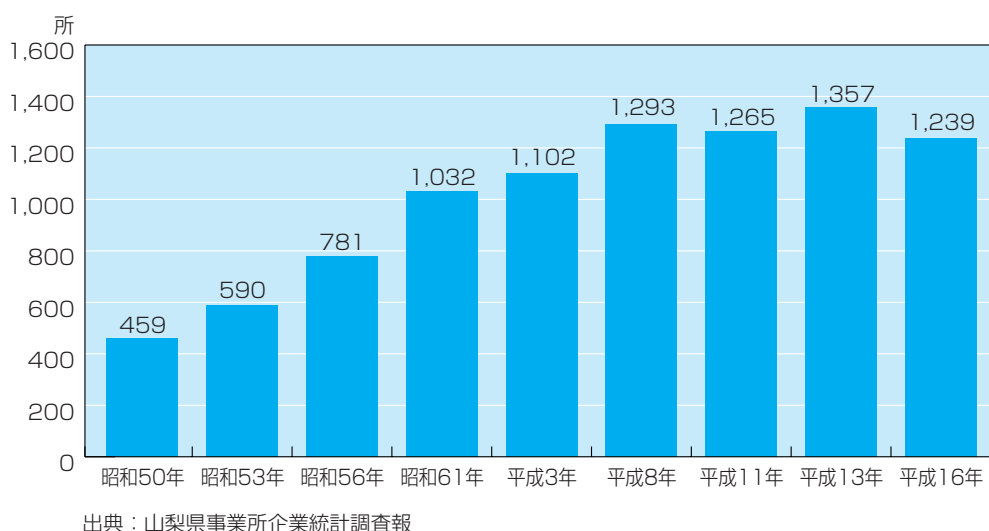
本市の産業別就業人口の構成比の推移は、第3次産業が増加する一方で、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は平成7年まで増加していたものの、近年は減少に転じています。また、昭和50年には第1次産業の割合が40%近くありましたが、年々低下して平成7年に10%を切り、その代わり第3次産業が全体の半数を超えるようになりました。

事業所の立地状況をみると、平成8年まで比較的順調に増えてきましたが、平成11年以降伸び悩みの傾向にあります。

産業別就業人口構成比の推移



民間事業所総数の推移

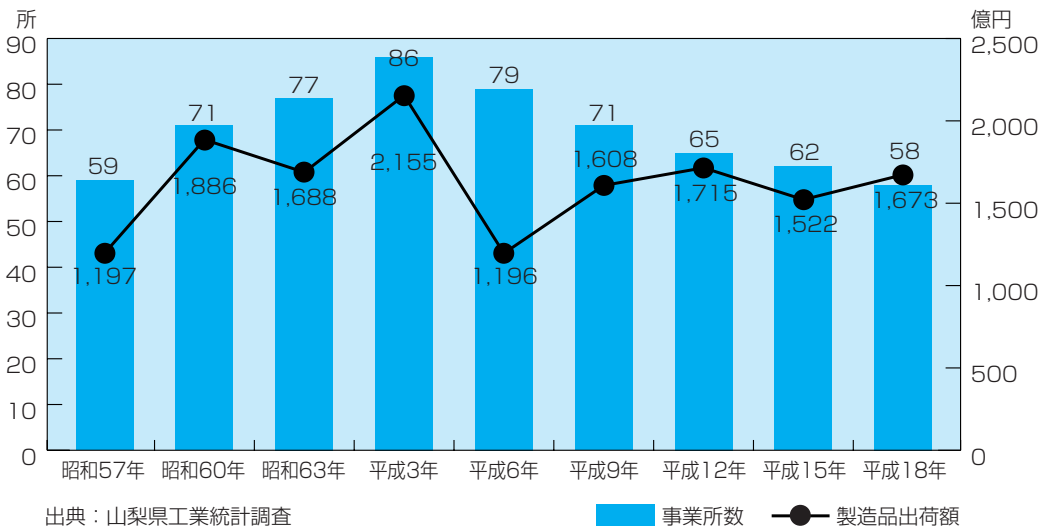


(2) 商工業

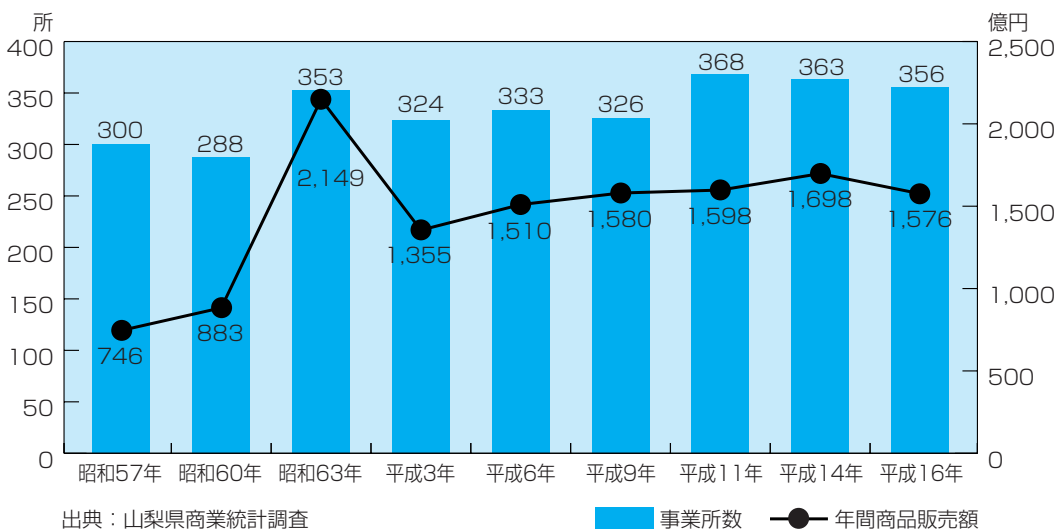
製造業では、事業所数は平成4年をピークに減少傾向にあり、製造品出荷額等^{*}は平成7年に一旦減少に転じましたが、その後は再び増加傾向にあります。

また、商業関係の事業所数は、昭和63年から伸び悩みの状況にあります。一方、年間商品販売額は昭和63年に大幅に増え、その後減少して横ばいの状態が続いています。これは昭和62年に甲府リバーサイドタウンに大型ショッピングセンターができたためと考えられます。

製造出荷額等の推移



年間商品販売額等の推移

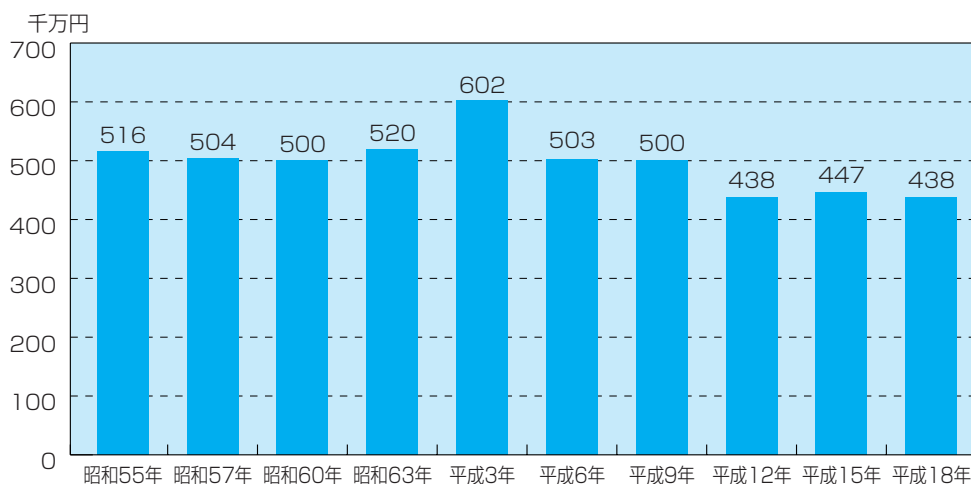


^{*}製造品出荷額等 1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額およびその他（冷蔵保管料、新聞広告料、製造工程から出たくず、廃物等）の収入額の合計を言います。

(3) 農業

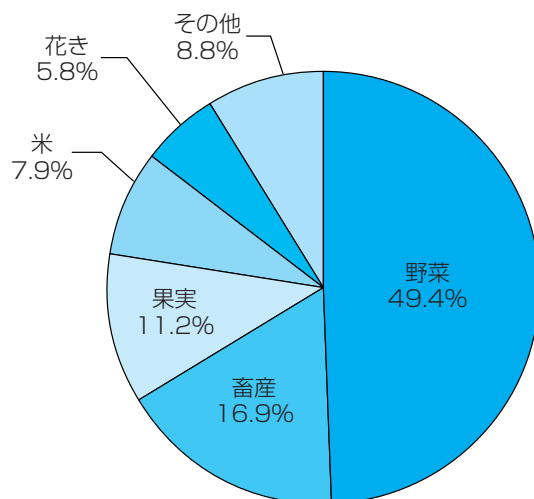
農業では、農業産出額*が平成2年をピークにやや減少傾向が見られましたが、ここ数年は横ばいの状態で推移しています。農業産出額を種別にみると、野菜（49.4%）の割合が高く、次いで、畜産（16.9%）、果実（11.2%）の順となっています。

農業産出額の推移



出典：農林水産省生産農業所得統計

農業産出額種別割合



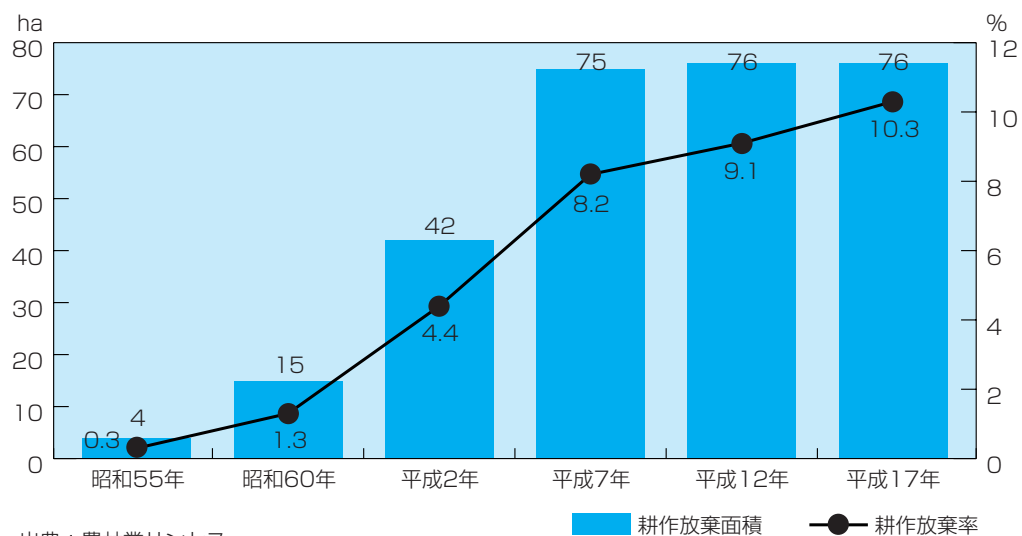
出典：平成17年農林水産省生産農業所得統計

また、耕作放棄地面積*は平成7年にかけて増加傾向にありましたが、平成7年以降はほとんど増えておらず、76haにとどまっています。しかし、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率は上昇しています。

***農業産出額** 農家の人が稲作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額のことを言います。

***耕作放棄地面積** 過去1年間何も作付せず、今後作付する意思のない農地を言います。

耕作放棄地面積の推移



出典：農林業サンセス
 {耕作放棄率=耕作放棄面積÷(経営耕地面積+耕作放棄面積)}

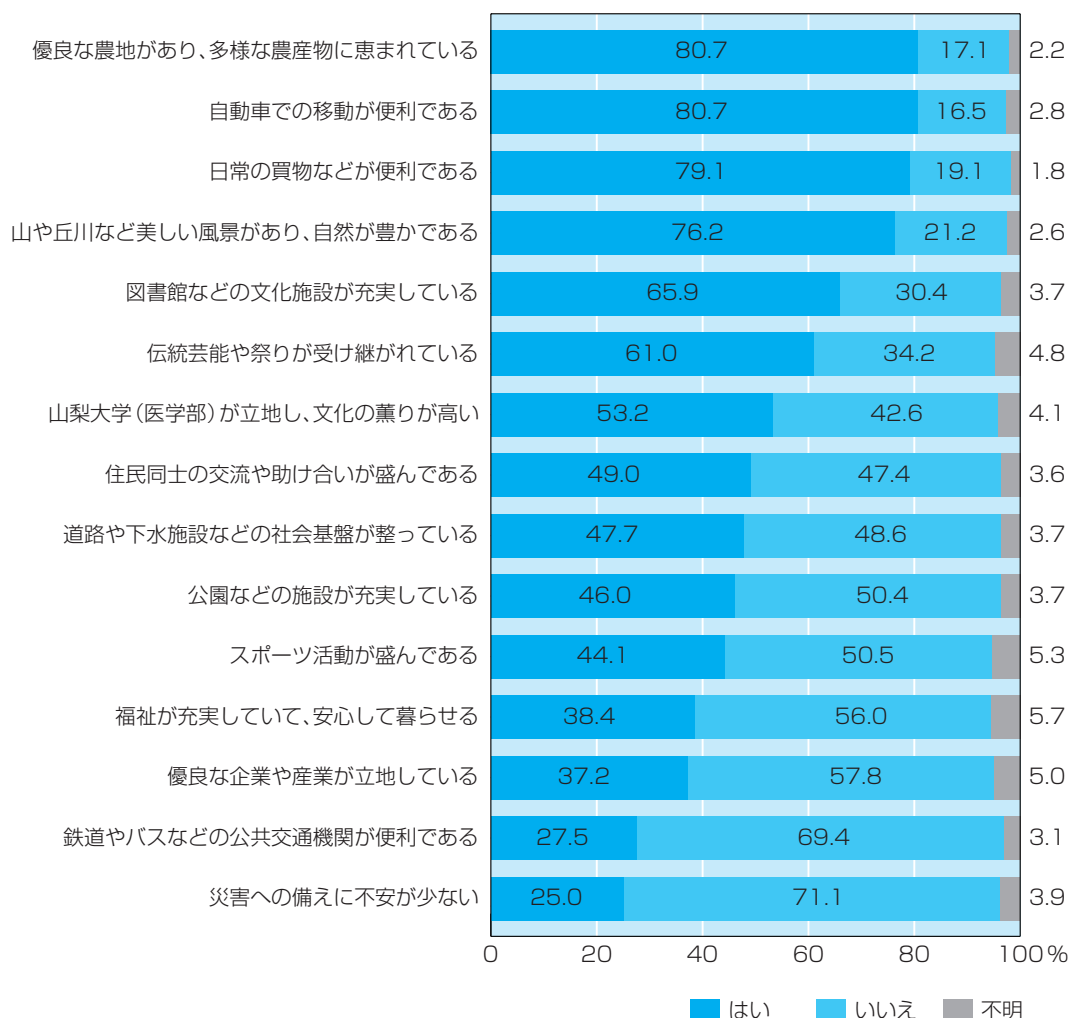


5 市民アンケートより

本計画を策定するに当たり、市民にアンケート調査を実施しました。その結果の抜粋を以下に示します。

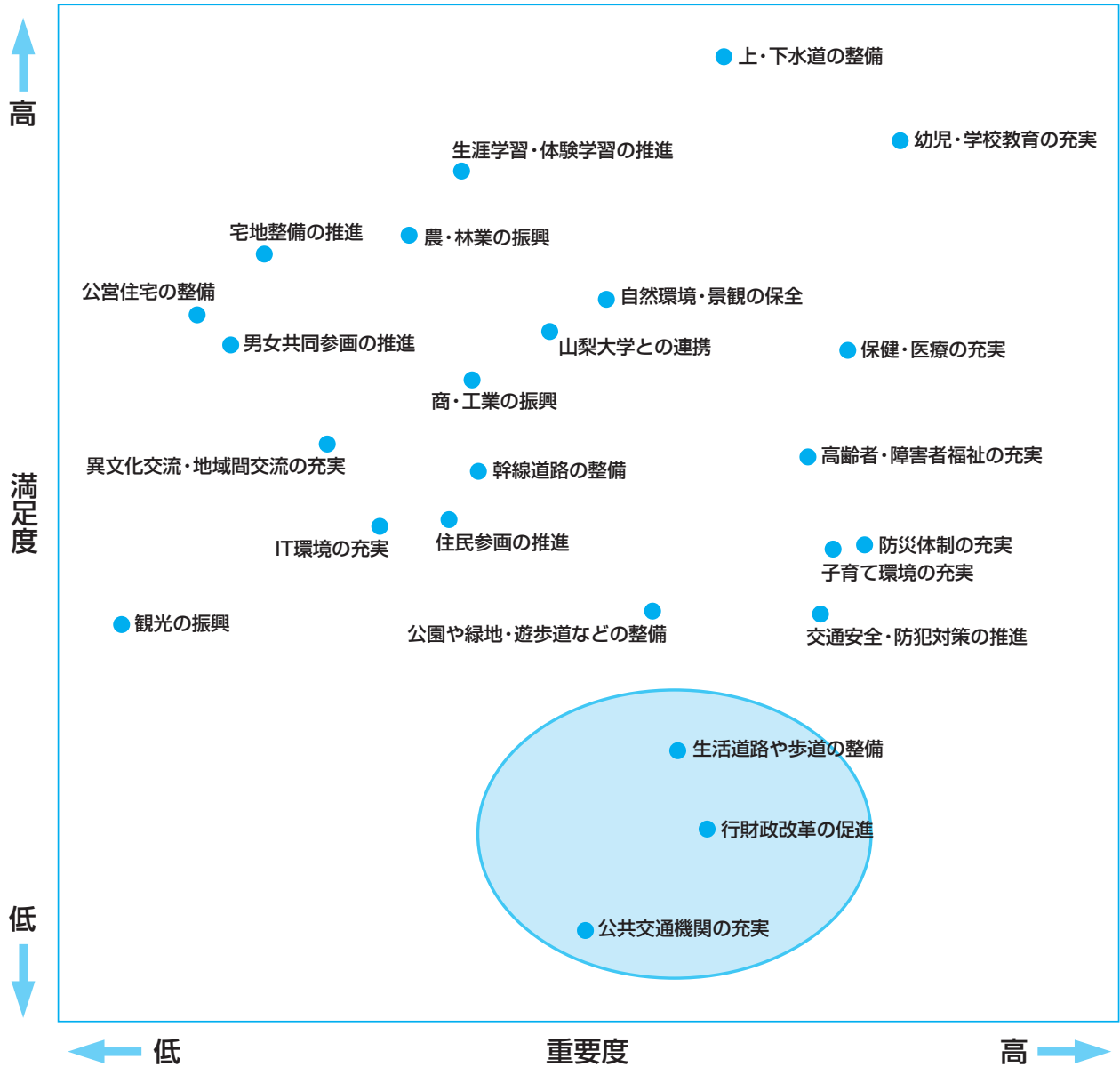
市の魅力について聞いたところ、「優良な農地があり、多様な農産物に恵まれている」、「自動車での移動が便利である」、「日常の買物などが便利である」が約80%の支持を集め、次いで「山や丘、川など美しい風景があり、自然が豊かである」となっています。農作物に恵まれた自然豊かな地域で、自動車での移動や買物などに便利であることを、市の魅力として感じている人が多いことが分かります。一方で、「災害への備えに不安が少ない」「鉄道やバスなどの公共交通機関が便利である」については不満に思う人が多く、30%を下回る低い支持率となっています。

市の魅力について



市の取り組みに関する住民の重要度と満足度に関する調査結果を示しました。図中に楕円で囲ったグループは、「市民意識として重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い」施策分野です。このグループには、「公共交通機関の充実」、「行財政改革の推進」、「生活道路や歩道の整備」が含まれます。これらの施策分野について、重点的な取り組みが求められています。

市の取り組みに関する重要度と満足度



第3章 社会の動向と本市の現状

現在、本市を取り巻く社会環境は大きく変化を遂げています。例えば、全国の地方都市で人口減少と少子化が進み、高齢化が進展しています。高齢化を見据えたまちづくりや福祉の充実が多くの地方自治体の課題となっていますが、長引く地方経済の低迷などから税収は上がりず、また地方交付税等の削減もあり、新たな地域づくりは容易ではありません。同時に、地域への経済的な貢献が期待できる産業誘致についても、招致は難しくなっているだけではなく、自治体間の招致合戦により、より好条件の地域への、企業の移転を食い止めることも容易ではありません。また、まちづくり3法^{*}の改正により、大型商業施設（大型店）の立地規制が強化され、都市郊外への進出は困難になります。一方、IT^{*}の進展や経済のグローバル化^{*}により、産業や経済の動向を把握するには、世界の動きに注視することが必要になっています。また、地球温暖化への対策も世界中で対応しなければならない課題です。

本市においては、現時点では高齢化率は決して高くはありません。しかし、10年後を見据えれば、高齢化に備えたまちづくりを検討することは不可欠です。また、企業や大型店の誘致が困難な中、世界の動きに配慮しつつ、環境対策も盛り込んだ、新たな地域振興策を検討しなければなりません。

本章では、地域の現状に即した政策の策定に向け、本市を取り巻くさまざまな現状について整理します。

1 自治の確立と新しいコミュニティ^{*}の創造（行財政・市民分野）

【行財政の健全化】

本市を含む全国の地方自治体では、地方交付税交付金の削減による財政規模の縮小が余儀なくされる一方で、高齢化に伴う社会保障費が増加するなど、厳しい財政運営を強いられています。また、地方分権や地方自治体への権限委譲、さらには住民ニーズの多様化など、市町村に求められる業務は増大傾向にあります。

こうした課題に対処するため、全国の自治体では、組織のスリム化を目指し、定員適正化計画や集中改革プランを策定するとともに、職員の能力向上、行政評価による事務事業の見直しや民間活力の導入などによる効率的な行政への転換へ動き出しています。

本市においては、市民アンケートの結果、「行財政改革の推進」を市民は重要視しているにもかかわらず、満足度が低い施策分野でした。同時に、市の財政は大変厳しい状

^{*}まちづくり3法 都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の、3本の法律の総称です。大型店の郊外への出店に押され、中心市街地の衰退が顕著であることから、平成18年には、都市計画法、中心市街地活性化法が改正されました。主な改正点は、床面積1万平方メートルを超える大型店の郊外への出店を大幅に規制するとともに、中心市街地における支援措置などの拡充です。

^{*}IT Information Technologyの略。情報技術、情報産業のことを言います。

^{*}グローバル化 国際化。特に、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げることと言います。

^{*}コミュニティ 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体のことを言います。

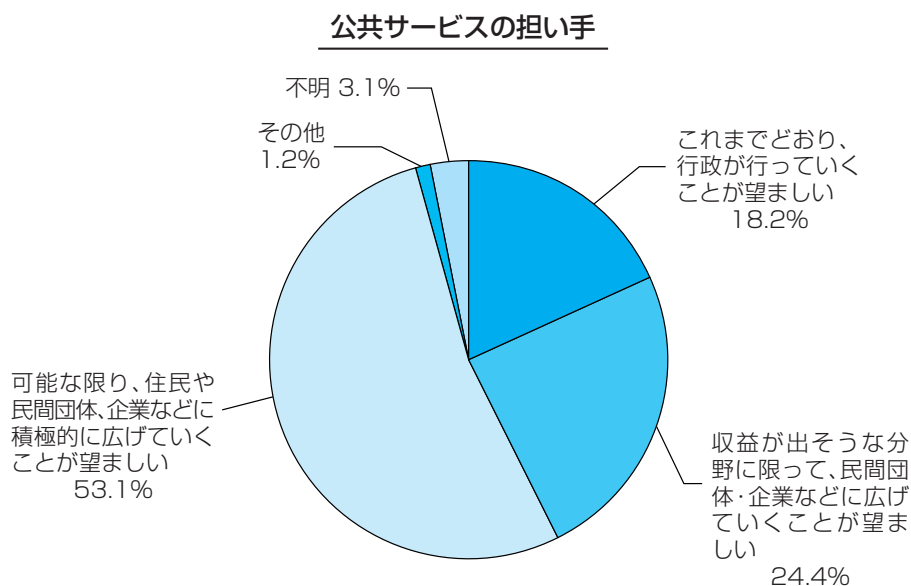
況にあります。こうした現状に対応するため、現在、市では行政改革の具体的な内容をわかりやすく明示した中央市集中改革プランや策定中の行政改革大綱について、広く情報を公開し、市民からの意見も取り入れながら行政改革の推進に努めていくことが必要と考えています。

また、本市では施設上の制約と既存施設の有効活用の観点から、合併前の町村の役場をそれぞれ庁舎とする、分庁舎方式を採用しています。現在は田富庁舎を本庁としていますが、合併時に策定された合併協定項目では、この措置はあくまで暫定的なものであるとされています。

【住民自治】

住民ニーズが多様化する一方で、行政の財政状況は年々厳しくなっています。今後は、これまでのようにあらゆる住民ニーズに行政自ら対応することが難しくなっていくと見られます。そうした状況の中で、全国の自治体では、住民、NPO^{*}、企業との協働^{*}を模索しています。本市においても、指定管理者^{*}制度を導入するなど、協働による行政サービスの向上を目指しています。住民アンケート結果でも、今後の公共サービスの担い手について、「できる限り民間や住民、企業に広げていくことが望ましい」との意見が53.1%と全体の半数に達しました。本市においては、高齢者や若者が中心となりイベントを企画するなど、ようやく市民主体のまちづくりの萌芽が見られるようになりました。

【公共サービスの担い手についての市民意識（市民アンケートより）】



※NPO non profit organization（非営利組織）の略。営利を目的としないで、継続的、自発的に社会貢献活動を行う団体の総称です。

※協働 行政と地域・住民が相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすることを言います。

※指定管理者 多様化する住民ニーズに効率的に応えるため、公共施設の管理・運営を任せられる民間の組織。行政自らが管理・運営していたときに比べ、経費の削減とサービスの向上することが期待されています。

近年では、さらに進んで住民が投票行動による政治参加だけでなく、住民自ら地域の方向性を定め、実践していこうという住民自治の考え方が根付き始めています。これまでも自治会や区、組といった名称の自治活動組織はありましたが、これらはどちらかといえば行政の一組織として役割を担ってきました。新しい住民自治は、一步進んで住民が地域の進むべき方向性を考え、目標に向けて行動する中で行政がサポートしていくといったものです。住民自治の活動単位が、従来の自治会規模で適切であるのかといった議論も行なわれています。

また、国では平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会」の形成を目指しています。さらに国では、担当大臣を設置し、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定してその推進を働きかけています。

本市における平成19年4月1日現在の各種審議会、委員会への女性委員の登用率は平均17.4%で、全国の市区町村平均の25.6%と比較して、低い状況にあります。そこで本市では、平成19年度から平成28年度を計画年度とする「拓け中央輝きプラン」を策定し、その推進に取り組んでいます。

【住民サービス】

市役所に対する住民ニーズが多様化する中、夜間や休日における開庁や行政手続きのオンライン化*、ワンストップ化*、短縮化などが求められるようになってきました。特に、オンライン化を支える電子自治体への転換は国のIT国家戦略である「IT新改革戦略」でも重要視されており、世界一便利で効率的な電子行政の実現が目標とされています。本県においても、平成16年に山梨申請・予約ポータルサイト「やまなしくらしねっと*」の稼働が開始され、住民票等の電子申請、公共施設の予約等が可能になりました。

平成19年現在、本市では自動交付機が導入されており、12月29日から1月3日を除く毎日8時から20時に住民票や印鑑証明の交付を受けることができます（利用カード発行枚数約9千枚）。また、電子自治体を目指し、システムの構築などを進めているものの、その認知度や利用状況は低調で、平成19年4月現在の住基カード*の発行枚数は102枚（普及率0.34%）にとどまっています。

*オンライン 通信回線などによって、人手を介さずに情報を転送できる状態のことを言います。

*ワンストップ 一箇所または一度の手続きで、必要とする用事が足りることを言います。

*やまなしくらしねっと 対面によって行われていた申請・届出業務、県内施設ガイド／予約業務などを電子化し、また、メールマガジンやアンケートなどをサービス化した行政サービスの玄関（ポータルサイト）です。

*住基カード 住民票コードなどが記録されたICカードのこと。希望者に対して各市区町村が通常有償で交付している。身分証明書としての利用のほか、住民票の交付や公的個人認証サービスの電子証明書の記録媒体として利用できる。

【多文化共生】

全国の外国人登録者数は約200万人（平成16年末現在）で、直近の10年間で約46%増加しました。今後、更なる増加が予想され、外国籍住民への施策は一部の地方自治体だけでなく、全国的な課題です。

全国の地方自治体では、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域国際化を推進してきました。さらに、今後は「多文化共生」を第3の柱として、地域国際化を引き続き推し進めていくこととなります。山梨県でも、平成18年に「多文化共生研究会」が設置され、研究会報告書をもとに「やまなし多文化共生推進指針」が策定されました。

本市の外国人登録者数は2,239人（平成19年3月末）で、人口の約7%に達し、全国的にみても高い水準です。国籍別に見た外国籍住民の比率では、ブラジル籍が全体の約7割を占めています。市内には、外国籍児童が約16%を占める小学校や、約20%近くが外国籍園児の保育園があります。現在、外国籍児童の教育環境に配慮し、田富小、田富南小、田富中に通訳者を各1名配置しています。

外国籍住民の中には日本語が不自由な方もおり、そうした方への行政情報の伝達は難しい状況です。特に、医療機関において言葉が通じないことに対する不安を訴える方が多くなっています。また、市役所以外の公共施設には通訳がおらず、市の広報紙も外国語に対応していないため、本来であれば受けられるべき住民サービスを受けていない方もあります。その他、災害発生時における避難場所や避難路の情報についても、外国籍住民にいきわたっているとはいえません。また、避難所での様々な情報の周知も難しいことが予想されます。

国際交流の分野でも、グローバル化が急速に進展する今日の国際社会では、文化、政治、経済など様々な面において地理的な隔たりを越えた国際交流がますます活発になっています。

本市は、甲斐市、南アルプス市、昭和町とともに、中華人民共和国四川省都江堰市と友好都市を締結し、平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定の原則に基づき、友好的な交流と協力を目指しています。現在は、主に田富中学校と都江堰中学校において学校間交流を行っています。

平成19年1月に国際交流協会が設立されました。協会の設立主旨は、各国とのあらゆる分野の交流を通して友好を深め、市民の国際的な視野を広げることとされています。

2 暮らしやすさに配慮した地域づくり（基盤整備分野）

【生活基盤】

道路は、日常生活や社会経済活動を支える基本的な社会基盤であり、今後とも地域の振興や活性化のため、幹線道路網と身近な生活道路までの体系的な整備が必要です。し

かし、国、地方とも財政状況は厳しく、安易な公共事業の実施を許さない状況にあります。道路整備には、効率性と明確な効果が求められています。総合計画策定に際しての市民アンケートでは、特に生活道路や歩道の整備など身近な道路環境について、重要度は高いものの満足度が低い状況にありました。また、国道、県道などの幹線道路相互の連絡が、十分に図られていないとの指摘もあります。

また、公共交通機関は通学、通勤の足として重要であり、地球温暖化対策としても有効で、かつ安全な輸送機関です。しかし、車社会の進展とともに、特に地方都市では利用者の減少が深刻です。不採算路線については廃線を余儀なくされ、自家用車を所有しない人や子ども、学生、高齢者といった交通弱者の移動の手段が奪われています。こうした廃線のあとを、自治体がコミュニティバスを運行する事例も増えています。本市においても、駅から各地域の主要施設、山梨大学医学部などを結ぶバス交通が不十分であり、地域の車依存に拍車をかけています。また、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段という観点からも路線バス網の整備は十分とはいえません。JR身延線は特急の停車する東花輪駅と普通列車のみが止まる小井川駅があり、市内公共交通の中核となっています。しかし、東花輪駅前については、構内敷地と公道の境界が不明確であり、電車の発着時には渋滞の原因になるとともに、たいへん危険な状況になっています。

水道は、日常生活や産業活動に欠かせない最も基本的な社会生活基盤です。安定供給はもとより、近年ではより安全でおいしい水の供給が望まれています。市内の水道事業は、田富地区が上水道、豊富地区が簡易水道、玉穂地区は隣接する甲府市水道局から供給されています。これらの施設の一部では、老朽化が指摘されています。

下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの生活排水処理施設は、河川や地域環境の浄化に必要不可欠な施設です。地域特性や経済性を考慮しつつ、事業が選択されています。本市の公共下水道の普及率は、平成19年3月末現在の旧田富・玉穂地区で62%となっています。同地区の水洗化率は、87%です。また豊富地区では、平成19年3月末現在の農業集落排水の普及率が94%となっています。なお、よし原処理センター事業は、リバーサイド地区・山梨県流通センター・トラックターミナルの汚水処理を担っているものの、施設の老朽化が進み、修繕費等の費用がかさんできています。

2006年1月、今後5年間のIT国家戦略である「IT新改革戦略」が策定され、世界一便利で効率的な電子行政の実現に向けた方策が示されました。「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会（ユビキタスネットワーク社会）の実現」に向け、国を挙げた取り組みが進められています。本県においては、県が整備した光ファイバ網「山梨県情報ハイウェイ^{*}」が、実用段階になってきています。

【身近な生活空間】

全国的に、中心市街地が衰退し、都市機能が無秩序に薄く拡散している状況にありま

^{*}山梨県情報ハイウェイ 高速情報通信基盤の幹線として県内の主要道路に張り巡らされた光ファイバ網のことで、平成16年度から平成18年度に整備されました。

す。国においては、まちづくり3法の改正を行い、郊外の開発を抑制し、歩いて移動できる範囲内で、日常生活に不自由のないコンパクトなまちづくりを目指しています。本市においては、人口は今後10年程度微増傾向が続き、それに伴い世帯数も増加することが予想されます。当然、良質な住宅へのニーズは将来的にも高まっていくことが予想されます。

公園・緑地は、人々の生活に潤いを与え、住民同士の交流の場や、災害時の避難場所など、多目的に利用されています。平成17年度末現在の1人当たり都市公園面積は、全国平均、山梨県平均とも9.1㎡となっています。本市においては、1人当たり都市公園面積は2.2㎡と、全国平均や県平均と比べてきわめて低い水準にあります。こうした状況は、市民アンケートの結果にも表れており、公園や緑地、遊歩道などについての市民の満足度は決して高くはありません。

公営住宅は、社会的弱者の居住安定を確保するためのセーフティネット*として、供給が進められてきました。また近年は、若年世帯の定住促進を図る狙いで公営住宅を整備する事例も増えています。しかし、老朽化した公営住宅が増加する中で、築年数の浅い住宅や高齢者向けバリアフリー*住宅などに人気が集中するなど、多様化するニーズに対して供給が十分に追いついていない現状にあります。本市の市営住宅は、平成19年4月現在で111棟、286戸あります。そのうち178戸（63.3%）が築年数30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

また、現在土地取引の円滑化や個人の資産を明確にする上で大変重要な地籍調査が進められています。現在、登記所に備え付けられている地図は、約半数が明治時代に作られた公図などをもとにしたもので、境界、形状などが現実とは異なっていたり、土地面積が正確ではない場合があります。国土調査法に基づき、土地の所有者、地番、地目の調査、境界の確認をし、測量することにより地籍を確定させる作業が急がれています。本市の地籍調査の進捗状況は、市面積のおよそ55%が完了している状況です。地区別にみると特に田富地区で多く未調査地区が残っています。

3 安全・安心の地域づくり（安全・安心分野）

【自然災害対策】

近年、世界各地で大地震が多発しているほか、国内でも阪神淡路大震災以降も、鳥取西部地震、新潟中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震など、各地で甚大な地震災害が発生し、大きな被害をもたらしています。山梨県は東海地震の「地震防災対策強化地域」に指定され、国や地方自治体において、地震被害を最小限に抑える対策が早くから講じられてきました。また、地震以外の自然災害についても、近年全国で多発しています。特に集中豪雨などによる水害や土砂災害は、毎年全国で発生し、多くの国民の命

*セーフティネット 経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策のことを言います。

*バリアフリー 建築物や公共スペースなどにおいて、段差などの障壁（バリア）をなくすことを言います。障がい者や高齢者の生活に配慮した仕様のこと。また、心理的な障害を取り去り、誰もが差別なく参画できる社会のことにも指す場合にも用います。

や財産が奪われています。

本市では、現在「防災計画」「国民保護計画」「洪水ハザードマップ^{*}」を策定し、災害対策を中心とした市民の安全を図る体制作りを進めています。しかし、市民アンケートによれば、「災害への備え」について、不安を持つ市民が未だ71.1%と大変多い状況にあります。

また、自主防災組織（75団体）と消防団による防災訓練が年1回実施され、自主防災組織が独自で個別訓練や学習会を行うなど防災の機運が高まってきているものの、全体的には市民の防災に対する「自助」「共助」の意識は未だ低い状況です。さらに、防災ボランティアの育成や外国籍住民への防災に対する啓発や情報提供が不十分です。同時に、大規模災害の発生を想定すれば、在宅で寝たきりの住民や虚弱者、妊娠中の女性、障がい者などの避難体制や災害対応（受け入れ医療機関・避難誘導の仕方・要援護者の名簿の作成等）は十分とはいえない状況にあります。

特に重要な課題は、建築物の耐震化です。平成7年に起こった阪神淡路大震災の死者のうち9割が住宅・建築物の倒壊によるものでした。国では、住宅と一定規模以上で多数の利用者が見込まれる建築物（学校・病院・百貨店等）の耐震化率を、それぞれ平成27年までに90%にすることを目標としています。県の東海地震被害想定調査（平成17年）によると、本市は旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建築された住宅のうち概ね26%に当たる1,120棟が被災建築物（全壊または半壊）と想定されています。市が行った耐震診断（昭和56年5月以前建築）の棟数は、平成16年度110棟、17年度55棟、18年度25棟で、診断率は4.4%と低調です。その理由としては、プライバシーや改修費の問題、診断制度自体の認知度の低さが挙げられます。また、一部公共施設には、耐震診断および耐震工事が未実施のものがああります。

【交通事故・防犯】

交通事故死者の減少が進んでいるにもかかわらず、高齢者が巻き込まれる交通事故は依然減っていません。こうしたことから、安心して歩けるまちづくりに向けた取り組みが動き始めています。本市においては、新山梨環状道路や昭和バイパス、古府中環状浅原橋線、国道140号線等の幹線道路の整備に伴い、周辺の交通量はうまく分散され、一地域への交通の集中は発生していません。しかし、交通事故が予想される危険箇所は未だ多く残されており、市内交通事故発生件数は年間242件（平成18年）と比較的多く発生しています。すでにさまざまな機会をとらえた講習会や交通指導が実施されているものの、通学路上に幹線道路の横断箇所や防犯灯が少なく危険な箇所があることも事実です。

また、市民アンケートによると、身の回りで見受けられる問題として「生活道路の狭さ、歩道などの未整備」をあげる市民が最も多くなっています。

^{*}ハザードマップ 災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたものを言います。

社会経済、情報化、国際化の進展を背景に、一般市民を巻き込んだ凶悪犯罪や詐欺まがいの商法が増えています。警察力の強化とともに地域防犯体制の整備が重要視されてきました。特に米国の同時多発テロ以降、国家レベルでの有事に対するリスク管理*が望まれています。国民保護法施行により、地方自治体においても、国に準じ武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護する具体的な役割分担を定める国民保護計画を策定することになっています。

本市においても、犯罪とは全く無縁ではなく、市民アンケートにおいて、身の回りで見受けられる問題として「犯罪の増加」を指摘する市民が多くなっています。

4 資源を大切に暮らす（環境分野）

【環境への取り組み】

京都議定書により、わが国の温室効果ガスの排出削減目標は、1990年を基準に2012年までに6%削減と決まりました。実際には、削減はおろか、基準年を5年後に控え増加傾向にあります。

山梨県では、国の活動を受け、山梨県地球温暖化対策推進計画を策定し、同期間に15.8%の削減を目標として掲げています。家庭、企業向けに地球温暖化を防ぐ行動を細かく提示し、またNPO法人フィールド21を山梨県地球温暖化防止活動センターに指定し、県民に対する啓蒙啓発相談活動を展開しています。

こうした中、バイオマスエネルギー*はコスト面などから敬遠されていましたが、二酸化炭素を放出しない持続可能なクリーンエネルギーとして注目を集めています。国でも「積極的に導入を図っていくことが適当」として、研究開発に力を入れています。

本市においては、民間企業を除き、地球温暖化防止に向けた具体的な取り組みはそれほど活発化していません。特に、車社会が進行していることから、人が移動する際に利用する車からの二酸化炭素の排出が多くなっています。

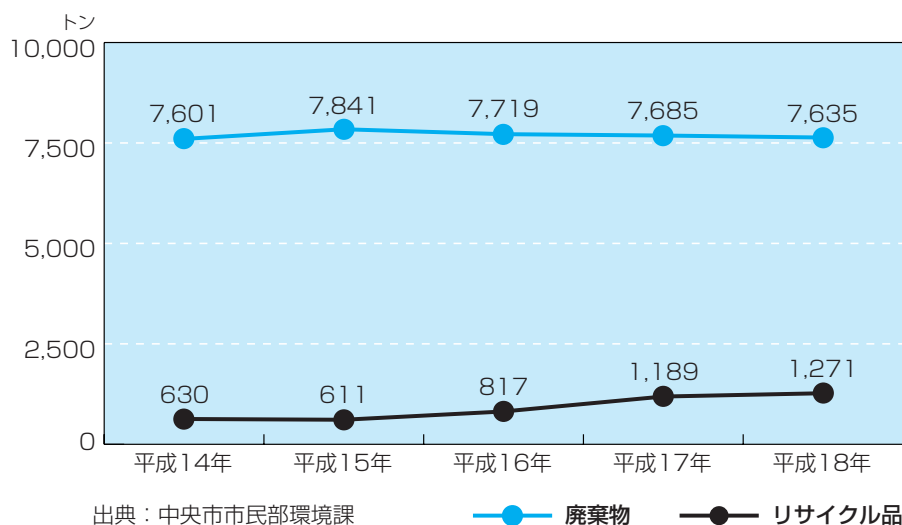
日本における資源等の投入量は年間20.7億t（平成14年）で、28%にあたる5.8億tは廃棄物となります。また、約5割は建設物として一旦は蓄積されるものの、これらも数十年後には取り壊され廃棄物となります。国土の狭いわが国にとって、最終処分場の確保の問題から、廃棄物の削減が喫緊の課題です。そのために、①ごみの発生を抑制（リデュース・Reduce）、②不要物の再使用（リユース・Reuse）、③再使用できないものは資源として再生利用（リサイクル・Recycle）の「3R」が推進されています。

本市では、燃えるごみや燃えないごみのいわゆる一般ごみのほかに、ペットボトルやアルミ缶、ダンボールや新聞紙などのリサイクル品、市の指定袋に入りきらない粗大ごみの大きく分けて3つの収集区分があります（市で収集しない廃棄物は除く）。リサイク

***リスク管理** 将来どのような問題が発生するかを想定すること、また発生した問題にどのような対応をとるかということです。

***バイオマスエネルギー** バイオマスとは、生物資源の量をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のことです。バイオマスエネルギーとは、そのバイオマスを原料として得られるエネルギーのことで、地球規模でみてCO2バランスを壊さない、持続性のあるエネルギーです。

廃棄物・リサイクル物・資源物排出量の推移



リサイクル品は、平成14年からの4年間で2倍になるなど順調に増えているものの、その割に一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は約7,600 tと高止まりしています。

リサイクルについては、各自治会のリサイクル収集日および3地区の庁舎にそれぞれ24時間リサイクルステーションを設置し、分別収集を呼びかけています。また、豊富地区では生ごみを「とよとみクリーンセンター」に搬入、肥料化して活用しています。田富の学校給食の残飯も同センターに持ち込み、リサイクルを図っています。さらに、全国的に耕畜連携が注目される中で、本市においても地域の自主的な取り組みとして、畜産廃棄物をたい肥化し、農産物直売施設を通してそのたい肥を地域の農家が利用する循環システムが構築されています。

現在、豊富地区で発生したごみは、一旦青木ヶ原ごみ処理センターに保管し、長野県小諸市と佐久市に運搬して処理・処分しています。今後は、田富地区や玉穂地区と同じ中巨摩清掃センターにおいて、処理することが望ましいと考えられますが、そのためには、関係市町村との協議が必要となります。

その他の環境問題として、悪臭や野焼き、不法投棄があります。悪臭や野焼きについては、苦情などに迅速に対応し、原因者との話し合いの上、個々の事例ごとに解決を図っています。不法投棄に関しては、小河川などへの投棄があとを絶たず、対策に苦慮しています。

5 少子高齢化への対応（児童・高齢者・母子保健・福祉分野）

【母子保健】

母性及び乳幼児をとりまく社会環境は、少子化・核家族化・女性の職場進出等で変化してきています。また、親側の問題としては育児不安や児童虐待の問題が増え、逆に子ども側の問題としては、引きこもりやいじめ・自殺等、子どもたちの心の問題などが増

えています。子どもの食生活においても、朝食欠食、孤食^{*}などの食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られるような心と身体の問題が生じてきています。国では、母子保健の「めざす姿」として、妊娠期から出産、子育て、思春期までの一連の期間を安全で安心なものとするよう検討が進められています。

近年、本市の出生数は年間300人前後と微減傾向にあり、今後大幅な増加は期待しにくい状況です。良好な育児環境を創出し、子育て世代にとって住みやすい地域を作っていくことが必要です。しかし、核家族化の進展などにより、育児の負担が母親に集中していることから、育児不安を訴える母親が少なくありません。こうしたことから、父親の育児参加や母親が相談可能な環境をつくることが重要になってきます。

また、外国籍住民の世帯は、健診や育児学級などへの参加率が低く、適切な育児環境の提供が出来ているとはいえません。

【児童福祉】

近年、少子化が急速に進行しています。平成18年の合計特殊出生率^{*}は1.32と前年の1.26に比べ若干改善がみられましたが、今後大幅な改善は期待できません。子育て期家庭における、雇用や賃金など経済的な不安が背景と考えられます。

一方、30歳代男性の4人に1人は週60時間以上働いており、子どもと向き合う時間を奪われ、家事・育児の負担は女性に集中する傾向にあります。同時に、核家族化の進行や地域の共同体機能が失われることにより、身近に相談できる相手がおらず、不安な気持ちを持ちながら、子育てと向き合う女性が増えています。

こうしたことを背景に、国や地方自治体では子育て支援に力を入れています。児童手当制度における乳幼児加算が始まりました。また、子育て初期家庭に対する子育て支援ネットワークの構築が推進されるとともに、全家庭を対象に地域における子育て支援拠点の拡充が図られています。

そのほか、待機児童ゼロへの取り組みが強化されるとともに、病児、病後児保育、障がい児保育の拡充が急がれています。また、社会問題となりつつある児童虐待については、児童虐待防止対策および要保護児童対策の強化が進められています。

本市においては、県内他市町村に比べ、現時点では若年層や子育て世帯の人口が比較的多くなっていますが、その割合は今後低下することが予想されます。市民アンケートでは、「理想と考える10年後の中央市」として、「子育て支援制度が充実し、子育てしやすい市」が比較的多く、子育て支援に対するニーズの高さがうかがわれます。

しかし、同じく市民アンケートによれば、本市の子育て環境に関し、子育ての中心的世代である30歳代前後の満足度が低い結果となっています。こうした若い世代では、子どもを持って仕事が続けられる職場環境や子育て家庭への経済的支援、充実した保育サービスを求める声が強くなっています。特に保育サービスでは、人的配置の面から、

^{*}孤食 家族が別々の時間に食事をとること、一人で食事することを言います。

^{*}合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子供の数を示しています。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。

病児、病後児保育などへの対応が困難な状況です。

また、女性の社会進出に伴い、放課後児童クラブ*の需要も高くなっています。しかし、地域によっては受け入れる余裕のない場合が出てきています。

さらに、核家族化の進展に伴い、若い親にとって子育てに関する相談相手が身近にいないという問題もあります。こうした相談業務を行政だけが担うには、人的にも財政的にも無理があるのが現状です。

【高齢者福祉】

医学の進歩や生活水準の向上などによる平均寿命の伸長に伴い、今や人生80年の時代といわれ、わが国は世界一の長寿国となりました。さらに、少子化による出生率の低下が加わって、他国にも例を見ない早さで超高齢社会が到来しています。核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家庭内の家族介護力は今後低下する傾向にあります。こうしたことから、全国で高齢者福祉体制の強化が喫緊の課題となっています。行政主導による介護支援サービスの構築はもちろんのこと、地域ボランティア団体や地域コミュニティによる介護支援の活性化も必要です。また、介護を必要としない高齢者を増やすため、介護予防に取り組むことになっています。

平成17年の国勢調査によれば、本市における人口31,650人のうち、65歳以上の高齢者4,743人が占める割合（高齢化率）は15.0%です。これは、県平均よりも7ポイントほど低く、またわが国全体からも5ポイントほど低くなっています。現段階では、高齢化率が低いものの、一人暮らし高齢者世帯は666世帯に上り、高齢化率も10年後の平成27年には、現在の県の水準に近い21.6%にまで上昇することが予想されます。

本市の要介護認定率は、県平均と比較して1ポイントほど低い傾向にあります（平成16年度県14.4%、中央市13.4%/平成17年度県14.8%、中央市13.7%）。このような数値の背景には、高齢者向けの健康増進プログラムやレクリエーション活動などを中心とした介護予防事業への取り組みがあります。また、高齢者の社会参画を目的とした総合会館・福祉センター・福祉公園・ふれあい館（介護予防施設）などの交流施設やコミュニティ施設の整備を進めたことも遠因と考えられます。

6 誰もが健康で安心して暮らせる社会（地域・障がい者福祉・医療分野）

【障がい者福祉・地域福祉】

障がい児・障がい者に対する福祉は、時代背景を反映するなかで、旧来の措置制度から平成15年度には利用者が必要なサービスを選択・契約する支援費制度に移行しました。さらに、障がい者自身の意識や社会環境の変化、支援費導入によるサービス需要の増加、サービス提供基盤の地域格差といった多くの問題に対応するため、平成17年10

*放課後児童クラブ 保護者が仕事等で昼間家庭にいない低学年児童を、放課後や夏休みの期間お預かりする施設です。

月に「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、障がいのある方が安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。

市内の身体障害者手帳・療育手帳所持者数は、ほぼ横ばい傾向にあります。精神障害者手帳の交付数は近年増加傾向です。平成18年度に策定した「中央市障害者計画・障害福祉計画」におけるアンケート調査では、障がい者の地域活動への参加、就労のためには、障がい者に関する一般市民の理解が不可欠であることが示されています。また、障がい者からの要望として、外出を促す「道路、建物、電車・バスのバリアフリー化」、「障がい者用トイレの充実」などが挙げられています。また、より良い暮らしのためには、身体障がい者の方は「経済的な援助」を、知的障がい者と精神障がい者の方は「周りの人の理解」を求めています。

一方、生活保護世帯は増加傾向にあり、平成16年度に全国で100万世帯を超え、保護率は11.8‰（‰：千分の一）に達しています。平成18年8月現在の保護世帯の内訳は、「高齢者世帯」44.0%、「母子世帯」8.6%、「障がい者・傷病者世帯」37.1%、「その他の世帯」10.2%です。厚生労働省は、格差の固定による保護の長期化を指摘しています。

本市の生活保護世帯は、平成19年3月末日現在36世帯で、平成16年以降は横ばい傾向にあります。その内訳は、「高齢者世帯」41.7%、「母子世帯」2.7%、「障がい者・傷病者世帯」52.8%、「その他の世帯」2.8%です。保護率は、1.5‰（‰：千分の一）であり、県内の福祉事務所の中では最も低い水準にあります（県内平均4.0‰、最高は甲府市の7.2‰）。しかし、都市化の進展に伴い、地域に支援者のいない世帯も多くなるため、今後受給者は増加すると予想されます。

【成人保健】

急速な高齢化の進行とともに、喫煙と肺がん、心疾患、動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん、肥満と糖尿病など、食生活と運動不足を原因とする生活習慣病が増えています。その結果、内臓脂肪症候群*の該当者や予備軍、あるいは寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が増加しています。

病気全体に占める心疾患、糖尿病、一部のがん等の生活習慣病が増加し、治療やこれを支える人々の負担も増大しています。生活習慣病は、一般診療医療費の33%を占めるに至っています。こうしたことから、壮年期死亡の減少及び健康寿命の延伸、障がい予防、医療保険の安定化を図るため、国では「健康日本21」を策定しました。

本市では、死因の6割が生活習慣病に起因しています。健診でも、糖尿病や高コレステロールなど生活習慣病予備軍の割合が高い結果となっています。

*内臓脂肪症候群 内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のことを指します（メタボリックシンドローム）。

【医療】

医療費の増大は危機的状況にあります。特に高齢者1人当たりの医療費は、現役世代のおよそ5倍に及び、一層の高齢化に伴い、医療保険制度の存続が危ぶまれる状況にあります。超高齢社会を見込んだ医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の方は国保・健保・組合などに関係なく新たに独立した後期高齢者医療保険制度を受けることになりました。

また現役世代においても、内臓脂肪型肥満に起因する生活習慣病患者及びその予備軍の増加により医療受診者が増加し、医療費が急増しています。平成20年度からは、保険者の責任によって運動や食事などの生活習慣が大きく関与している生活習慣病（具体的には内臓脂肪症候群の該当者や予備軍）の予防に向けたより効果的な健診や保健指導が実施されることとなります。

本市の人口一人あたりの医療費は、県平均よりは低い傾向にあるものの、増加傾向にあります。本市国民健康保険加入者の平成18年度総医療費は33億5260万円で、そのうち44%にあたる14億7800万円が老人医療費という状況になっています。

また、本市には山梨大学医学部附属病院があり、診療科や医師の減少に直面している県内他市町村に比べ、恵まれた医療環境にあります。こうした恵まれた環境を生かし、山梨大学との連携を一層強化し、安心感の高い地域を作っていくことが望まれています。

7 地域を担う人材の育成（教育分野）

【学校教育】

平成18年、教育基本法が制定以来60年目で全面改正されました。信頼される学校教育の確立、家庭の教育力の回復、「公共」への参画意識のかん養、郷土や国を愛する心の醸成などを目的に、国を愛する心、家庭教育、生涯教育に関する規定が新設、道徳教育などに関する規定が強化されています。同時に、国ではゆとり教育からの転換、学校間の競争と自分にあった学校への進学を促す学校選択制の導入、食育^{*}の推進が図られています。こうした動きの背景には、全国の教育現場で問題となっている学力の低下、食文化に対する意識の低下、いじめ・自殺の発生などの問題があります。

本市では、教育の基本的な考え方として「まごころ」の醸成に力を入れています。同時に、児童・生徒の生きる力をはぐくみ、命を大切にすることを実践し、さらに児童・生徒同士が、あるいは児童・生徒と教育関係者が互いを信頼しあう教育現場を目指しています。

市民アンケートでは、学校教育に対する市民要望として、①道徳心・倫理観を重視した教育の推進、②環境教育の充実、③少人数学級の充実などが挙げられています。また、本市では外国籍児童が全児童の5.6%(平成19年度)を占めている点にも配慮が必要です。

^{*}食育 一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みを言います。

障がいのある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、国の施策として特別支援教育が推進されています。特別支援教育とは、対象となる子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導、必要な支援を行うものです。

平成20年度には、豊富地区の生徒の段階的な玉穂中学校への転入学が始まります。また、区画整理事業の進展に伴い、新たな住民の流入や市内他地域からの転居などによる児童数の変動が予想されます。

【生涯教育】

急速に進む高齢社会において、高齢者の健康維持をはじめ、高齢者の生きがいづくりなどの学習会の機会提供が検討課題です。また、高齢者や団塊世代が、これまでの職業や学習を通じて培った経験を生かして、学校や地域社会で活躍できるよう、教育サポーター制度が各地で進められています。

放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的に、放課後子どもプラン（放課後子ども教室事業、放課後児童健全育成事業）が創設されています。こうした場を利用し、世代を超えた市民がふれあう中で、お互いに高めあっていく生涯教育の機会を提供することも必要です。

本市では、これまでも活発に生涯学習が取り組まれてきましたが、今後は人口の増加や高齢化の進展などに伴い、対象となる方の増加が予想されます。

文部科学省が策定した「スポーツ振興計画」では、スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上やスポーツ環境の整備充実を求めており、その中で成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目標とするなど、各種スポーツの推進が図られています。また、国では、こうした政策目標達成に向けた施策の一つとして、総合型地域スポーツクラブの育成を推進しています。また本市には、総合型地域スポーツクラブ*が2団体あり、地域スポーツの推進に取り組んでいます。市民のスポーツ活動は盛んですが、活動の場である市内のスポーツ施設の不足が指摘されています。

中央から地方へと地方分権が進められる中で、郷土の再発見という気運が高まり、それを契機に名所・旧跡や文化財といったものが見直されてきています。また、こうした文化財は、郷土の歴史・文化を学ぶ生涯学習の材料として活用されるほか、町おこしの材料として観光資源という視点で地域活性化の一翼を担うようになってきています。

永源寺の木造聖観音立像、歓盛院の木造薬師如来座像の2点の国指定重要文化財を始め、市・県・国の指定及び登録文化財は、現在市内に34件あります。また、未指定ではあるものの学術的価値のある貴重な文化財が、未だ市内の各所に残っています。こうした未指定の文化財はもとより、すでに指定・登録文化財の中には、破損・腐朽・風化の恐れがあるものが数多く含まれています。

*総合型地域スポーツクラブ 学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、複数の種目が用意され、地域住民が自主財源のもと主体的に運営するスポーツクラブの形態で、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが参加できるスポーツクラブです。

8 地域を支える産業の育成（産業分野）

【産業振興】

製造業の分野では、全国的に人件費の安い海外への工場移転による産業空洞化が進んでいます。また、経営の合理化等による国内工場の集約などが進み、地域間競争が激しくなっています。各地で産学官連携による高付加価値商品の開発や、地域産業の強みを生かした産業クラスター^{*}の形成などによる企業集積の促進など、地域間競争を勝ち抜くための取り組みが進められています。

市内には電子機械関連の工場をはじめ、食品関連、生化学の工場が進出しています。しかし、市民アンケートでは、「優良な企業や産業が立地している」と考える市民の割合は低い状況です。実際、市内の工業団地には一部空き区画があります。なお、本市に誘致する企業に対し、市内の人材の雇用を依頼しているものの、求職者は都会へ流出傾向にあるため、進出企業による市内での人材確保は難しい状況となっています。

現在、本市は山梨大学との包括的連携協定を締結しています。国においても「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を積極的に進めており、山梨大学側も自治体・企業等との関係強化に積極的です。これまでのところでは、特に医療分野での連携が進んでいる状況で、産業分野については今後の検討課題です。

商業・サービス産業に目を転じれば、全国的に郊外の幹線道路沿いへの大規模スーパーやショッピングセンター、家電の大型販売店などの出店や、生活道路沿いへのコンビニエンスストアや各種フランチャイズ店が増加しています。一方で、既存の商店街には空き店舗が目立つようになってきています。地域商業の活性化を図るため、地元での消費拡大を図るさまざまな取り組みが各地で行われています。また、ここ数年狭い範囲に続々と大型店が進出しているような地域もあり、大型店同士の競争も激化しています。なお、平成18年まちづくり3法のうち、都市計画法、中心市街地活性化法が改正され、今後新たに郊外に大型店の出店を計画することは難しくなります。

本市においても、近年ホームセンターや大規模スーパー等郊外型の大型店の出店が進み、地元商店への影響が懸念されるようになってきました。また、周辺自治体にも大型店の進出が進み、大型店舗同士の競争の激化も見られています。地域の商業振興に向け、大型店と中小小売店とが共存できる商業振興が望まれます。

農業従事者の減少・高齢化、農業経営の規模拡大の遅れなど、農業分野における構造改革の立ち遅れにより、全国で農業・農村の活力が低下しています。農地の減少が続く一方で、耕作放棄地は増加し続けています。こうした課題に対する国の担い手政策は、安定的・効率的な農業経営を行い得る大規模農家や農業生産法人^{*}、集落営農^{*}などに

^{*}産業クラスター 特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連機関（大学、規格団体、業界団体）などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態をいいます。

^{*}農業生産法人 農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られています。

^{*}集落営農 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産工程の全部又は一部を共同して行う営農活動、又はそのような営農活動を行う組織の総称。

支援が集中する方向に転換されています。

しかし、このところ農業に対する追い風も吹き始めています。団塊世代の大量退職に伴い、新規就農希望者は増加しており、全国で受け入れ窓口の整備等が進んでいます。さらに、BSEや鳥インフルエンザなどの問題をはじめ、食の安全や健全な食生活に対する消費者の関心が高まっており、「地産・地消」や「食育」活動などが広がっています。

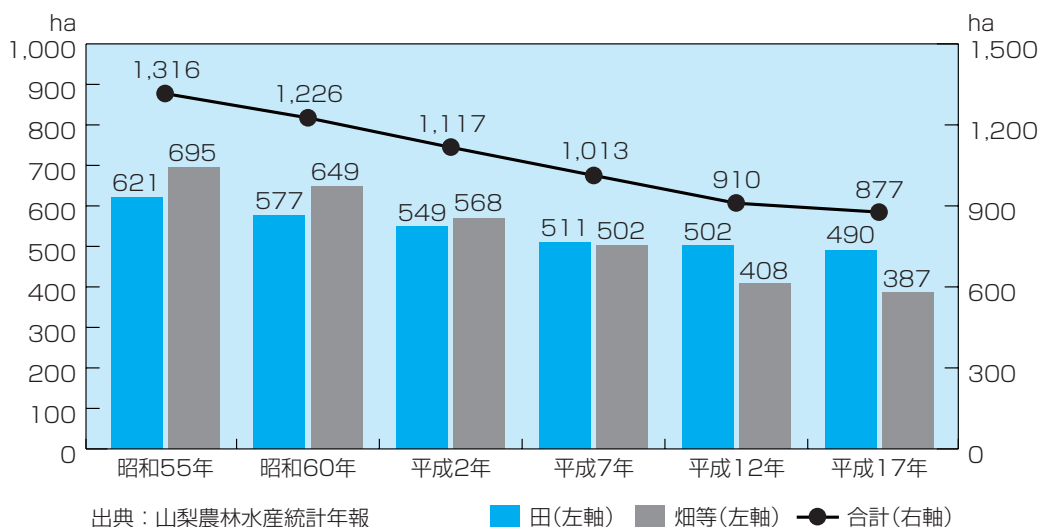
本市の農業は、立地や地形、気候など、生産・流通面で恵まれた条件下にあります。気温・降水量等の影響を比較的受けない作物の選定や、栽培技術の高度化及び改善により、水稲、野菜、畜産などが複合的に結びつき、「もも」、「スイートコーン」、「すもも」、「夏秋なす」、「冬春トマト」、「冬春きゅうり」などの一大生産地を形成しています。市民アンケートを見ても、本市の魅力について、「優良な農地があり、多様な農産物に恵まれている」と考えている市民が80.7%に達しています。

本市の平成17年の農地面積は877haで、市の総面積の約28%を占めていますが、都市化の進む玉穂、田富地区を中心に年々減少しており、平成7年から平成17年にかけての10年間で約13%、昭和55年からの25年間で約33%減少しています。また、農業者の高齢化や担い手不足による収穫・品質の低下、生産物の価格変動などにより、産地を維持する上での懸案事項も多い状況です。

一方、価格や安全面からの地場農産物への期待の高まりを受け、「道の駅 とよとみ」や「農産物直売施設 た・から」における地場農産物の売り上げが好調です。

森林は、林産物を供給するとともに、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等多面的な機能を有しています。また、国際的な木材需要の高まりにより、近い将来国産材の需要も高まり、林業の再興が期待されています。森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、機能に応じた健全な森林資源の維持増進を図りつつ、森林の利活用を計画的に行っていくことが求められます。

本市の農地面積の推移



本市の森林面積は、市の総面積の約17%にあたる552haであり、その内県有林が186ha、民有林は366haを占めています。森林所有者の高齢化が進み、専業とする林業家も少なく、施業が困難な状況です。市内の民有林の約6割に及ぶ人工林のほとんどが、間伐すべき時期に来ていますが、間伐作業が総体的に遅延しています。

観光については、宿泊施設の不足、および市内の観光資源の知名度の低さが指摘されています。観光資源としては、山の神千本桜を筆頭に、豊富郷土資料館や豊富シルクの里公園などのほか、永源寺の木造聖観音立像、歓盛院の木造薬師如来座像の2点の国指定重要文化財を始め、34点の市・県・国の指定および重要文化財がありますが、広域での知名度は決して高くなく、現時点においては集客力の点での力不足は否めません。



第2部 基本構想

第1章 市の将来像と基本理念

さまざまな問題に直面する本市において、全ての市民が豊かで快適な生活を送ることができる「実り豊かな生活文化都市」を市の将来像として掲げます。その将来像を現実のものとするため、「自立した活力のある市の創造」、「自治力の確かな市の創造」、「文化度の高い市の創造」、「やすらぎとふれあいのある市の創造」の4つを基本理念に据え、新しいまちづくりに挑みます。



市の将来像 実り豊かな生活文化都市

基本理念

- 自立した活力のある市の創造
- 自治力の確かな市の創造
- 文化度の高い市の創造
- やすらぎとふれあいのある市の創造

1 自立した活力のある市の創造

本市は、地方分権の流れの中で、計画的に行財政改革を進め、一層効率的な行政基盤の確立を図る必要があり、そのためには、行政だけが公共サービスを提供するのではなく、その担い手として個人、NPO、ボランティア組織など多様な活動主体と協働・連携し、同時に地域の産業振興を図りながら、自立した活力のある市になります。

2 自治力の確かな市の創造

本市は、地域が主体となった「自治力」の発揮により、住み良いまちづくりの基本である市民サービスの向上、多様化する市民ニーズに的確に対応するためにも、専門的な能力を備えた職員を養成し、併せて安定した財政基盤の確立を図り、地域の課題に対し、自らの責任において、自ら解決することができる自治力の確かな市になります。

3 文化度の高い市の創造

本市は、市民がふるさとの豊かな自然や歴史・文化に触れ、地域を見つめ直す機会を通じて、この地域に生まれ、住み続けることへの誇りを持ち、その思いを末永く継承するため、次代を担う子どもたちを安心して育み、生涯学習の推進および地域、学校、家庭との積極的な連携を通じて教育環境を整え、市民が豊かに生活できる文化度の高い市になります。

4 やすらぎとふれあいのある市の創造

本市は、市民が快適で潤いのある暮らしができるよう、身近な生活空間の整備を図りながら、環境や安全、安心への配慮を進め、子どもからお年寄りまでの全ての世代において、やすらぎとふれあいが真に実感できる、住みたくなる、住み続けたい市になります。



第2章 地域の課題と施策の方向性

1 自治の確立と新しいコミュニティの創造に向けて

【行財政の健全化】

地方自治体を取りまく環境の変化は、住民と自治体がともに考え自らの判断で地域づくりに取り組むことを求めるものであり、同時に地域特性を生かした真に個性的な地域へと転換するチャンスでもあります。そのため、住民ニーズを的確に判断し、対応できる市へと進化していかなければなりません。事務・事業の再編・整理・廃止・統合や公共施設の再編などに積極的に取り組むとともに、職員一人ひとりの能力向上が求められています。同時に、県内外の他市町村との差別化をにらみ、地域の特徴を生かした積極的な行政運営にも取り組まなければなりません。また、住民との連携による行政運営も課題です。さらに、財政の健全化を目指し、税収の確保や歳出の抑制などに取り組む必要もあります。こうした課題に対応し、効率的で温かみのある持続性のある市役所へと進化します。

合併協定項目によれば、新たな庁舎建設については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で、新市の中心部に建設することとされています。今後、社会・経済情勢と本市の状況を見極めつつ、新庁舎のあり方について検討していきます。

【住民自治】

本市を取り巻く状況の変化に対応するため、今後は積極的に住民との協働に取り組まなければなりません。少しずつ芽吹きつつある住民主体のまちづくりをより活発なものとするため、情報や場の提供など行政からの支援が必要です。さらに、住民自治の観点から、現在の自治会などの自治組織のあり方や規模についても、改めて検討しなければなりません。

また、性別などによらず、誰もがその能力に応じて地域づくりや経済活動に取り組み、効率的で豊かな社会を形成するためには、男女共同参画社会への転換が不可欠です。

これらの課題に行政と地域が連携しながら対応し、個々の住民、それぞれの地域が自立した新しいコミュニティの創造を目指します。

【住民サービス】

本市では自動交付機を導入し、住民票などの交付を受けられることができる時間を拡大していますが、今後も住民のニーズにあわせ、更なるサービスの向上が求められています。また、申請や届出などの書類の記載が依然として高齢者にとっては難しいという声もあり、対応が不可欠です。こうした窓口サービスにおける利便性を向上させ、温かみのある市役所を目指します。

また、普及により住民サービスの拡大が期待できる住基カードの発行枚数が依然として低調であることから、今後はこうした新たなシステムに対応するサービスの拡大が不可欠であり、普及啓発も必要です。さらに、県が開設した「やまなしくらしねっと」との連携も、今後の検討課題です。

【多文化共生】

多くの外国籍の住民が、医療機関や市役所以外の公共施設で、言葉の問題から十分なサービスが受けられていない状況に対して、通訳の配置や広報のあり方などを改めて検討しなければなりません。その他、災害発生に備えた外国語での情報提供についても検討する必要があります。同時に、日本での暮らしを実りあるものとするため、外国籍住民に対する日本語および日本文化の学習支援も求められています。

これらの課題に対応し、外国籍住民が暮らしやすく生きがいを持って暮らしていける市を作っていきます。

また、中華人民共和国四川省都江堰市と友好関係について、今後は教学研究・文化・スポーツ芸術等の交流促進、友好的な交流と協力を深めていきます。なお、現在すでに国際交流に関する活動を実践している市民団体などと、市の連携が希薄な状況です。今後は、国際交流協会、市民団体、市の連携を図りつつ、国際交流の体制作りを進めていきます。

2 暮らしやすさに配慮した地域づくりに向けて

【生活基盤】

市民アンケートの「身近な道路環境」に対する満足度の低さから、狭あいな生活道路の改良や歩道整備など、歩行者や自転車の安全性の確保に取り組まなければなりません。また、新市の均衡ある発展のため、旧町村間のアクセスを向上させることも課題です。

東花輪駅前において構内敷地と公道の境界が不明確なことについては、早急に対応する必要があります。また、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段を確保し、交通渋滞の緩和を促すためにも、駅から各地域の主要施設、山梨大学医学部などを結ぶ地域公共交通を確保しなければなりません。

市内の水道事業に関しては、これからも安全な飲料水を安定して供給していくため、水源整備・配水管整備、および配水施設の老朽化対策を計画的に行っていく必要があります。

公共下水道については、今後とも県及び釜無川流域下水道の方針に沿った形で、効果的・効率的に施設整備を進めていきます。なお、よし原処理センター事業は、施設の老朽化が進んでいるため、今後の方向性について早急の検討が必要です。

実用段階に入った県の光ファイバ網「山梨県情報ハイウェイ」については、住民サー

ビス向上に向けた有効活用が必要であり、そのあり方について検討しなければなりません。

こうした生活基盤の整備を推進し、市民が快適に暮らすことができる市を作っていきます。

【身近な生活空間】

今後予想される世帯数の増加に対応しつつ、良好な住環境や景観を維持するため、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地の形成を図っていかねばなりません。また、良好な生活空間を確保するため、里山や多くの河川などの恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような公園や緑地を整備することが必要です。同時に、市街地においても子ども達の遊び場や公園、また避難場所ともなる広場などを整備していかねばなりません。

景観形成や公園の整備を進め、のびのびと、こころ豊かなくらしの場を提供していきます。

市営住宅の老朽化に対応するため、今後は民間活力の活用を図りつつ、福祉やまちづくりなどの施策と一体となって、地域の実情をよりの確に反映したセーフティネットとして公営住宅を供給・改修していかねばなりません。特に、入居者の高齢化に合わせたバリアフリー化への対応が不可欠です。

地籍調査に関しては、未調査地区における調査の推進と、より精度の高い情報の蓄積に取り組んでいきます。

3 安全・安心な地域づくりに向けて

【自然災害対策】

「災害への備え」について、不安を持つ市民が多いことから、今後は安心感の高い地域づくりが課題となります。具体的には、まず自主防災組織ごとの避難地、避難所の整備（地図、表示看板、避難所用具の確保）が急務です。また、耐震化されていない一部の公共施設への対応や3つの周波数のアナログ波で整備されている防災無線のデジタル一元化、防災備蓄品の確保や上下水道の耐震化が急がれています。災害時に必要となる常備品などの確保については、大型店や流通センターなどとの災害協定の締結が望まれています。

本市では、住民との連携による防災活動の推進も課題です。また、全体的には市民の防災に対する「自助」「共助」の意識付けや、防災ボランティアの育成、外国籍住民への防災に対する啓発及び情報提供が求められています。

大規模災害の発生を想定し、在宅で寝たきりの住民や虚弱者、妊娠中の女性、障がい者などの避難体制や災害対応（受け入れ医療機関・避難誘導の仕方・要援護者の名簿の作成等）を構築しなければなりません。

民間住宅の耐震化については、耐震診断制度の認知度の向上と利用の増加が課題です。また、耐震化されていない公共施設においては、早急に耐震診断を行い、必要な場合は耐震工事を行うこととなります。

こうした課題を克服し、市民生活の中で自然災害による不安感を取り除くことを目指します。

【交通安全・防犯対策】

交通事故の発生抑制に向け、交通安全講習会や交通指導による更なる交通安全意識の啓発に努めることが必要です。安心感の高い暮らしを提供するため、生活道路の改善や横断歩道、街路灯、防犯灯の設置も重要な課題です。

犯罪の防止に向け、青少年の非行防止、空き巣対策などを、地域や近隣市民の協力により効果的に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題に積極的に取り組み、交通事故や犯罪に巻き込まれる心配の少ない市を目指します。

4 資源を大切に作る暮らしの創造に向けて

【環境への取り組み】

地球温暖化対策として、市役所が率先して二酸化炭素の発生抑制に努めなければなりません。その上で、市民や企業などに情報提供し、省エネなど二酸化炭素の発生が少ないライフスタイルや企業活動への転換を促すことが課題です。

リサイクル量は順調に増えているものの、その割に一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物が減っていないことから、これまでと同様、リサイクルを推進するとともに、廃棄物の発生抑制にも取り組まなければなりません。市民の意識啓発に向けた講習や広報による啓発が必要です。また、市の関連施設においても、とよとみクリーンセンターを活用したリサイクルの推進を図らなければなりません。

悪臭や野焼き、不法投棄などについては、官民一体となり、その未然防止を働きかけるとともに、市民の意識啓発を促さなければなりません。

こうした環境への配慮を進め、資源の浪費の少ない、快適で暮らしやすい市を作ります。

5 少子高齢化に対応した地域づくりに向けて

【母子保健】

育児不安を訴える母親の増加に対応するため、育児学級などを開催し、母親同士の交流や相談相手の確保などに努めています。今後は地域の高齢者などとの交流を進め、母親に安心感をもたらす子育て環境を確立していくことが望まれています。同時に、父親

の育児参加を促すため、企業や団体との連携も不可欠です。

また、外国籍住民の多い本市だからこそ、外国籍住民世帯の適切な子育て環境を確保していかなければなりません。そのため、子育てや母子保健に関する外国語での情報提供を行うことが必要です。

こうした課題を解決し、誰もが不安を感じることなく生み育てることのできる地域を目指します。

【児童福祉】

子育て世代のニーズが高い保育サービスについては、適正な数の正規職員保育士を確保しなければなりません。特に、現在手薄となっている病児、病後児保育などへの対応が求められています。また、高まる放課後児童クラブの需要に対しても、対応が必要です。さらに、若い親の子育てに関する相談相手については、地域の高齢者と連携しながら、地域で子育てをしていく環境を整えなければなりません。

市民の子育てニーズを的確に把握し、それに応えられる市を目指します。

【高齢者福祉】

将来訪れる高齢社会に対応するため、高齢化率の上昇を見据えた地域づくりが必要です。具体的には、高齢者のいる世帯に向けた相談事業の強化や高齢者の社会参画を促す取り組みが求められています。

また、成果を挙げつつある予防介護事業については、今後も更なる推進を図るとともに、各種在宅福祉サービスなど、要介護者の生活全般を総合的に支援する取り組みが求められています。

こうした課題に対応し、年を重ねてもこころ豊かで安心して暮らせる市を作っていきます。

6 誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりに向けて

【障がい者福祉・地域福祉】

障がい者からの要望として挙げられている「道路、建物、電車・バスのバリアフリー化」、「障がい者用トイレの充実」などに対する取り組みが必要です。そのほか、障がい者のより良い暮らしに向け、障がいの種別により異なるニーズを把握し、的確に支援することが不可欠です。

生活保護に関しては、現時点では保護率は低いものの、今後予想される受給者の増加への対応および保護長期化の抑制のため、就労支援策の強化などが課題となっています。

バリアフリー化や福祉の充実を推進し、誰もが差別なく、いきいきと暮らせる市を目指します。

【保健・医療】

目前に控えた高齢社会において、市民が安心して生活していくためには、良質で効率的な保健・医療の確保が不可欠となります。既に、住民ニーズは多様化し、モノの豊かさから、心の豊かさ、生活の質向上を求め始めています。そのため、健康づくりや高い保健医療水準に行政と市民、企業が協働で取り組み、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は特定健康診査[※]および特定保健指導[※]を加入に対して実施することとされています。本市においても、生活習慣病予防の徹底を図るために効果的・効率的な健診、保健指導を実施しなければなりません。これにより、医療費の1/3を占める糖尿病など生活習慣病の予防につなげ、将来の医療費を抑制することを目指します。

地域特性を生かした取り組みとして、山梨大学医学部附属病院との連携を一層強化し、個々人のライフサイクル[※]に応じた健康づくり、患者の心身の特性に応じた保健・医療体制をさらに整備・充実させ、安心感の高い市を作っていきます。

7 地域を担う人材の育成に向けて

【学校教育】

市民アンケートで明らかとなった、学校教育に対する市民ニーズである「道徳心・倫理観を重視した教育の推進」、「環境教育の充実」、「少人数学級の充実」について、具体的な対応を検討しなければなりません。合併間もない本市では、新市に対する児童・生徒の関心を高めるとともに、市の教育方針に対する理解を促す必要があります。また、農業が地域に根付く本市では、児童・生徒の健康面への配慮からだけでなく、地域の産業や食文化への関心を高める必要性から、給食を通じた食育を今後とも実践していかなければなりません。こうした取り組みにより、地域に根ざした独自性の高い教育の導入を進めます。また、児童・生徒の安全な暮らしと学ぶ環境を確保するため、地域と学校と行政が連携した体制を作っていくことが重要です。

外国籍児童に対する言葉の問題などへの対応については、今後も継続的に強化していきます。

新たな住民の流入や市内他地域からの転居などによる児童数の変動により、学区の弾力化等が課題となります。同時に、教育カリキュラムの改善に対応した学校施設の改修も必要となります。

【生涯教育】

高齢者の増加に伴い、生きがいづくりや学習機会の提供のための生涯学習の更なる充

※特定健康診査 糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重篤化を予防するための健康診査。

※特定保健指導 特定健康診査などにより、メタボリックシンドロームの該当者と判定された方に対する保健指導のこと。
生活習慣病の発症や重篤化を未然に防止することを目的としています。

※ライフサイクル 生活環、人間の一生をいくつかの過程に分けたものを言います。

実が必要であり、生涯学習の拠点として、図書館機能の充実も課題となります。

また、各種教室講座等を受講した生徒が学習活動を継続することができるよう、指導者や自主グループの育成が必要です。さらに、生涯学習の分野においても、山梨大学や山梨学院大学、県立大学などの県内各大学との連携は重要な課題となります。

市民のスポーツ活動を支援するため、施設の整備が求められます。同時に、スポーツ活動の指導者養成・確保・活用といった指導体制の更なる充実が望まれます。

こうした生涯学習に関わる課題を解決し、あらゆる世代の学びに対する欲求に応えられる市になります。

学術的価値の高い文化財の中には、破損・腐朽・風化の恐れがあるものが含まれています。文化財の保全、修理・整備が急務です。

8 地域を支える産業の育成に向けて

【産業振興】

製造業の分野では、特に、既設の工業団地の空き区画を埋めるため、首都圏とのアクセス条件の良さを活かし、優良企業の誘致を図らなければなりません。また、山梨大学との包括的連携協定を生かし、地域の活性化を促す企業誘致、集積について大学との連携を最大限活用する方策が求められています。特に、地域の電子機械産業をはじめとする製造業への人材供給の観点から、今後山梨大学工学部との連携を強化することが大切です。

これらの課題を解決し、地域に活力をもたらす産業の育成と雇用の創出を目指します。

商業・サービス業関係では、近年ホームセンターや大規模スーパー等郊外型の大型店の出店による地元商店への影響については、地域全体の商業振興に向けた取り組みが必要です。また、まちづくり3法が改正され、今後新たな郊外型の大型店舗の市内への進出を計画することが困難になったことを踏まえ、既存施設における他地域の施設との差別化などが必要となります。なお、現在2組織に分かれている商工会で、一体的な活動が取れるような体制を作らなければなりません。

新たな法的枠組みでの商業振興を進め、地域に賑わいをもたらし、大型店と中小小売店がともに繁栄する地域社会を構築します。

地域の特色ある農業を支え、良好な景観を構成する優良な農地を守るため、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値農作物の生産のほか、担い手の育成や販路の開拓拡大など、立地条件を生かした「都市近郊型農業」としての産地強化を図らなければなりません。

都市空間と農村風景が共存する本市では、それらが調和した安らぎを感じられるような森林の管理と活用が求められます。そのため、必要に応じ間伐などの森の手入れを行なうとともに、木材の需要の高まりに合わせ、建築資材等としての販売も模索する必要

があります。

それらにより、地域の特徴的な農林業のさらなる発展と景観の保全を目指します。

農林業を活用した観光振興の視点から、年間を通じた観光プログラム、特に農林業を体験する場を提供するような観光振興が課題となっています。同時に、特産品の開発、市民農園の設置などについても、検討が必要になります。観光客の宿泊施設の不足、および市内の観光資源の知名度の低さに対応するため、積極的なPR、および市外の周辺観光地と連携した周遊観光の提案も検討課題です。

こうした課題に対応するため、市内外のさまざまな団体等との連携を進め、積極的に観光客の招致を促します。



第3章 まちづくりの方針

市が、今後10年間に取り組むべき施策を、基本政策である「自治力の拠点づくり」、「暮らしの拠点づくり」、「やすらぎの拠点づくり」、「活力と交流の拠点づくり」、に基づき体系的に示します。

1 自治力の拠点づくり

地域のことは地域で決定する自治の能力を高めるため、市の行財政を効率化します。同時に、住民自治の拠点として、あるいは暮らしに安心感をもたらす住民サービスの提供者として、新たな市役所を創造していきます。また、多様な主体の参加により住民自ら地域を作る、新しいコミュニティを創造します。同時に、外国籍住民が多い地域性を強みとして、開かれた地域を創ります。

こうした取り組みにより、地域に活力と安心感を提供します。

- 効率的で温かみのある市役所の創造
- 住民参加のまちづくり
- 多様な文化とのふれあい

2 暮らしの拠点づくり

道路や公共交通機関など、生活基盤の整備を進め、生活環境を向上させ、安心感を更に高めて、こころ豊かな暮らしを実現します。生活基盤については、住民の利便性の向上と魅力と潤いのある住環境を提供します。また、ごみや環境問題については、住民の快適性の向上はもちろん、省エネルギーなど住民が環境保全への貢献を感じられる市を目指します。加えて、住民に安全と安心を提供するため、地域との連携による防災・防犯体制を整備します。

こうした取り組みにより、住んでみたい、暮らしてみたい市を創っていきます。

- こころ豊かな暮らしへの舞台づくり
- 快適で環境に配慮した社会の実現
- 安全・安心の地域づくり

3 やすらぎの拠点づくり

市民の福祉の充実、学校教育、生涯教育を充実させ、地域にやすらぎをもたらします。福祉の分野では、出産から高齢者にいたる全てのライフステージ^{*}で安心して暮らせる

^{*}ライフステージ 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことを言います。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

市を目指します。教育分野では、児童・生徒のまごころをはぐくむ教育と、あらゆる世代の学ぶ意欲に応える生涯学習体制を提供します。

こうした取り組みにより、住民の地域への愛着を高め、我が家としての中央市を創出します。

- 生きがいと安らぎの福祉
- 健やかな暮らしの実現
- 安心と信頼の医療体制
- まごころをはぐくむ教育
- あらゆる世代への学びの提供

4 活力と交流の拠点づくり

商工業や農林業などの産業振興を図り、地域に豊かさをもたらします。工業では、山梨大学との連携や企業誘致により、山梨県における工業の中心地としての地位を維持します。商業では、店舗同士の連携により地域全体の底上げを目指します。農林業では、地域特性を生かした振興を図るとともに、観光分野における地域資源としても活用していきます。

こうした取り組みにより、市民の雇用環境を充実させるとともに、市の収入となる地方税の増収を図ります。

- 明日を担う商工業の振興
- 新たな視点での農林業の活性化
- 連携と挑戦の観光振興



第1次中央市長期総合計画 基本構想体系図

市の将来像

実り豊かな生活文化都市

基本政策

自治力の拠点づくり

暮らしの拠点づくり

やすらぎの拠点づくり

活力と交流の拠点づくり

基本施策

効率的で温かみのある市役所の創造

住民参加のまちづくり

多様な文化とのふれあい

こころ豊かな暮らしへの舞台づくり

快適で環境に配慮した社会の実現

安全・安心の地域づくり

生きがいと安らぎの福祉

健やかな暮らしの実現

安心と信頼の医療体制

まごころをはぐくむ教育

あらゆる世代への学びの提供

明日を担う商工業の振興

新たな視点での農林業の活性化

連携と挑戦の観光振興

第4章 土地利用についての考え方

本市は、商業活動、工業活動や市民の居住に適する平地に恵まれているとともに、豊かな農地や山林も有しています。こうした地形的メリットを生かし、適切な土地利用の方針のもと、市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を目指します。

ここでは、その土地利用の基本となる考え方を示します。

1 環境保全型土地利用

優良な農地や豊かな山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。山林では、木材資源の保全のほか、国土保全の観点からもその管理・保全を進めます。優良な農地については、宅地化を抑制し、耕作放棄をなくするとともに、豊かな田園景観の保全に力を入れます。

2 郊外型土地利用

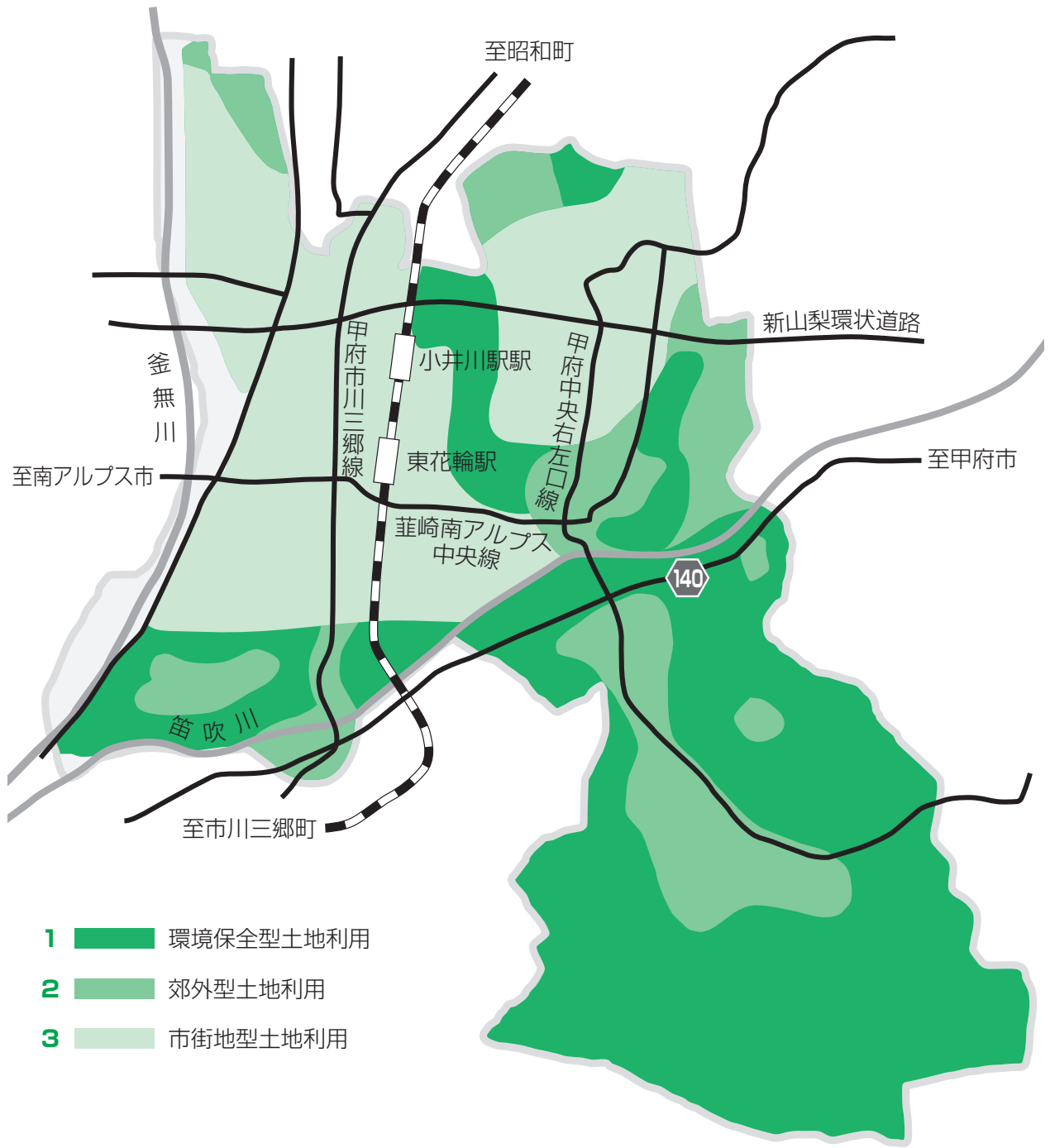
農地と市街地の境界付近については、開発圧力が強く、無秩序な宅地化が進みやすい状況にあります。こうした地域については、無秩序な宅地化を抑制するとともに、すでに宅地化が進んでいる地域においては、良好な住宅環境を提供するため、上下水道、歩道等のインフラ^{*}の整備を進めます。また、すでに農業が実施されていないような農地で、そのまま放置することが景観上あるいは国土保全上の観点から望ましくないと判断される場合については、他の用途への転換を含め、適正な土地利用のあり方を検討します。

3 市街地型土地利用

身延線駅周辺や旧来からの市街地については、既存インフラの有効活用と更なるインフラ整備により、住宅地・商業地・工業地としての高度化を図ります。住宅地については、生活環境の改善を進め、住んでみたい、暮らしてみたい地域を形成していきます。商業地・工業地については、道路整備などによるアクセスの改善を図り、商業施設や工場、事業所の集積を進め、活力ある地域を生み出していきます。また、人が暮らしやすいまちを念頭に、都市景観に配慮するとともに、大型店の出店に際しては、地域の商店などに配慮します。

^{*}インフラ インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称で、道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれます。

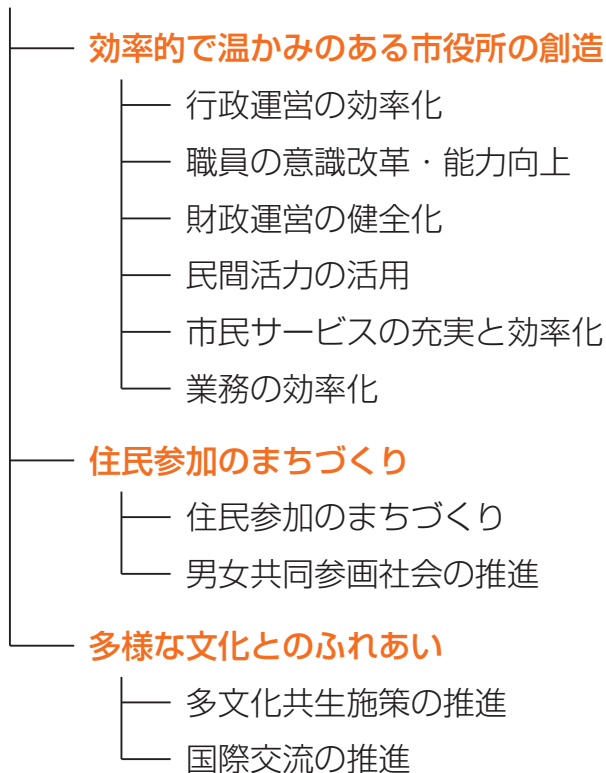
土地利用の現況図



第3部 基本計画

第1章 自治力の拠点づくり

自治力の拠点づくり



1 効率的で温かみのある市役所の創造

(1) 地域の課題

- 住民ニーズが多様化する一方で、行政の財政状況は年々厳しくなっています。今後は、これまでのようにあらゆる住民ニーズに行政自ら対応することが難しくなっていくと見られます。
- 市民アンケートによれば、「行財政改革の推進」を市民は重要視しているにもかかわらず、満足度が低い施策分野となっています。
- 本市では、指定管理者制度を導入するなど、協働による行政サービスの向上を目指しています。アンケート結果でも、今後の公共サービスの担い手について、「できる限り民間や住民、企業に広げていくことが望ましい」との意見が53.1%と全体の半数に達しています。
- 本市では、施設上の制約と既存施設の有効活用の観点から、旧町村の役場をそれぞれ庁舎とする分庁舎方式としています。現在は田富庁舎を本庁としています。合併協定項目によると、これは暫定的な措置であるとされています。
- 市役所に対する住民ニーズが多様化する中、夜間や休日における開庁や行政手続きのオンライン化、ワンストップ化、短縮化などが求められるようになっていま

す。パソコンなどの情報機器や住基カードなどを活用し、利便性の向上や事務の効率化などが求められています。

(2) 課題解決の方策

①行政運営の効率化

市が策定すべき行政運営に関わる計画策定とその円滑な進捗を確保します。また、効率的な事務事業の運営、業務の効率化、職員の適正化などを進めます。

利用者が少ない施設について、施設の見直しを図る施策を検討します。また、市役所機能の分散化と財政面での効率化についても、最適な方向を検討します。

②職員の意識改革・能力向上

職員の能力向上に向け、研修プログラムを充実します。また、他機関との職員交流を実施し、職員の資質の向上を図ります。

さらに、行政に対するニーズの多様化に対応するため、専門職員の採用を進めます。

③財政運営の健全化

事業の集中と選択、有利な起債の活用や交付金などの有効活用を検討します。

バランスシート^{*}などの作成による財政運営の透明性を向上させます。また、税収増を目指して、様々な納税方法の導入を検討します。

④民間活力の活用

公共施設の管理運営において、民間企業やNPOなどとの協働を検討し、市民誰もが使いやすい公共施設とすることを目指します。

⑤市民サービスの充実と効率化

業務内容の見直しや人員の適正配置などを進め、高齢者や障がい者など誰にでも利用しやすい窓口サービスの充実を図ります。また、多様な利用者のニーズに対応できるよう、利便性の向上を図ります。公共施設についても、市民ニーズと利用状況に応じたサービスの提供や運営体制の見直しを行っていきます。

⑥業務の効率化

パソコンなどの情報機器や住基カードなどを活用し、利便性の向上や事務の効率化などを図ります。また、情報セキュリティ対策や費用対効果に配慮しながら、申請手続における電子化の推進や広報活動の充実などにより、電子自治体の基盤整備を進めていきます。

^{*}バランスシート 企業や行政の会計などで用いる貸借対照表のこと。財務諸表4表の1つ。

(3) 施策の方向および数値目標

①行政運営の効率化

○ 職員数の適正化

事務改善や事務事業の見直しにより、職員数の抑制を実施します。

○ 公共施設の体系的な見直し

分散した窓口機能の適正化を検討します。また、老朽化した施設の見直しや新庁舎の方向性についても検討します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
行政改革により改善された事務・事業の数	行政改革により改善された事務・事業の数（累計）	5項目	25項目	50項目
	年間5項目、10年間でおよそ50項目を目標とする。			
職員数	全職員数	257人	253人	249人
	国の指針によりH22.4までに254人を目標とする（H17の270人から5.7%減）。その後は、1.5%を削減目標とする。			

②職員の意識改革・能力向上

○ 職員研修の充実

研修プログラムの充実や自主研修を強化します。

○ 視野の広い職員の育成

市外他機関や民間との交流を推進します。

○ 職員の専門性の強化

専門職員の採用や育成を図ります。

③財政運営の健全化

○ 事務事業の選択と集中

事業の有効性等を精査し、優先順位を検討するなど「事務事業の仕分け」を実施します。

○ 財政の透明化

財務諸表4表^{*}を導入し、公表します。また、外部評価委員制度を導入します。

○ 歳入の確保

内部管理経費の削減や使用料の見直し（受益者負担の徹底）を行います。また、税の滞納対策を推進し、市民の納めやすい納税方法を検討します。さらに、自主財源確保策（例えば法定外目的税等）についても検討します。

^{*}財務諸表4表 企業並みの会計を目指して自治体が作成する財務内容を示す4つの資料。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算、資金収支計算書の4種を指す。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
経常収支比率	経常的経費÷歳出総額×100	80.5%	83.0%未満	80.0%未満
	一時的に悪化が予想されるものの、10年後には現状の水準を目標とする。			
実質公債費比率	自治体収入に対する借金返済額の比率	16.0%	16.5%未満	15.0%未満
	一時的に悪化が予想されるものの、10年後には現状の水準以内を目指す（数字としては少なくする）。			
市税徴収率	市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の徴収率	97.5%	98.1%	98.3%
	H18が県平均97.1%よりも高い中で、当初5年間は0.1ポイントずつ高め、その後は少なくともその高さを維持する。			

④民間活力の活用

- 公的施設の建設・管理運営方法の改善
指定管理者を積極的に導入します。また、PFI*の導入について検討します。
- アウトソーシング*の導入
NPO・市民団体との連携を強化します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
公共施設の指定管理導入	導入済み施設数÷対象施設総数（現在42施設）×100	24.0%	40.0%	50.0%
	現在までに導入済の10施設から上積みし、半数の施設への指定管理者の導入を目指す。			

⑤市民サービスの充実と効率化

- 窓口サービスの充実
窓口事務において職員の適正な配置を行うとともに、外国籍住民のためのポルトガル語・英語等での表記や案内の実施などにより窓口サービスの充実を図ります。また、オンライン化、ワンストップ化、短縮化などの検討を行います。
- 公共施設の利便性の向上
市民が利用しやすい運営体制の見直しを行います。

*PFI Private Finance Initiativeの頭文字をとった語。公共施設の設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金とノウハウ、技術力を活用して行う手法のことです。

*アウトソーシング 企業や行政の業務に関し、コスト削減や内部職員の効率的な活用を目指して、必ずしも組織内部で完結する必要のない業務や特に高い専門性が必要とされ組織内部で遂行することが非効率な業務を、より高い専門性を有する外部企業に外注すること。

⑥業務の効率化

○ 電子自治体の推進

電子決済の導入や住基カードの多目的利用の整備を進め、電子自治体の推進を図っていきます。

現在利用が拡大していない住民票などの電子申請・届出システムのサービスについて、取扱業務数の拡大等利便性向上を図り、システムの普及促進に努めます。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
住基カードの交付件数	住基カードの累計交付件数 現在の年間発行枚数（約50枚）を上回る状況を10年間維持する。	110枚	450枚	750枚
電子申請・届出等システム業務数	電子申請・届出等システムの取扱業務件数（累計） 県内市町村情報担当職員で構成する電子自治体の推進に関する研究会の検討結果などを元に、他市町村と歩調を合わせつつ、業務数の拡大を目指す。	39件	50件	70件
電子申請・届出等システム利用率	手続総件数に対する電子申請・届出等システムの利用割合 利用実績0.3%の現状から、当面は一定の実績作りを目指す。	0.3%	5.0%	20.0%

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
行財政の改革についての満足度	市民アンケート、満足度	32.0%	35.0%	40.0%



2 住民参加のまちづくり

(1) 地域の課題

- 本市を取り巻く状況の変化に対応するため、今後は積極的に住民との協働に取り組まなければなりません。住民アンケートの結果では、今後の公共サービスの担い手について、積極的に広げるべきであるとの意見が全体の半数に達しました。少しずつ芽吹きつつある住民主体のまちづくりをより活発なものとするため、情報や場の提供など行政からの支援が必要です。
- 住民自治推進の観点から、自治会などの自治組織のあり方や規模についても、改めて検討しなければなりません。
- また、性別などによらず、誰もがその能力に応じて地域づくりや経済活動に取り組み、効率的で豊かな社会を形成するためには、男女共同参画社会への転換が不可欠です。本市における平成19年4月1日現在の各種審議会、委員会への女性委員の登用率は平均17.4%で、全国の市区町村平均の25.6%と比較して、低い状況にあります。そこで本市では、平成19年度から平成28年度を計画年度とする「拓け中央輝きプラン」を策定し、その推進に取り組んでいます。

(2) 課題解決の方策

①住民参加のまちづくり

行政や地域イベントなどについて、住民が主体的に参加できるよう、地域住民のつながりの強化や市民と行政との信頼関係の構築に取り組めます。また、市民の自治に対する意識啓発を図るとともに、開かれた自治の実現に向けて、積極的な情報公開により市民と情報の共有化を図ります。その中で、市民との対話を推進させ、市民との協働による自治体運営を行っていきます。

また、住民自治の意識を住民各々に根付かせ、住民が独自に地域経営を推進していく体制を構築するために、自治会などの自治組織のあり方や規模について、その最適な条件を模索し、組織体制を強化していきます。

②男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する意識啓発を図り、性別に関わらず、お互いの個性や能力を尊重し、男女がともに協力して活力ある地域づくりに参加できる社会の形成を目指します。

(3) 施策の方向および数値目標

①住民参加のまちづくり

- 市民と行政の協働の推進
イベントや行事等を市民主体で取り組めるように、情報提供を行うとともに自治会

や団体等への支援の充実を図ります。そのひとつとして、市役所出前講座などを実施します。

さらに、住民に自治意識を根付かせるため、現在の自治会などの自治組織を強化し、その組織に地域経営のための一定の予算を提供するなど、住民各自が地域経営の実践者であるとの意識付けを行います。

○ ホームページによる情報発信の充実

住民の意見提出制度（パブリックコメント）など、ホームページを活用した積極的な情報公開を進めるとともに、住民ニーズの把握に努めます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
市ホームページのアクセス数	年間アクセス数	207,145件	270,000件	350,000件
	H17～H18の増加傾向をそのまま維持する。			
住民参画の推進に対する満足度	市民アンケート、満足度	44.5%	55.0%	60.0%

②男女共同参画社会の推進

○ 男女共同参画への意識啓発

男女共同参画の意識啓発に向けた講座や学習会を実施します。また、こうした講座や学習会などへの参加者を中心に、審議会や各種委員への女性委員の登用を積極的に行います。

○ 民間との連携による男女共同参画の実現

企業団体等との連携を強化し、女性の働きやすい職場の実現や男性の育児休暇の取得の促進などを図り、性別にかかわらず、全ての市民が自らの目標に向かっていきいきと暮らせる社会を目指します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
審議会、委員会等への女性登用率	総委員数に占める女性の割合	17.4%	25.0%	30.0%
	10年後に、国の目標値である30%の達成を目指す。			
男女共同参画推進の満足度	市民アンケート、満足度	49.0%	55.0%	60.0%

3 多様な文化とのふれあい

(1) 地域の課題

- 本市の外国籍住民の登録者数は全国的にみても高く、2,239人（平成19年3月末）と人口の約7%に達しています。市内には、外国籍児童が約16%を占める小学校や、約20%が外国籍園児の保育園もあります。
- 外国籍住民の中には日本語が不自由な住民が多く、そうした住民への行政情報の伝達が問題となっています。医療機関において言葉が通じないことに対する不安を解消し災害発生時における避難場所や避難路などの確実な理解を促すため、多言語による情報提供が求められています。
- 本市は、甲斐市、南アルプス市、昭和町とともに、中華人民共和国四川省都江堰市と友好都市を締結し、友好的な交流と協力を目指しています。また、平成19年1月には国際交流協会が設立され、さまざまな分野での交流を通して友好を深め、市民の国際的な視野を広げることを目指しています。

(2) 課題解決の方策

①多文化共生施策の推進

外国籍の住民に対して、国際交流協会やNPO等の関係団体と連携を図りながら、情報の多言語化や日本語・日本文化の学習支援を効果的に行うとともに、病気、災害時における情報伝達手段の多言語化など、提供する日常生活にかかわる情報の充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、住宅管理者・就労雇用者・自治会等に対して理解・協力を求め、外国籍住民の受け入れ態勢の整備など、地域に溶け込めるようなサポート体制を整えます。

②国際交流の推進

外国籍住民が多い地域特性を生かし、多様な文化を理解することで豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めるとともに、国際交流センターやNPOなど関連団体との連携を図り、国際交流を推進します。

(3) 施策の方向および数値目標

①多文化共生施策の推進

- 情報の多言語化の推進
ポルトガル語・英語等を中心とした、行政文書の多言語化を進めるとともに、広報紙・ホームページ・生活ガイドブック等による多言語生活情報の提供を行います。
- 日本語・日本文化の学習支援
国際交流協会で開催する日本語教室や日本の文化・生活習慣講座への支援を行います。

○ 地域社会に対する意識啓発

多文化共生について理解と協力が得られるよう、意識啓発のための学習会等を開催します。

○ 外国籍住民の社会参画

外国籍住民の自治会への参加を促します。

○ 関係機関の連携の強化

行政機関、学校、国際交流協会、NPO、NGO^{*}、その他民間団体等と連携を図り、国際交流のネットワークを強化します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
多文化共生学習会の開催数	学習会の年間開催回数	0回	1回	2回
	多文化共生学習会を、当面年間1回、10年後には年間2回の開催を目指す。			

②国際交流の推進

○ 友好都市交流等の推進

友好都市である中国四川省都江堰市との友好親善を図る中で、市内中学校と都江堰中学校との学校間交流を進めます。また、中学生を対象に海外語学研修事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成を図ります。

○ 国際的意識の啓発

関連団体と連携を取りながら国際交流イベントや学習会等を積極的に開催し、市民の国際的な意識の啓発に努めます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
国際交流イベントへの参加者数	国際交流事業への年間参加者数	350人	400人	450人
	年間10人程度ずつ増やし、10年間で100人の増加を目指す。			
国際交流協会の会員数	国際交流協会の登録会員数	81人	130人	180人
	10年間で現在の倍以上を目指す。			

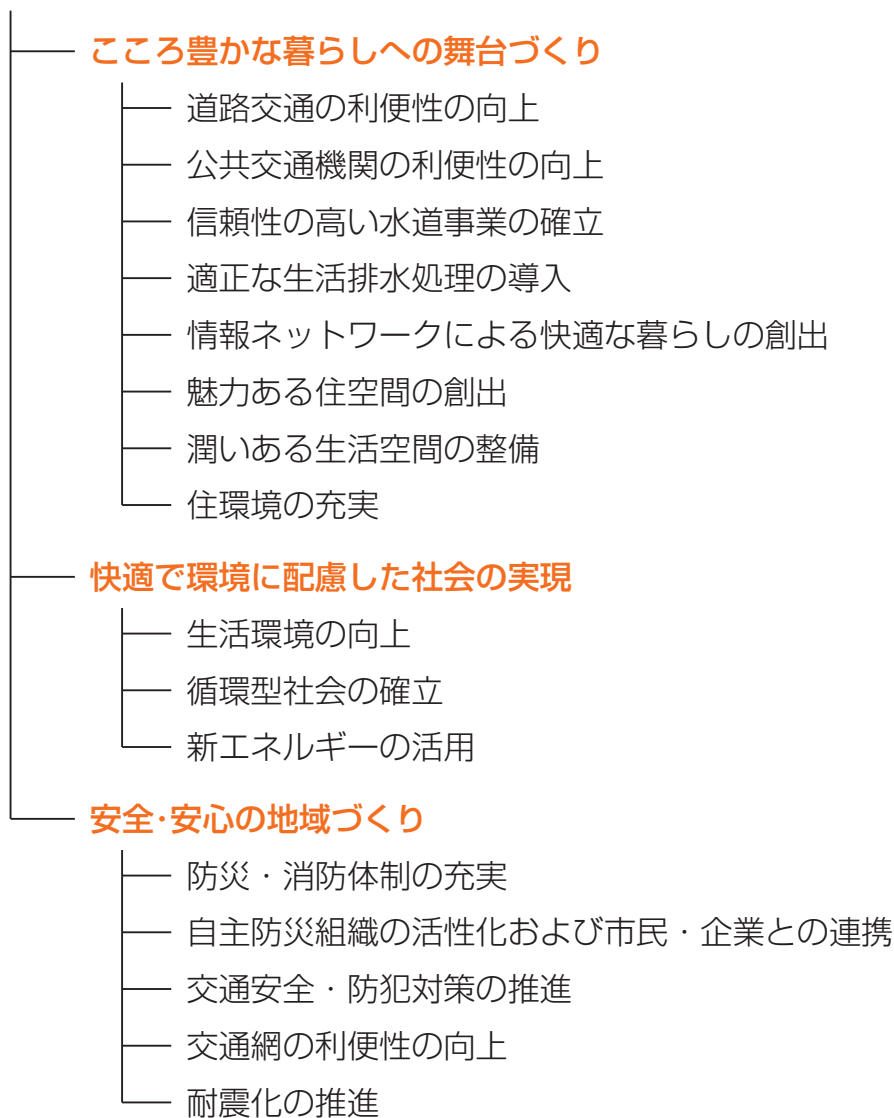
(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
多文化交流・地域間交流についての満足度	市民アンケート、満足度	45.9%	55.0%	60.0%

^{*}NGO Non-Governmental Organization、非政府組織の略。環境問題や人権問題、発展途上国支援などの分野で、政府から離れた立場で国際協力に携わる民間団体を指す。

第2章 暮らしの拠点づくり

暮らしの拠点づくり



1 こころ豊かな暮らしへの舞台づくり

(1) 地域の課題

- 狭い生活道路の改良や歩道整備など、歩行者や自転車の安全性の確保に取り組まなければなりません。また、新市の均衡ある発展のため、旧町村間のアクセスや幹線道路間の接続性を向上させることが必要です。
- JR駅利用者に配慮し、駅周辺の交通環境の改善が必要です。特に、駅の周辺に車を駐車し、JR線に乗り換える方への配慮も求められています。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段を確保し、交通渋滞の緩和を促すためにも、駅から各地域の主要施設、山梨大学医学部および公共交通が提供されて

いない交通不便地帯を結ぶ地域公共交通を確保しなければなりません。

- 市内の水道事業に関しては、これからも安全で良質な飲料水や工業用水を安定して供給していくため、水源整備、配水管整備、および配水施設の老朽化対策を計画的に行っていく必要があります。
- 公共下水道については、今後とも県および釜無川流域下水道の方針に沿った形で、効果的・効率的に施設整備を進めていく必要があります。また、コミュニティプラント[※]である、よし原処理センターについては、施設の老朽化に対する対応策の検討が必要です。
- 実用段階に入った県の光ファイバ網「山梨県情報ハイウェイ」については、住民サービス向上や市内に立地する企業の利益につながる活用方法を検討する必要があります。
- 宅地開発については、良好な住環境や景観を維持するため、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地の形成を図っていかなければなりません。
- 地籍調査に関しては、田富地区を中心に未調査地域が広く残っており、そうした地区を中心に、調査の推進とより精度の高い情報の蓄積が必要です。
- 良好な生活空間を確保するため、本市の恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような公園や緑地を整備することが必要です。同時に、市街地においても市民の憩いの場や避難場所ともなる公園や広場などを整備していかなければなりません。
- 市営住宅の老朽化に対応するため、民間活力の活用を図りつつ、福祉やまちづくりなどの施策と一体となって、地域の実情をよりの確に反映したセーフティネットとして公営住宅を供給・改修していかなければなりません。特に、入居者の高齢化に合わせたバリアフリー化への対応は喫緊の課題となっています。

(2) 課題解決の方策

① 道路交通の利便性の向上

歩行者や自転車の安全に配慮した生活道路や歩道の整備を進めます。また、旧町村間の道路アクセスを改善することで、市の一体性の向上を目指します。さらに、市の発展を見据え、新山梨環状道路の整備状況を踏まえ、幹線道路間の接続や幹線道路と市内主要施設をつなぐ市道などの整備を進めます。同時に、JR身延線東花輪駅および小井川駅周辺の道路網整備を図ります。

② 公共交通機関の利便性の向上

JR身延線駅の周辺整備により、鉄道を利用しやすい環境を整えます。特に、小井川駅付近の新山梨環状道路高架下に駐車場を設置し、パークアンドライド[※]の需要を

※コミュニティプラント 住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設のことを言います。

※パークアンドライド 駐車場の「パーク」と電車やバスに乗る「ライド」を組み合わせた造用語。自宅から最寄りの駅・バス停までは自家用車で行き、そこに駐車させておき、勤務先等へは電車又はバスに乗って行く方式。

喚起します。また、コミュニティバスやデマンド交通^{*}などの交通弱者に配慮した新たな公共交通の導入を検討します。

③信頼性の高い水道事業の確立

安全な飲み水を安定的に供給するため、施設の計画的な維持・改修等を進めます。また、水道管などの施設や設備の耐震化にも努めます。

④適正な生活排水処理の導入

地域ごとの地形・集落分布や財政状況を踏まえ、地域や関係者の理解を得つつ、公共下水道や農業集落排水を市全域に普及します。また、下水道管などの施設や設備については、耐震化の対策を進めます。

⑤情報ネットワークによる快適な暮らしの創出

光ファイバ網などの情報通信基盤を活用し、電子自治体の構築など、市民サービスの充実・向上に取り組むとともに、市内企業にとって有用な情報通信基盤の活用方法を検討します。

魅力ある住空間の創出

土地区画整理事業等を進め、ゆとりある住環境を計画的に整備していきます。同時に美しい景観形成のためのルールづくりを行います。

⑦潤いある生活空間の整備

シルクの里公園周辺整備をはじめ、農村公園、河川公園を整備し、市民の憩いの環境づくりを進めます。また、全市民が利用できる総合運動公園の整備を図ります。

⑧住環境の充実

老朽化した市営住宅の建て替え・改修を進めます。その際、バリアフリー化や若者向けのリフォーム、省エネ性能の向上などに配慮します。また他の用途への転用を含めた市営住宅の活用方法についても検討を行います。

また、バリアフリー化に関しては、市民の一般住宅についても、リフォームを支援します。

(3) 施策の方向および数値目標

①道路交通の利便性の向上

- 生活道路の安全性向上

^{*}デマンド交通 自宅付近から目的地付近まで、住民のニーズに近い形で移送する公共交通サービス。乗合タクシー方式や路線自由度の高い路線バス方式などのタイプがあります。ともに、事前に電話などで予約する必要があります。

狭あいな道路の拡幅や歩道の整備を進め、安全で快適な道路環境を整備します。また、自転車走行帯の設置についても検討を進めます。交通規制を組み合わせ、通り抜け車両が居住エリアに入り込まないような工夫を地域住民とともに検討し、導入します。

○ 旧町村間の道路アクセスの改善

各庁舎間周辺を結ぶ道路の整備を促進します。

○ 幹線道路間の連絡充実

国道・主要地方道の建設を促進するとともに、それらの利便性を向上する基幹市道の整備を進めます。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成17年度	平成24年度	平成29年度
狭あいな道路の解消状況	車道幅員4m以下の道路延長÷市道総延長×100	64.2%	63.0%	62.0%
	市民の理解と協力を得ながら、狭あいな市道を計画的に拡幅し、概ね年間0.2ポイントずつ下げていく。			
歩道が設置された市道の割合	歩道整備済み市道延長(累計)÷市道総延長×100	9.3%	10.0%	11.0%
	市民の理解と協力を得ながら、歩道の整備を計画的に進め、当初5年間は0.1ポイントずつ、その後5年間は0.2ポイントずつ上昇させる。			

②公共交通機関の利便性の向上

○ JR身延線東花輪駅及び小井川駅周辺整備

甲府方面への移動に際して、バスを含めたパークアンドライドの普及に努めるとともに、小井川駅周辺にパークアンドライド用駐車場を整備します。

JR駅周辺の県道、環状道路側道の整備を進め、駅への車でのアクセスを改善します。

○ バス交通の再編検討

コミュニティバスの導入を含めた、市内の公共交通体系の再検討を行います。また、デマンドバスなどの新しい交通システムの導入も検討します。

③信頼性の高い水道事業の確立

○ 水道施設の計画的な維持・改修

水源、配水管、配水施設の老朽化対策を進めます。また、下水道工事の進捗にあわせ、水道管の耐震化も進めます。

④適正な生活排水処理の導入

○ 生活排水処理の普及促進

生活排水処理については、公共下水道や農業集落排水など、地域によって最適な処理システムを導入していきます。公共下水道の計画エリアについては、その普及および接続の推進を行います。豊富地区については、農業集落排水事業を推進します。

また、一部地域については、合併浄化槽の普及促進を図ります。
下水道管の耐震化も進めます。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
公共下水道の普及率	処理区域内人口÷行政人口×100	63.8%	75.0%	85.0%	計画的に下水道普及を進め、おおむね10年で市街化区域全域を処理区域とする。		
公共下水道の水洗化率	処理区域内水洗化人口÷処理区域内人口×100	85.7%	90.0%	95.0%	市街化調整区域にも下水道普及を進めるために必要な、処理区域内の水洗化率95%を目指す。水洗化率とは、下水道の処理区域内人口に対する、実際に下水道に接続工事が完了している人口の割合のこと。		

⑤情報ネットワークによる快適な暮らしの創出

○ 情報ネットワークの整備、活用

山梨県情報ハイウェイの有効活用方法を検討します。特に企業誘致などにその利点をアピールしていきます。

また、情報ネットワークを活用した効率的な広報のあり方についても検討します。

⑥魅力ある住空間の創出

○ 土地区画整理事業等の推進

都市計画マスタープランを策定するとともに、計画的に土地区画整理事業を推進します。

○ 田富地区での地籍調査の推進

体制の強化を図り、これまで以上に地籍調査の推進を図ります。

○ 景観形成の推進

景観法に基づき、景観行政団体になります。同時に、景観計画の策定と景観地区の設定を行い、景観に配慮したまちづくりを行います。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成18年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
地籍調査実施済の割合	地籍完了面積÷地籍対象面積×100	72.4%	80.0%	83.0%	未実施が多く残る田富地区を集中的に実施し、過去の進捗率の上昇傾向を維持する。		
市街地整備が行われた面積	過去からの区画整理事業の実施済み面積	44.5ha (H19)	93.9ha	96.5ha	現在区画整理事業が予定されているエリアを全てH29までに完了する。		

⑦潤いある生活空間の整備

○ 市民の憩いの場の整備推進

都市計画マスタープランに公園、緑地等の整備を明示し、それに基づき計画的にシ

ルクの里公園や農村公園、河川公園、総合運動公園の整備を推進します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
市民1人当たりの公園面積	都市公園及び緑地の面積(累計)÷人口	2.16㎡	2.60㎡	2.63㎡
	区画整理事業などで設置が計画されている公園を、全てH29までに設置する。			

⑧住環境の充実

○ 市営住宅の建て替え・改修の推進

老朽化の進む市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、若い世代の受け入れを想定し、若者向けのリフォームを行います。

耐震化や断熱性の向上、もしくはは新たな用途への転換も含めたリノベーション*の推進を図ります。

○ 住宅のバリアフリー化支援

高齢者の住む一般の住宅について、リフォーム資金の支援を行い、市民が安全で快適に暮らせる住環境を提供します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
公営住宅の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	49.3%	55.0%	60.0%
宅地の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	53.0%	60.0%	65.0%

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
国道・県道などの幹線道路の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	46.7%	50.0%	55.0%
生活道路や歩道の整備に対する満足度	市民アンケート、満足度	38.0%	45.0%	50.0%
上下水道の満足度	市民アンケート、満足度	64.4%	70.0%	80.0%
身近な生活空間の満足度	市民アンケート、満足度	42.9%	45.0%	50.0%
自然環境・景観の保全に対する満足度	市民アンケート、満足度	53.2%	60.0%	65.0%

*リノベーション 刷新、修繕などのこと。リフォームに比べ、既存建物を大規模に改修し、耐震性や省エネ性能の向上、もしくは用途や機能を刷新し、建築物に新しい価値を加えることです。

2 快適で環境に配慮した社会の実現

(1) 地域の課題

- 地球温暖化防止に向けた取り組みとして、廃棄物の削減が課題となっています。そのためには、①ごみの発生を抑制(リデュース・Reduce)、②不要物の再使用(リユース・Reuse)、③再使用できないものは資源として再生利用(リサイクル・Recycle)の「3R」の推進が必要となります。
- リサイクルへの取り組みとして、自治会でのリサイクル収集日の周知や各庁舎への24時間リサイクルステーションの設置を行い、リサイクル品の回収は順調に増えています。しかし、一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量の減量が課題となっています。
- 豊富地区では、生ごみを「とよとみクリーンセンター」に搬入、肥料化して活用しています。今後はもっと施設を効率的に運用することが求められます。
- 本市では生活環境の悪化を招く悪臭や野焼き、不法投棄などの問題があります。悪臭や野焼きについては、迅速な苦情処理や原因者との話し合いなどにより、個別に解決を図っていますが、不法投棄に関しては、小河川などへの投棄があとを絶たず、対策に苦慮しています。

(2) 課題解決の方策

①生活環境の向上

快適な生活環境を確保するため、悪臭、水質汚濁、振動、騒音等の環境汚染の防止について、個人や企業への啓発活動を推進し、環境に対する意識の高揚を図ります。また、不法投棄等の監視活動や関係機関との連携を強化し公害防止の指導の徹底を図るとともに、苦情等に対して迅速に対応できる体制を整備します。

②循環型社会の確立

リデュース・リユース・リサイクルの3R運動の積極的な推進を図り、循環型社会の確立を目指します。また、「分別収集計画」や「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化やリサイクルを推進するとともに、「環境基本計画」の策定・実施により市民の環境意識の啓発と醸成を図ります。

③新エネルギーの活用

将来訪れるであろう石油など化石燃料の枯渇の問題や温室効果ガスの増加などの環境問題を踏まえて、再生可能な資源を活用し、さらに環境へ与える負荷も小さいバイオマス燃料^{*}等の新エネルギーの導入及び普及を推進します。

^{*}バイオマス燃料 動植物(バイオマス)由来の燃料のこと。動物系としては、家畜の糞尿などがあり、植物系としては、草や木など多様な資源があります。そのまま焼却して燃料とする場合のほか、アルコールなどを抽出して利用する場合があります。

(3) 施策の方向および数値目標

①生活環境の向上

- 不法投棄防止対策の推進
地区の住民や関連団体と連携して監視活動を強化します。また、不法投棄の未然防止に向けた啓発および改善指導を行ない、警告看板、防護柵等を設置します。
- 公害防止対策の推進
県や関係機関と連携を図り、悪臭、騒音、振動、水質汚濁などについて、未然防止に向けた啓発および適切な改善指導を行ないます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
不法投棄のごみ撤去量	撤去したごみの年間総量	3t	2t	1t
	10年後に半減以下を目指す。			
公害苦情件数	悪臭、騒音、水質汚濁の年間苦情発生件数	54件	50件	40件
	市民への啓発を行い、当初5年は目覚ましい効果は期待できないかもしれないが、10年後までに年間2件程度ずつ減少させる。			
自然環境・景観の保全の満足度	市民アンケート、満足度	53.2%	60.0%	65.0%

②循環型社会の確立

- 環境に配慮した事業活動の推進
環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する、グリーン購入*の推進を図るとともに、事業者・市民への指導、啓発を行います。
- ごみの減量化・再資源化の推進
資源ごみ回収について説明会や広報紙、回覧等での周知徹底を図り、リサイクル意識の啓発活動を推進します。また、コンポスト式・電気式・水切り専用容器などの生ごみ処理機器の購入補助の拡充を図ります。
- 生ごみたい肥化の推進と活用
現在、豊富地域だけで行われている、生ごみの分別回収を他地区へも広げ、「とよとみクリーンセンター」の活用と運用の効率化を図ります。
- 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
「中央市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止に向けて行政として先導的な取り組みを推進します。

*グリーン購入 環境に負荷をかけないと認定された商品を優先的に購入すること。通常、第三者機関により環境への負荷が低いとして認定された商品を購入することを指します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
ごみの排出量 (一人一日あたり)	一般ごみ年間収集量÷総人口÷ 365日	758g	640g	530g
	年間あたり約3%の廃棄ごみの削減を目指し、環境への負荷を少なくするとともに、ごみ処理経費の削減を図る。			
ごみのリサイクル率	一般ごみのうち、リサイクル品と資源ごみの占める割合	13.6%	21.0%	29.0%
	年間あたり約1.5%のリサイクル率のアップを目指し、廃棄ごみの量を減らすことで、環境への負荷を軽減する。			
生ごみのたい肥化率	可燃ごみのうち、クリーンセンターに持ち込まれる生ごみの収集量の割合	0.9%	1.2%	1.4%
	生ごみのたい肥化をさらに進めることで、可燃ごみの削減と、資源の有効活用を図る。			

※現在、生ごみの分別収集は豊富地区でのみ行っており、今後は他地区での収集を検討していきます。

③新エネルギーの活用

○ 新エネルギーの活用策の検討

環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画の中に新エネルギーの活用策を設定します。

○ バイオマスエネルギー活用の検討

民間におけるバイオマスエネルギーを活用した取り組み（廃食用油からバイオディーゼル燃料を抽出する取り組みなど）への支援を行います。また、公用車や市が運営するバスなどでの利用を検討します。



3 安全・安心の地域づくり

(1) 地域の課題

- 本市では、現在「防災計画」「国民保護計画」「洪水ハザードマップ」を策定し、災害対策を中心とした市民の安全を図る体制作りを進めています。しかし、市民アンケートによれば、「災害への備え」について、不安を持つ市民が未だ71.1%と大変多い状況にあります。
- 自主防災組織（75団体）と消防団による防災訓練が年1回実施されています。また、自主防災組織が独自で個別訓練や学習会を行うなど防災の機運が高まってきたものの、全体的には市民の防災に対する「自助」「共助」の意識は未だ低い状況にあります。
- 防災ボランティアの育成や外国籍住民への防災に対する啓発や情報提供が、不十分な状況にあります。
- 大規模災害の発生を想定すれば、在宅で寝たきりの住民や虚弱者、妊娠中の女性、障がい者などの避難体制や災害対応（受け入れ医療機関・避難誘導の仕方・要援護者の名簿の作成等）は十分とはいえない状況にあります。
- 交通事故の発生抑制に向け、交通安全講習会や交通指導による更なる交通安全意識の啓発に努めることが必要です。また、安心感の高い暮らしを提供するため、生活道路の改善や横断歩道、街路灯、防犯灯の設置も重要な課題です。
- 犯罪の防止に向け、青少年の非行防止、空き巣対策などを、地域や近隣市民の協力により効果的に取り組んでいかなければなりません。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段を確保し、交通渋滞の緩和を促すためにも、駅から各地域の主要施設、山梨大学医学部などを結ぶ地域公共交通を確保しなければなりません。
- 民間住宅の耐震化については、耐震診断制度の認知度の向上と利用の増加が課題です。また、耐震化されていない公共施設においては、早急に耐震診断を行い、必要な場合は耐震工事を行わなければなりません。

(2) 課題解決の方策

①防災・消防体制の充実

公共施設の耐震診断を行い、耐震化の必要な施設は、耐震化を進めます。同時に、防災、防犯に対応する庁内体制の強化を図ります。また、防災計画に沿って各種防災体制の確立と総合防災拠点施設・設備等の整備を計画的に進めます。

山梨大学や地域医療機関と連携・協働し、大規模災害時における高齢者・虚弱者・妊婦・障がい者などの避難体制や災害時対応策を作成します。

甲府地区広域行政事務組合と消防団の連携や施設の充実を図ります。さらに、自主防災組織の施設・機材の整備を計画的に進めます。

②自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

地域防災力の向上に向け、行政、自主防災組織、企業の連携を強化し、その集大成として総合防災訓練を計画的に実施します。同時に、自主防災組織が個別訓練や学習会を行えるよう活動の活性化を促します。また、市民一人ひとりに自主防災組織の重要性を認識してもらうとともに、日ごろからの防災に対する意識向上を図ります。そのためにも、市民や企業への啓発活動・情報提供を積極的に行います。

③交通安全・防犯対策の推進

警察や交通関係団体との連携により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。特に、道路交通環境の変化に伴う、交通安全施設の整備充実を図ります。

自治会を中心とし、地域や市民相互の連携による防犯体制の確立を図ります。また、街路灯、防犯灯等の防犯施設の整備とともに、通学路の交通危険箇所の点検・解消を図ります。

④交通網の利便性の向上

自主運営バスやJR身延線等の公共交通網の利便性向上に向けた整備・検討を進めます。

⑤耐震化の推進

耐震基準を満たしていない市内の戸建て木造住宅について、耐震診断の実施を促進します。また、耐震診断により強度不足が指摘された場合などについては、耐震工事に対する費用的な支援を実施します。

(3) 施策の方向および数値目標

①防災・消防体制の充実

○ 災害に強いインフラ整備

上下水道の耐震化や防災無線のデジタル一元化を行います。また、避難所・避難地の整備を行います。

○ 災害に強い地域の創出

防災備蓄品の充実や大型店と連携した緊急物資の確保を行います。また山梨大学や地域医療機関と連携し、災害時要援護者に対する支援策を整備します。さらに、災害ボランティアの育成を行います。さらに、災害ボランティアの育成を行います。こうした一連の取り組みにより、災害に強い地域を創出します。

指標名	指標の定義	数値目標		
		現況値 平成19年度	平成24年度	平成29年度
災害備蓄倉庫の件数	災害備蓄倉庫の設置件数（累計）	4箇所	6箇所	9箇所
	H29までに田富、玉穂、豊富各3箇所に設置する。			
防災体制の充実度	市民アンケート、満足度	44.1% (H18)	50.0%	55.0%

②自主防災組織の活性化および市民・企業との連携

- 自主防災組織の活性化及び市民・企業との連携

自主防災組織や企業との連携を強化します。また、外国籍住民を含む全市民への防災情報の充実を図ります。さらに、総合防災訓練を実施します。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成19年度	平成24年度	平成29年度
災害・消防協定締結数	物資・輸送・消防等の協定数の累計 県内大型店舗、運送業者、市内事業者等との物資・輸送・消防等の協定を行う。	8件	10件	12件

③交通安全・防犯対策の推進

- 交通安全・防犯施設の整備充実

カーブミラーやガードレール等を整備します。また、街路灯や防犯灯についても整備します。

- 運転者の意識改革にも配慮した交通安全教室の実施

免許保有者への交通安全教室の実施および意識啓発を行います。また、高齢者や児童生徒への交通安全教室を実施します。

- 地域住民・警察と連携した交通事故と犯罪を抑制するまちづくりの推進

適正な交通規制の導入検討を行います。また、快適な歩行空間の確保（あんしん歩行エリアの導入）や、死角のないまちづくりを推進します。さらに、自転車走行帯の設置検討やヒヤリハットマップの作成を行います。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
市内交通事故発生件数	南甲府警察署集計資料による市内交通事故年間発生件数 現況値の10%減を目指す。	242件	230件	218件
犯罪発生件数	山梨県警による市町村別刑法犯年間発生件数 過去の減少傾向を継続する。	374件	200件	130件
交通安全・防犯体制の充実度	市民アンケート、満足度	44.5%	50.0%	55.0%

④交通網の利便性の向上

- バス路線の充実および身延線との連絡向上

コミュニティバスやデマンドバスの導入検討を行います。また、既存バス路線の身延線との連絡改善を行います。

- 身延線駅周辺整備による駅の利便性向上

トイレや駐輪場、駐車場を整備します。さらに、駅前広場を設置します。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成19年度	平成24年度	平成29年度
駅前等駐車（輪）場整備箇所数	駐車（輪）場数（累計） JR駅への増設、バス停付近への新設による。	2箇所	4箇所	6箇所
JR駅乗客数	市内2駅の年間乗客数	368,317人 (H16)	386,000人	400,000人
	パークアンドレールライド*を推進し、JR駅利用者を5年で約5%、10年で約10%増加させる。			

⑤耐震化の推進

○ 耐震診断の推進

民間の戸建て木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助するとともに、事業のPRを積極的に行ない、事業の普及啓発を図ります。

建築物の安全性に対する市民の意識向上を図り、災害（震災）に強いまちづくりを推進します。

○ 耐震工事の推進

耐震診断を受けた民間の戸建て住宅のうち、総合評点が1.0未満と診断された住宅の耐震改修工事に対して、経費の一部を補助し、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害の拡大を防止します。同時に、事業の普及啓発を図ります。

○ 公共施設の耐震化

公共施設の耐震診断を速やかに進めるとともに、公共施設の耐震工事を確実に実施します。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
民間住宅の耐震診断実施者率	旧耐震基準で建築された民間住宅の耐震診断実施者率（累計）	4.4%	7.2%	10.0%
	制度利用による耐震診断実施者が現状先細りしている中で、10年間で対象住宅の10%の実施を目指す。			
公共施設の耐震診断率	耐震改修促進法で規定される公共施設の診断率（累計）	80.0%	100.0%	100.0%
	法で規定された100%の達成を目指す。			
民間住宅の耐震改修戸数	耐震診断1.0未満の住宅の耐震改修戸数（累計）	0戸	10戸	20戸
	制度利用による耐震改修戸数が皆無な中で、住民理解を得ながら、年間2戸の改修を目指す。			
公共施設の耐震改修率	耐震改修促進法で規定される公共施設の耐震化率（累計）	80.0%	100.0%	100.0%
	法で規定された100%の達成を目指す。			

*パークアンドレールライド パークアンドライドのうち、特に鉄道を利用することを言います。

第3章 やすらぎの拠点づくり

やすらぎの拠点づくり

生きがいと安らぎの福祉

- 子育てと生活の両立支援
- 家庭や地域における養育機能の充実
- 子どもにとっての安心・安全なまちづくり
- 高齢者の多様な生きがいづくりの支援
- 高齢者の健康づくりと自立の支援
- きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備
- 地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり
- 道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン化の推進
- 福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

健やかな暮らしの実現

- 思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備
- 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備
- 安心して子育てができる相談・支援体制の整備
- 生活習慣病予防の体制整備

安心と信頼の医療体制

- 医療保険財政の健全化
- 個々の成長過程に応じた健康づくり支援
- 感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

まごころをはぐくむ教育

- 学校と家庭と地域の連携強化
- 未来を担う人材の育成
- 豊かな「食」に対する理解の向上
- 義務教育施設の整備推進
- 市の独自性のある教育の推進

あらゆる世代への学びの提供

- 地域の特性を活かした生涯学習の推進
- 生涯学習や文化創造拠点の整備
- スポーツ活動拠点の整備
- 歴史文化の継承と文化財の保存整備
- 図書館活動の推進

1 生きがいと安らぎの福祉

(1) 地域の課題

- 核家族化の進展に伴い、若い親にとって子育てに関する相談相手が身近にいないという問題があります。行政、ボランティア団体、各種団体との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。
- 女性の社会進出に伴い、授業の終了後にも児童館などを利用して子どもに適切な遊びや、生活の場を提供してくれる放課後児童クラブへのニーズが高まっていますが、地域によっては受け入れる余裕が無い場合もあります。こうした地域格差を無くし的確にニーズに応えていく必要があります。
- 適切な正規職員保育士を確保し、病児・病後児保育など子育て世代の保育サービスに対するニーズに応えていくことが求められています。
- 将来訪れる高齢化社会に対応するために、高齢者のいる世帯に対する相談事業の強化や高齢者の社会参加を促す取り組みが必要です。
- 各種在宅福祉サービスの充実など、要介護者の生活全般を総合的に支援する予防介護事業のさらなる強化、整備が必要です。
- 障がいのある方からの要望が強い道路、建物、バスなどのバリアフリー化や、障がい者用トイレの整備が必要です。
- 障がいのある方のより良い暮らしに向け、障がいの種別により異なるニーズを把握したうえでの的確に支援していくことが必要です。
- 市が行ったアンケート調査によると、障がい者の地域活動への参加や就労のためには、一般市民の障がい者に対する理解が求められています。
- 生活保護に関し、現時点での保護率は低くなっていますが、今後予想される受給者の増加への対応や保護長期化の抑制のためには就労支援策の強化などが必要です。

(2) 課題解決の方策

① 子育てと生活の両立支援

市民・NPO・ボランティア・企業と連携し、時間外保育・休日保育・学童保育等の整備により充実した保育サービスを提供していきます。併せて、市ではファミリーサポートセンター*の設置により子育て支援を充実させるなど、子育てをしながら仕事が続けられる職場環境・社会環境の整備を促進します。また、女性の社会進出の増加に伴い放課後児童クラブに対する需要が増えていることから、NPO法人やボランティア活動希望者、地域社会などと連携を図り、放課後児童クラブの整備を推進していきます。

さらに、適正な保育士の確保により病児・病後児保育へのきめ細かな対応や、市

*ファミリーサポートセンター 市区町村が設置する仕事と子育ての両立をサポートする組織。ただし、行政が一方向的にサービスを提供するのではなく、「育児の援助を行う人（提供会員）」と「育児の援助を受ける人（依頼会員）」がそれぞれ会員になり、互いに助け合いながらサービスを提供しあう有償のボランティア活動のことです。

内7保育園における園児一人ひとりに対する心の通う保育サービスを実施していきます。

②家庭や地域における養育機能の充実

子育てについての経験とノウハウを持っている世代と子育て世代の交流を図ることにより、地域社会が子育てを応援するという風土を作っていきます。加えて、子どもたちの「命の大切さを学ぶ機会」、「自然や生活を体験する機会」をつくるとともに、家庭における養育が困難な親への指導・支援も行っていきます。

③子どもにとっての安心・安全なまちづくり

ゆとりある歩道の整備、学校周辺や通学路、危険箇所への防犯対策強化など、地域ぐるみで子どもの安全を支援していきます。また、安全性の高い保育所の整備を進めます。

④高齢者の多様な生きがいづくりの支援

元気な高齢者が就労できる場を確保し、生きがいを持ってまちづくりに参加できる環境を整え、高齢者が自ら進んで社会活動に参加できるよう支援していきます。

⑤高齢者の健康づくりと自立の支援

健康増進や介護予防対策の充実を図ります。寝たきりや一人暮らしの高齢者の生活支援や家庭介護者を支援するための在宅福祉サービスの充実を進めます。また、各高齢者の状況（要介護度、認知症高齢者の権利擁護、高齢者虐待など）やニーズに見合った支援、相談事業を推進するなど、地域の高齢者に対する相談・支援活動の整備を進めていきます。

⑥きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備

高齢者の介護や生活における問題の総合的な相談窓口として、地域包括支援センター[※]を積極的に活用できる体制を整えます。また、住み慣れた地域で生活を継続し、サービスを受けられる「地域密着型サービス」の拠点整備を進めます。

⑦地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

福祉に対する住民意識の啓発、特に障がい者に対する理解を深め、障がい者と市民が参画する「ともに生きるまちづくり」を推進していきます。

また、地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動の促進により、地域住民と行政との協働による福祉のまちづくりを目指します。

※地域包括支援センター 高齢者の生活を支援する地域における総合的なマネジメントを担う機関で、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援の機能があります。

⑧道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン^{*}化の推進

道路、公園、公民館など既存の公共施設のバリアフリー化を進め、今後、新たに整備する施設についてはユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

⑨福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

障がい者の働く権利を保障し、能力開発や訓練の機会と就労の場を確保するとともに、就労後のきめ細かい支援体制を整備することにより間接的な経済的支援につなげます。また、生活保護対象者に対してもきめ細かな相談体制を整備し、必要に応じ支援していきます。

(3) 施策の方向および数値目標

①子育てと生活の両立支援

- 子育て世代の雇用環境改善に向けた企業との連携
企業内保育所の設置や育児休暇取得の促進など、先進的な取り組みをしている企業に対する表彰制度やワークライフバランス^{*}導入企業の紹介などを実施します。
- 時間外保育・休日保育・学童保育の充実
市民・NPO・ボランティア・企業との連携による担い手の確保や保育士の適正人員確保により保育サービスを充実させます。
病児・病後児保育、延長保育、一時保育等、保育サービスの拡充を図ります。
- ファミリーサポートセンターの設置
ファミリーサポートセンターを新たに設置するとともに、制度の周知徹底や提供会員の確保などにより、センターの積極的運営および有効活用を図ります。
- 放課後児童の受け入れ体制整備
市民・NPOとの連携による受入れ体制の整備とともに、放課後児童クラブの施設充実を図ります。

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
ファミリーサポート利用件数	年間利用件数	0件	1,200件	1,200件
	平成24年度までに月100件の利用を目指す。			
病児・病後児保育 実施保育園数	実施保育園数（累計）	0保育園	2保育園	2保育園
	平成24年度までに公立1園、私立1園実施を目指す。			
延長保育実施保育園数	実施保育園数（累計）	5保育園	7保育園	7保育園
	期間内に公立6園、私立1園実施を目指す。			

^{*}ユニバーサルデザイン 性別や年齢差、障がいの有無など個々の能力などに関わらず利用することができるデザインや商品、あるいは施設などを指します。

^{*}ワークライフバランス 仕事と私生活の調和のこと。仕事により日常生活に無理のかからないような生き方を指します。

②家庭や地域における養育機能の充実

- 地域子育て支援センター*の設置推進
地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、積極的な情報提供により有効活用を図ります。
- 家庭における養育が困難な世帯への指導・支援
指導者の育成を急ぐとともに、相談体制の整備を進めます。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成18年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
地域子育て支援センター数	地域子育て支援センター数（累計） 田富1箇所、玉穂2箇所、豊富1箇所の計4箇所の設置を目指す。	1箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	

③子どもにとっての安心・安全なまちづくり

- 施設整備の充実
安全面に配慮した保育所の整備や、ゆとりある歩道の整備、街路灯、防犯灯等の整備を進めます。
- 学校周辺や通学路等の防犯対策
地域住民と連携したスクールガード*を充実させます。
- 住民主体の安心・安全づくり
ハザードマップ（ヒヤリハット・マップ）等の作成を進めるとともに、住民同士のあいさつの励行により防犯を図ります。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
放課後児童クラブ利用者数	放課後児童クラブ利用者数 定員270人の95%の利用率を目指す。	189人	230人	260人	260人	260人	

④高齢者の多様な生きがいづくりの支援

- 高齢者の働く場の創出
シルバー人材センターの有効活用を進めます。
- 高齢者の社会活動参画
ことぶきクラブ（老人クラブ）やことぶきマスター活動の活性化を支援していきます。
- 世代間交流の促進
いきいきサロン事業、敬老会等の事業を支援していきます。
- 高齢者の活動拠点の整備
福祉拠点施設の整備を進め、有効活用を図ります。

***地域子育て支援センター** 保育所などを拠点として、そこに入所している子どもだけではなく、それ以外の子どもとその親に対しても、子育てのさまざまな支援サービスを提供する施設のことです。具体的には、保育所に入所している家族以外に対する子育て相談の対応や子育てに関する情報の提供などです。

***スクールガード** 学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回しするボランティア活動です。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
健康体操サポート 一人数	資格者数÷人口×100 微増傾向であるが、現在の増加率以上を目指す。	0.6%	2.9%	4.4%

⑤高齢者の健康づくりと自立の支援

- 高齢者の状況に対応した支援・相談体制の整備
身近な相談窓口を設置するとともに、事業者・保健所・医療機関・各種団体等とのネットワークを構築し、相談体制の整備を図ります。
- 利用しやすい運動施設の整備
健康福祉センターなど既存施設を活用した健康づくりや健康の保持・増進のための施策を充実していきます。
- 健康づくりに関する相談・教育等の推進
介護予防事業（一般高齢者施策）の充実を図ります。
- 在宅福祉サービスによる支援
在宅介護者のニーズを把握し、適切な支援を進めます（配食サービス、高齢者乳酸菌飲料友愛訪問事業など）。

⑥きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備

- 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の強化
社会福祉士等の人材確保により生活面におけるきめ細かな総合相談を実施します。
- 地域密着型サービスの充実
地域密着型サービス拠点施設を整備するとともに、利用希望者への適切な相談支援を進めます。
- 介護予防事業の推進
特定高齢者施策として、筋力向上トレーニング・転倒骨折予防・栄養改善・口腔機能向上事業を行います。また、一般高齢者施策として、健康相談・健康教室・生きがいミニデイサービス・講演会等を実施します。
- 保健、福祉窓口の充実、強化
福祉支援ネットワークを構築し、総合相談窓口の設置と有効活用を進めます。
- 介護給付適正化事業の推進
ケアマネジメントの適切化に向け、ケアプランチェック、住宅改修の事前事後検査などを実施します。また、要介護認定の適正化のために、認定調査の100%直営化などを行います。介護報酬請求の適正化に向け、指導監査体制の強化、医療情報との突合などを実施します。
- 計画的な介護保険事業の推進
介護保険の充実・整備を図るため「介護保険事業計画」を策定します（平成21～

23年度)。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
要介護（支援）認定者率	要介護（支援）認定者÷高齢者人口×100	13.3%	14.2%	15.5%
	現在の認定者率の伸びを抑制し、現在よりは増えるものの、微増にとどめる。			
地域密着型サービス利用者数	年間利用者数	7人	64人	100人
	5年ごとに50人程度の増加を図る。			

⑦地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

- 福祉に対する住民意識の啓発と住民参画の推進
学校・地域における福祉教育の推進や相互扶助の精神による地域社会の再生を進めます。
- 地域住民によるボランティア活動の推進
ボランティア・コーディネーターの体制整備を進めます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
福祉教育講座等の開催	福祉講座・福祉映画会等の開催数	2回	5回	5回
	H20の拠点施設の設置にあわせ、講座等の開催数を増やす。			
ボランティア登録団体数	社会福祉協議会への登録団体数	27団体	32団体	37団体
	過去の増加数を参考に、年間1団体の増加を目指す。			

⑧道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン化の推進

- 道路や公共施設における連続したバリアフリー化の推進
既施設のバリアフリー化や新規施設におけるユニバーサルデザインの導入を進めます。
- 民間商業施設におけるユニバーサルデザイン化の推進
民間業者との連携により、市民に利用しやすいバリアフリー施設の情報提供などを行い、民間商業施設のユニバーサルデザイン化を誘導していきます。
- 老若男女、健常、障がい者がともに参加できる地域づくり
公共交通のあり方の検討、および心のバリアフリー化を図っていきます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
トイレのオストメイト*設置数	公共施設のオストメイト設置数（累計）	0箇所	1箇所	2箇所
	現在ゼロの状態から、5年ごとに1箇所の設置を目指す。			

*オストメイト 疾病により、腹部に人工肛門や人工ぼうこうなどの人工的な排泄口をつけた方を指す。オストメイト対応の多目的トイレは、オストメイトの方が排泄物の処理ができるトイレのことです。

⑨福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

- 相談・ケアマネジメント体制の充実
ワンストップ相談体制の整備や精神保健福祉士など専門家による支援を進めます。
- 各種相談事業の有機的連携の構築
福祉支援ネットワークの充実や福祉専門家の育成と確保により、相談事業の連携を深めていきます。

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
子育て環境の満足度	市民アンケート、満足度	43.2%	55.0%	65.0%
高齢者・障がい者福祉に対する満足度	市民アンケート、満足度	46.8%	55.0%	60.0%



2 健やかな暮らしの実現

(1) 地域の課題

- 地域の高齢者と育児世代の母親との交流を進め、高齢社会の利点を活かした安心感をもたらす子育て環境を確立していく必要があります。
- 思春期から妊娠、出産、育児期まで、一連の期間を安全で安心して過ごすことができる母子保健体制が求められています。
- 民間企業や各種団体と連携したうえで、父親の育児参加を促進していく必要があります。
- 外国籍住民の世帯の適切な子育て環境を確保するためにも、子育てや母子保健に関する情報を外国語で提供する必要があります。
- 効果的・効率的な健診、保健指導の実施により生活習慣病を予防し、市民が健康で質の高い生活が送れるよう支援することが必要です。

(2) 課題解決の方策

① 思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備

学校における保健教育の内容を充実・強化することにより思春期の心の健康を保持し、人として生命の大切さを実感しながら生活の質向上につながるような施策を実施します。

また、行政・市民・民間企業が連携することにより働きながら出産でき、再就職が可能な地域社会の構築を図ります。併せて、医師・助産師・保健師の定期的な情報交換の推進などにより、妊娠、出産に関する安全性の確保と山梨大学医学部との連携による不妊治療への支援を実施します。

② 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

乳幼児の不慮の事故事例などを収集・分析した上で、父母に情報提供し事故の防止に努めていきます。また、授乳・離乳から始まり、幼児期の食を通じた健全育成の支援を行うとともに、予防接種に関する情報提供（多言語化、媒体の多様化、有効性など）を充実させて予防接種率の向上と子どもの健やかな成長をめざすための環境整備を図ります。

③ 安心して子育てができる相談・支援体制の整備

父親が気軽に育児に参加できる地域風土・企業風土の育成や、子育てサークル等を活用した母親への育児サポートなど、親の育児負担を分担し合う地域社会を構築し、児童虐待の防止を図ります。また、親子のふれあい、乳幼児と中・高生のふれあい、地域とのふれあいなどを図ることにより、子どもの心の安らかな発達を目指す支援を進めます。

④生活習慣病予防の体制整備

生活習慣病予防の啓発・普及活動として、適正な食事や運動不足の解消、禁煙や節酒、ストレスコントロールなど健康的な生活習慣づくりを進めます。また、生活習慣病に関する正しい知識の普及や啓発を行い、生活習慣の改善を促進します。その為に、一次予防を重視した健康診査とその後の個別の保健指導を充実させます。また、山梨大学や地域医療機関と連携を図り、生活習慣病対策を推進します。

(3) 施策の方向および数値目標

①思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備

- 思春期の心と体の健康増進
学校との連携による保健対策の強化と健康教育を進めます。
- 親子の心の問題に対する支援
父親の育児参加や母親へのカウンセリング、および子どもへの関わりを学ぶ機会の環境整備を進めます。また、児童精神科医の確保を図ります。
- 不妊に悩む夫婦への支援
山梨大学と連携した不妊専門相談体制の整備や不妊治療費の助成を行います。
- 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
保健所や医療機関との連携強化により、妊婦に優しい環境づくりを進めます（マタニティマーク等の普及啓発）。また、医師・助産師・保健師の定期的な会合や情報交換会を通して情報共有を図り、妊娠・出産に対し安心できる体制を整備します。

②新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

- 小児保健医療水準の維持・向上に向けた環境整備
地域における小児科の医師確保を図ります。また、保健所と連携し、乳幼児の不慮の事故防止対策を進めます。
- 食育の推進と妊婦の禁煙対策の推進
栄養学的な面からの食育教育を推進します。また、喫煙の弊害について啓発広報を実施します。

③安心して子育てができる相談・支援体制の整備

- 健康の維持と生活の質向上
小児科医や児童相談に対応できる児童精神科医の確保を図ります。
- 子どもを守る取り組みの推進
子どもの不慮の事故防止対策、病児・病後児支援のための環境整備、乳幼児健診など保健医療体制の充実を図り、子どもの心の健康に対応できる環境の整備を進めます。
- 保護者への支援の推進
育児研修会の実施、育児支援情報の提供、育児に関する相談窓口の設置等、育児不

安の軽減支援を進めます。また、児童虐待の未然防止に向けた情報提供と地域住民によるコミュニティ再構築を進めます。加えて、父親の育児参加に向けての環境整備を進めます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
医療機関を受診した事故件数の割合(1歳6ヶ月)	1歳6ヶ月健診におけるの不慮の事故の割合	14.0%	8.0%	7.0%
	10年後に現在の半減を目指す。なお、5年後まででもほぼそれに近い水準まで下げる。			
医療機関を受診した事故件数の割合(3歳)	3歳児健診におけるの不慮の事故の割合	29.0%	8.0%	7.0%
	1歳6ヶ月健診までと同等の水準まで引き下げる。			
「こんにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合	「こんにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合	90.0%	95.0%	99.0%
	最終年度までに全戸訪問に限りなく近づける。			

④生活習慣病予防の体制整備

- 健康な生活習慣を身につけるための支援
定期的な健診の受診など生活習慣病予防の情報提供を実施します。また、市・住民ぐるみで禁煙・分煙を推進します。
- すべての市民が健康づくりに取り組める環境整備
市民一人ひとりが、健康づくりと生活の質向上に取り組むための情報提供を行います。
- 様々な組織が主体的に取り組める環境整備
市民、企業、行政の定期的な会合による情報交換会を開催します。
- 特定健康診査・特定保健指導の徹底
特定健康診査の受診率向上やその後の保健指導の徹底を図ります。
- 体制整備のための計画策定
体制整備のために健康増進計画を策定します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
特定健康診査受診率の割合	40歳～74歳までの特定健診受診者 ÷ 対象者数 × 100	33.0%	65.0%	68.0%
	H24までに国の目標である65%を目指す。その後も増加を目指す。			
特定保健指導の受講者の割合	40歳～74歳までの特定保健指導の受講者数 ÷ 対象者数 × 100	15.0%	45.0%	50.0%
	H24までに国の目標である45%を目指す。その後も増加を目指す。			

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
健康づくり施策に対する市民の不満	市民アンケートにおいて、保健・医療・福祉施策の不安・不満要因として「健康づくりへの支援」をあげた人の割合	20.0%	15.0%	10.0%



3 安心と信頼の医療体制

(1) 地域の課題

- 山梨大学医学部附属病院や各種団体との連携を強化することにより、健康づくりや患者の心身の特性に応じた保健・医療体制の整備、および個々人のライフサイクルに応じた生活の質向上を図る必要があります。
- 生活習慣病の予防を図るために効果がある健診・保健指導を実施し、将来の医療費を抑制する必要があります。
- 感染症は未だに死因の約1/4を占め、公衆衛生上大きな課題となっています。近年においては、従来の感染症に加えて、多剤耐性菌^{*}の蔓延の脅威が公衆衛生上の大きな問題になってきました。感染症に対する備えは、地域および国が協力して常にその脅威に対する備えをしておかなければならない問題です。

(2) 課題解決の方策

①医療保険財政の健全化

市民の参画を得て、医療費の抑制や医療費の適正な規模、および負担のあり方などについて検討していきます。また、健康施策の重点を治療から生活習慣病対策を中心とした予防に移し、医療受診行動の抑制や医療保険財政の健全化に取り組みます。

②個々の成長過程に応じた健康づくり支援

少子高齢化の進展、生活習慣病の増加、要介護高齢者の増加などを踏まえ、学校・地域・企業・その他関係行政機関との連携を図り、個々の成長過程に合った健康づくり対策を支援していきます。このため、特定健康診査・保健指導の早期定着化や後期高齢者医療制度事務体制の整備を進め、市民への周知徹底を図っていきます。

③感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

対象者への正しい知識の普及啓発、予防接種の接種率向上、健診受診の奨励により、早期発見・早期治療を推進します。併せて、医療機関、保健所等の関係機関との連携強化を図り、感染症対策を進めていきます。

(3) 施策の方向および数値目標

①医療保険財政の健全化

- 医療費適正化の検討

受診時の一部負担金の有り方の検討や老人医療費の適正化、在宅療養の普及、保険税（料）収納率向上などを図ります。

^{*}多剤耐性菌 多くの抗生物質が効かない耐性菌のこと。抗生物質の利用の普及に伴い、細菌が耐性を獲得したと考えられています。院内感染もこうした耐性菌による場合があります。

○ 適正な医療の提供

かかりつけ医の普及や一次予防（健康づくり）の重要性の啓発活動を行います。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
国保加入者一人あたりの医療費	年間医療費総額÷年度末加入者数	238,982円	236,000円	234,000円
現在の増加傾向を横ばいから減少に転じさせる。				

②個々の成長過程に応じた健康づくり支援

○ 生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防の情報提供や特定健康診査の受診率向上、保健指導の徹底を図ります。

○ 成長段階や性差に応じた健康増進への取り組み

学校や企業と連携した健診を推進するとともに、本人や家族に対する相談体制の充実・強化を図ります。

○ 市民の主体的参加に必要な情報の提供

広報誌、回覧板、市ホームページ等によるライフサイクルに応じた健康づくりの提案や情報提供を行います。

③感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

○ 予防接種に関する正しい知識の普及啓発と積極的な働きかけ

乳幼児、学童、高齢者等の対象者に対する情報の提供を行います。また、予防接種相互乗り入れと医療機関との連携を進めます。

○ 各関係機関との連携強化

国の「麻疹排除計画（案）」に基づき、接種率向上のための広報を実施します。

○ 結核に関する正しい知識と早期発見・早期治療への普及啓発

住民への健診推進、医療機関・保健所との連携強化、患者及び家族への継続支援を実施します。

○ その他の感染症対策

エイズ、新型インフルエンザ、肝炎等の感染症対策について、関係機関との連携を強化し、対応します。

4 まごころをはぐくむ教育

(1) 地域の課題

- 市民アンケートで明らかとなった、学校教育に対する市民ニーズである「道徳心・倫理観を重視した教育の推進」、「環境教育の充実」、「少人数学級の充実」について、具体的な対応を検討しなければなりません。
- 合併間もない本市では、新市に対する児童・生徒の関心を高めるとともに、市の教育方針に対する理解を促す必要があります。また、農業が地域に根付く本市では、児童・生徒の健康面への配慮からだけではなく、地域の産業や食文化への関心を高める必要性から、給食を通じた食育を今後とも実践していかねばなりません。
- 児童・生徒の安全な暮らしと学ぶ環境を確保するため、地域と学校と行政が連携した体制をより強化していくことが必要です。
- 外国籍児童に対する言葉の問題などへの対応については、今後も継続的に強化する必要があります。
- 新たな住民の流入や市内他地域からの転居などによる児童数の変動により、学区の弾力的な運用などが課題となります。同時に、教育カリキュラムの改善に対応した学校施設の改修も必要となります。

(2) 課題解決の方策

①学校と家庭と地域の連携強化

いじめや不登校、問題行動などの課題に対しては、学校生活における生活指導の充実、家庭や地域関係機関との連携、スクールカウンセラーの配置、心の教室相談員の配置などを進め、対応します。児童虐待については、児童相談所、子育て支援課、健康推進課、教育委員会で連携を取りながら、要保護児童対策地域協議会において対応します。

②未来を担う人材の育成

市独自に採用した教員を各学校に配置し、特に情報教育、環境教育、国語教育、英語教育、福祉教育、国際交流事業などに注力し、きめ細かな教育を実施します。

外国籍児童・生徒の増加に対応するため、現在3小中学校に各1名の通訳を配置していますが、今後は日本語指導の面においても支援を強化します。

LD*・ADHD*・高機能自閉症*等の児童生徒への支援のため、市独自に採用し

※LD Learning Disabilitiesの頭文字で、学習障がいの略語。学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達には遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用が著しく困難な状態を指します。

※ADHD Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder、の頭文字で、注意欠陥/多動性障がいの略語。典型的な状態としては、注意が散漫になりがちな不注意、じっとしてられない多動、衝動的な行動が目立つ衝動などがあります。

※高機能自閉症 他者との社会的関係が形成できなかったり、言葉の発達が遅れたり、特定のものにこだわったりする自閉症の一種ではあるが、知的発達の遅れを伴わない場合を、高機能自閉症といいいます。

た特別支援教員を各校へ配置します。

地域の伝統芸能や技能などの体験学習を通じ、地域に対する理解度を向上させ、地域に対する愛着を持てるように促していきます。同時に、学校間ネットワークの整備や学校間交流事業により、地域への帰属意識を向上させていきます。

③豊かな「食」に対する理解の向上

米作りなどの体験学習や地域食材を活用した学校給食を通して、「食」に対する理解度を向上させる「食育」を推進します。また、現給食施設は老朽化が進んでいることから、衛生面での安全を考慮し、自校方式やセンター方式などの選択肢がある給食システムのあり方について検討します。

④義務教育施設の整備推進

平成20年度から、豊富地区の生徒が玉穂中学校に転入学するのに伴い、通学路等の整備を実施します。また、児童、生徒の安全性向上に向けた通学路の整備は、市全域で進めていきます。

さらに各学校においても、区画整理事業の進展や人口の流入などによる児童生徒数の動向を見ながら、通学区域の検討を行います。

⑤市の独自性のある教育の推進

児童や生徒が、合併により新たに市になったエリア全域に対して理解し、愛着を持てるようにするため、新市を知る社会科副読本を作成します。また、市の教育の基本「まごころ」(平成18年12月作成)にもとづき、生きる力をはぐくむ教育(生)・命を大切にす教育(命)・信頼し合う教育(信)を実施します。

(3) 施策の方向および数値目標

①学校と家庭と地域の連携強化

- 学外関係者と連携した生徒指導の徹底
家庭、学校、地域関係機関との定期的な情報交換会を開催し、適切な生徒指導を実施します。
- 専門職員の確保と相談体制の整備
スクールカウンセラーや学校心理士を採用し、市内小中学校への巡回相談を実施します。
- LD・ADHD・高機能自閉症等の児童への支援充実
児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な教育・指導を実施します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
心の問題で不登校となっている児童生徒の割合	年間30日以上欠席（病欠を除く）の児童生徒数÷市立学校児童生徒数×100	1.2%	1.0%	0.9%
	10年以内に1%より低くする。			
通常学級在籍で要支援の児童生徒に対応する支援員の設置人数	市内小中学校への支援員配置人数	6人（H19）	8人	10人
	5年以内に全校配置を完了し、その後さらに必要としている学校に追加配置。			

②未来を担う人材の育成

- 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

諸課題を解決するための市単教員を採用し、教育の充実を図ります。

- 外国籍児童・生徒に対する支援強化

外国籍児童・生徒の支援として、通訳の配置と日本語教育の充実を図ります。日本国籍の児童・生徒に対しては、多文化教育を充実し、多様な文化を尊重し受け入れることができる心を育てます。また、地域・親世代の相互理解を推進するため、学校を介して親世代の交流を促していきます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
外国籍児童生徒に対応する日本語指導者・通訳の設置人数	市内小中学校への通訳配置人数	3人	6人	8人
	10年以内に全校に配置する。			

③豊かな「食」に対する理解の向上

- 食の重要性に対する教育の充実

教育カリキュラムの一貫として、農作業体験を実施します。また、地域食材を積極的に導入した学校給食を提供していきます。

- 給食システムのあり方について検討

自校方式か給食センター方式かの検討を行い、児童・生徒にとって最も適切な手法を決定し、給食施設の改善を図ります。

④義務教育施設の整備推進

- 通学環境、児童生徒数の動向に配慮した通学区域の検討

合併により、現在の通学区域で設定される指定校よりも近いところに別の市立小・中学校があるような児童・生徒の救済措置となる学区の弾力的な運用を検討します。

- 安全性向上に向けた通学路および学校施設の整備
通学路の安全性を向上するため、学校・地域・行政の連携を強化します。また、スクールガードの強化による通学路の安全を確保します。
- 学校施設の耐震化改修の実施
耐震化改修未実施の学校の工事を、早急に完了します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
耐震工事済みの学校施設数	耐震工事済みの市内小中学校施設数(累計)	7校	8校	8校
	耐震工事未実施の1校の工事を完了する。			

⑤市の独自性のある教育の推進

- 新市を知る社会科副読本を作成
専門家、郷土史家、行政が連携し、副読本を作成します。
- 生きる力をはぐくむ教育(生)・命を大切にす教育(命)・信頼し合う教育(信)の実施
社会との関わりを大切にす教育を実施します。家庭とのつながりを強め、家庭教育の充実に努めます。礼節を重んじた教育を実施します。多文化共生の教育を実施し、多様な文化を尊重し受け入れることができる心を育てます。

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
幼児教育・学校教育の満足度	市民アンケート、満足度	59.0%	65.0%	70.0%



5 あらゆる世代への学びの提供

(1) 地域の課題

- 高齢者の生き甲斐づくりや学習機会を提供するための生涯学習の充実が必要です。また、生涯学習の拠点として、図書館機能の充実も求められています。
- 各種教室講座等を受講した生徒が、学習活動を継続することができるよう、指導者や自主グループの育成が必要です。さらに、山梨大学や山梨学院大学、県立大学などの県内各大学との連携による教育カリキュラムの充実が必要です。
- 市民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ施設の整備が求められています。同時に、スポーツ活動の指導者養成・確保・活用といった指導体制の更なる充実が望まれます。
- 学術的価値の高い文化財の中には、破損・腐朽・風化の恐れがあるものが含まれています。

(2) 課題解決の方策

①地域の特性を活かした生涯学習の推進

さまざまな分野で高い能力を有する市民を、生涯学習の講師などとして有効に活用していきます。同時に、生涯教育を受けた市民が、次には指導者となれるよう高いレベルのカリキュラムを提供していきます。

山梨大学や山梨学院大学、県立大学などの県内各大学との連携による、より高度な市民講座の開設を検討します。

また、すでに活動している生涯教育にかかわる各種団体間の連携を図るとともに、団体と行政間の連携も図り、生涯学習の発展を目指します。

子どもの健やかな成長や道徳心の醸成、高齢者の生きがい作りを支援するため、子どもと高齢者のふれあう機会を提供していきます。

②生涯学習や文化創造拠点の整備

すでに一定の実績を残している高齢者学園についてさらなる充実を図り、地域の文化創造の拠点としての発展を目指します。

③スポーツ活動拠点の整備推進

全ての市民がスポーツに親しみ、健康に暮らせるようスポーツ活動施設の整備を進めると同時に、指導者の育成を図ります。また、生涯スポーツ社会の実現のため、総合型地域スポーツクラブの一層の充実を支援していきます。

④歴史文化の継承と文化財の保存整備

市民が地域に対する愛着を持てるよう、地域の歴史や文化財などに対する情報提供

を積極的に行っていきます。また、特に個人所有の文化財に関しては、その保存、修復に対して支援を行います。

⑤ 図書館活動の推進

「まごころ」を子どもに根付かせる心の教育を推進するとともに、すべての子どもたちが本とのよい出会いを経験し、主体的、意欲的に読書できるよう、読み聞かせの実施と図書館の蔵書の充実を図ります。また、図書館利用者の便利性、安全性を向上するため、駐車場を整備します。

(3) 施策の方向および数値目標

① 地域の特性を活かした生涯学習の推進

- NPO、ボランティア団体と連携した生涯学習講座の企画・実施
市民団体などと連携することにより、多様な学習テーマに対応した生涯学習プログラムを提供します。プログラムを終了した市民が新たに講師になるシステムを導入するなど、講師の発掘に努めます。また、各種関係団体との連携の強化により、講師の確保、受講生の拡大を図ります。
- 放課後子どもプランの推進
放課後子ども教室への学習支援を充実させ、児童の学ぶ心を育てます。
- 山梨大学など、県内大学との協働
県内大学との連携により、大学からの講師の派遣を要請します。また、大学で実施されている公開講座などへの支援を行うとともに、公開講座への市民の参加を促します。
- 地域文化の伝承と交流の場づくり
放課後児童クラブなどを中心に、子どもと高齢者の交流の場を創設します。

指標名	指標の定義	現況値		
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
生涯学習講座等の参加者数	市が主催する生涯学習講座等への参加者数	2,643人	2,970人	3,285人
	H17→H18の増加率、年2%増の傾向を維持する			

② 生涯学習や文化創造拠点の整備

- 高齢者の健康と生きがいを育む学習の提供
高齢者学園で提供されるプログラムの充実を図ります。また、多様な分野で活躍する人材を、高齢者学園に講師として派遣します。
- 学習活動を通じた社会参加の促進
市民の中から、生涯学習制度を通じて地域づくりの指導者となれる人材を養成します。より多くの市民が、合併により誕生した中央市について学べる場を提供していきます。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
高齢者学園の生徒数	高齢者学園に登録している生徒数	257人	310人	370人
	5年で2割程度の増加を目指す。			

③スポーツ活動拠点の整備推進

- スポーツ活動施設の整備
スポーツ公園施設の整備を推進します。
- 学校開放に向けた施設整備
学校施設の有効活用によるスポーツ振興を図るため、学校への夜間照明設備の設置を推進します。
- スポーツ指導者の育成
スポーツ指導者養成講習会への市民の参加を促進します。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
市が所有するスポーツ施設の利用者数	市が所有するスポーツ施設の利用者総数	186,646人	196,000人	215,000人
	H24までは5%、H29まではさらに10%の増加を目指す。			
生涯スポーツを実践している市民の数	市又は体育協会が主催するスポーツ行事及び教室への参加者の数	1,419人	1,560人	1,720人
	概ね、5年で1割の増加を目指す。			
有資格指導者の登録者数	(財)日本体育協会に登録された公認スポーツ指導者の数(累計)	42人 (H19)	47人	52人
	概ね、年1人の増加を目指す。			

④歴史文化の継承と文化財の保存整備

- 地域文化への理解の促進
市民に対する地域を知る機会の提供の一環として、市民による文化財めぐりを実施します。また、市内外に配布することを目的とした文化財パンフレットを作成します。
- 文化財保護、修復支援
個人所有の文化財の保護・修復に対する財政的支援を行います。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
指定文化財件数	指定文化財件数(累計)	34件	40件	42件
	概ね、年間1件程度の新規指定を目指す。			

⑤図書館活動の推進

○ 子ども読書活動の推進

図書館における読み聞かせ会を充実します。また、児童がより多くの良書にめぐり合えるよう、児童書の充実を図ります。小中学校のカリキュラムと図書館利用を連動させ、児童・生徒の図書への親しみを増す取り組みを進めます。

○ 図書館の利便性、安全性の確保

図書館の駐車場を整備します。

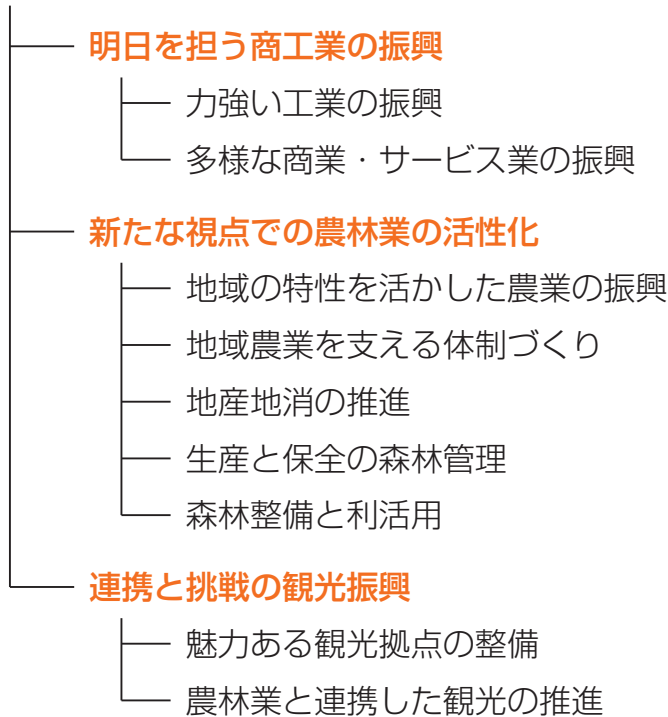
誰もが利用しやすい図書館とするため、施設のバリアフリー化を進めます。

指標名	指標の定義	現況値		
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
市立図書館の貸し出し点数	市立図書館の年間貸し出し点数 (本、CD、DVD)	372,601点	409,000点	449,000点
	5年で1割の増加を目指す。			



第4章 活力と交流の拠点づくり

活力と交流の拠点づくり



1 明日を担う商工業の振興

(1) 地域の課題

- 市内には電子機械関連の工場をはじめ、食品関連、生化学の企業による工場が進出しているにもかかわらず、「優良な企業や産業が立地している」と考える市民の割合は低い傾向にあります。
- 市内の工業団地の一部には空き区画が残っており、企業誘致を進める必要があります。
- 求職者が都会へ流出傾向にあるため、進出企業による市内での人材確保は難しい状況にあります。
- 山梨大学との包括的連携協定を締結しているものの、産業分野については具体的な連携は行われていません。
- 市内にはすでに大型店が立地しており、今後も大型店の進出が予定されています。しかし、近年は周辺自治体への大型店の進出が顕著で、大型店同士の競争が激化しています。
- 地域の商業振興に向け、大型店と中小小売店とが共存できる商業振興が必要となっています。

(2) 課題解決の方策

①力強い工業の振興

市内の工業団地に残る空き区画を埋め、更なる工業振興を図るため、情報・交通基盤の整備を進め、優良企業の誘致を進めます。同時に進出企業において市民の雇用を確保する方策を検討します。さらに、地域の雇用と経済基盤を確たるものとするため、中小企業の経営安定化策を講じます。また、山梨大学との包括連携協定を生かし、地域産業の振興を図ります。

②多様な商業・サービス業の振興

大型店との連携や商工会組織の強化などを通じ、既存商店（街）の振興を図ります。また、大型店には、地域コミュニティへの貢献や災害時に必要となる緊急物資の確保を促します。同時に、商店街の空き店舗を活用した市民活動の振興を進めます。これらの取り組みを通じ、市民のコミュニティ活動の拠点として、商業施設の利活用を模索します。

(3) 施策の方向および数値目標

①力強い工業の振興

○ 異業種交流や山梨大学との産学官連携強化

市内既存企業および工業団地入居企業を中心とした、多様な業種の企業群と山梨大学が参加するコンソーシアム[※]を設立し、製品開発や特許の有効活用を進め、地域の産業振興を図ります。

○ 優良企業の誘致促進

誘致企業にメリットのある形での山梨県情報ハイウェイの有効活用策を検討します。物流面に配慮した道路網の整備を進め、企業誘致につなげます。また、空き施設などの情報を把握し、広く公表することで利活用の促進を図ります。

○ 中小企業、地場産業への支援

市内中小企業や地場産業に対し、経営指導を強化するとともに、起業支援を行います。

○ 労働力の確保・育成

市内企業における新卒採用に際して、山梨大学等、県内大学との連携を強化し、就職相談会などの実施を検討します。また、市内企業における市内雇用を促進します。さらに、U・Iターンの増加を目指し、都市部在住の地元出身者に対する情報の提供と求職活動の支援を行い、人材を確保します。

[※]コンソーシアム 連合、組合、共同事業体のこと。特定の目的のために複数の組織や団体が形成します。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成18年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
製造品出荷額	市町村別工業統計による製造品出荷額等	1,673億円	1,979億円	2,276億円			
	過去12年間の傾向（年率2.8%増）と同等の増加を確保する。						
事業所数（工業）	山梨県工業統計に基づく事業所数	58事業所	61事業所	63事業所			
	過去の既存事業所の減少を抑え、新規立地を見込む（ビジネスパークへの新規立地も含む）。						
新規立地企業数	山梨ビジネスパークへの新規立地企業（累計）	5事業所	8事業所	8事業所			
	現在の空き区画を5年以内に埋める。						

②多様な商業・サービス業の振興

○ 既存商店街と大型店の連携強化

大型店舗内に市内商店の見本市を設置します。また、大型店への来客者を地域の商店街に誘導する方策を検討します。

○ 大型店店舗内へのコミュニティ施設の設置

大型店店舗内に、託児所、集会所などのコミュニティの核となるべき施設を設置します。大型店には、災害時に地域で必要となる緊急物資の確保を求めます。

○ 商工会への支援強化

既存商店街への経営指導を強化するほか、やる気のある商店（街）への集中支援を行います。街中に農産物の直売所を設置し、賑わいを誘導します。

○ 市民活動を促す地域商業の活性化

市民活動の拠点として空き店舗を活用します。コミュニティビジネス*の育成・支援を実施します。商店街などと地域通貨の発行を検討します。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成16年度	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度	
地元購買率	山梨県商圏実態調査における市内購買率	51.1%	55.0%	60.0%			
	新たな大型店の開店などを見込み、地域内での購買活動を10年で10%程度高める。						
事業所数（商業）	商業統計による事業所数	356事業所	356事業所	356事業所			
	過去からの減少の流れを抑え、安定化を目指す。						
年間商品販売額	市町村規模別商業統計による年間商品販売額等	1,576億円	1,733億円	1,840億円			
	過去13年間の傾向（年率1.2%増）と同等の増加を確保する。						

*コミュニティビジネス 地域が抱える問題を、市民が主体的にビジネスの手法を用いて解決すること。

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
商業・工業の振興 に対する満足度	市民アンケート、満足度	47.5%	55.0%	60.0%



2 新たな視点での農林業の活性化

(1) 地域の課題

- 本市の農業は、地形や気候、流通面などで恵まれた条件下にあり、優良な農村景観も維持されています。しかし、担い手の減少などにより、一部には耕作放棄地も目立ち始めています。
- 地域の特色ある農業を支え、優良な農地を守るため、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値農作物の生産を図るほか、担い手の育成や販路の開拓拡大など、立地条件を生かした「都市近郊型農業」としての産地の強化が必要となっています。
- 都市空間と農村風景が共存する本市では、それらが調和した安らぎを感じられるような森林の管理と活用が求められています。
- 必要に応じて間伐などの森の手入れを行うとともに、木材の需要の高まりに合わせ、建築資材等としての販売も模索するほか、しいたけなどの特用林産物の生産を促す必要があります。

(2) 課題解決の方策

① 地域の特性を活かした農業の振興

農産物のブランド強化による高収益の確保やエコファーマー^{*}制度などの推進を図り、消費者ニーズに対応した産地の強化を図ります。また、プロフェッショナルな農業者としての認定農業者^{*}を育成・支援し、農地の有効利用を進める中で、遊休農地の解消を図ります。

中山間地域の耕作放棄地については、新規就農者の確保や観光を取り入れた体験農業などを進め、農地の有効活用を促していきます。

こうした多様な取り組みを計画的に進め、体系的な土地利用と農業の振興を図っていきます。

② 地域農業を支える体制づくり

経営規模拡大を目指す意欲的な担い手が大規模な農地で生産に努められるよう、農地の集約化を図ります。また、農業生産の効率性を高めるため、農業生産法人（農事組合法人）の設立支援と育成を進めます。同時に、耕作放棄などが目立つ中山間地域の集落などでは、効率的な生産体制と設備や農地の効率的な利用、さらには地域の活性化などを目指し、集落営農の導入を促していきます。

※**エコファーマー** 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。

※**認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であるなどの、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

③地産地消の推進

順調に売り上げの伸びを示す「道の駅 とよとみ」と「農産物直売所 た・から」の地場農産物直売施設については、運営と販売の体制を一層強化し、市内の農業生産者のやる気へとつなげて行きます。同時に、観光事業との連携により、市内外における本市の農産物への理解促進と消費拡大を図ります。農産物直売所への観光客の誘客はもとより、特徴的な農業を背景とした体験農業などの受け入れも拡大していきます。

地域の農産物に対する市民の理解を促し、同時に農業生産の活性化を促すため、積極的に地元農畜産物の学校給食への利用を拡大していきます。

④生産と保全の森林管理

林産物の生産を視野に入れつつ、治山や治水効果などの多面的機能を維持する森林管理を図っていきます。同時に、しいたけなどの特産林産物の生産者の支援・育成を進め、特産品としてのブランド化を目指します。

⑤森林整備と利活用

森林景観の保全のため、計画的な森林の間伐、育成を進めるとともに、資源の保護、保全を前提とした林道整備の促進を図ります。同時に、観光振興の一端として、ハイキングやレクリエーションの対象ともなり得る環境の整備を行います。

(3) 施策の方向および数値目標

①地域の特性を活かした農業の振興

○ 農産物のブランド強化

市の特産品といえる農産物に照準を当て、生産の奨励と販売の強化を行います。特に、地域ブランドを確立するために、地域団体商標の登録を検討します。

○ エコファーマーの奨励

エコファーマー制度の周知と希望農業者の国による認定を支援し、本市が持続的な環境保全型農業の先進地として認識されるよう努めます。

○ 認定農業者への支援

農業のプロフェッショナルである認定農業者制度の周知を図り、希望者に対する育成を実施します。

○ 新規就農者の確保

新規就農希望者に対する指導体制を確立するとともに、農地斡旋などを行い、希望者が困難なく農業に専念できる環境を整えます。また、新規就農希望者を発掘するため、農業体験や説明会などを通じ、より多くの方に農業の楽しさと喜びを知ってもらえるよう努めます。

- クラインガルテン*や体験農業等による農地の有効活用
休耕地や耕作放棄地のうち、再耕作が難しい農地の所有者と連携し、クラインガルテンや体験農場などに転用する農地を確保します。また、クラインガルテンや体験農場などにおける農業指導者を育成・確保します。
- 農業振興地域整備計画の策定
農業振興に向けた多様な取り組みを計画的に進め、体系的な土地利用と農業の活性化を図るため、農業振興地域整備計画を策定します。特に、地域の農業を継続的なものとするため、農業振興地域整備計画に定める「農用地利用計画」において、将来にわたり農地として活用していく土地を「農用地区域」と定め、そうした農地に対して支援を充実します。

指標名	指標の定義	現況値		
		平成19年度	平成24年度	平成29年度
認定農業者数	認定農業者制度により、認定を受けている農業者の数（累計） 年間1人以上の認定を目指す。	157人	160人	165人

②地域農業を支える体制づくり

- 都市型農業の確立
農地の集約化を図るとともに、農業生産法人（農事組合法人）の設立支援と育成を進めます。これらにより、意欲的な担い手が、より広い農地で生産に励むことができる環境を整えます。同時に、耕作放棄などが目立つ中山間地域の集落などでは、地域のコミュニティと連携し、集落営農の導入を促します。

③地産地消の推進

- 「道の駅 とよとみ」、「農産物直売所 た・から」の体制強化
比較的順調に売り上げを伸ばす「道の駅 とよとみ」、「農産物直売所 た・から」に関し、組合への更なる支援を行い、組合の強化や直売所の知名度の向上に努めます。
- 観光事業との連携による特産品への理解促進と消費拡大
特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認知してもらう機会を設けます。
- 学校給食における地域農産物の利用拡大
すでに実施されている学校給食における地元農産物の利用については、品目数、量ともに拡大していきます。学校給食における地域農産物の利用で課題となる安定供給の問題については、地域農家との連携強化により改善を目指します。

*クラインガルテン 直訳は、「小さな庭」。市民農園のこと。日本では、交流人口の増大と耕作放棄地などの有効活用策として、都市住民向けに提供される農地のことです。宿泊が可能な小屋があらかじめ設置されることもあります。

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
直売所の販売額	直売所での年間販売額の合計	6.2億円	8.1億円	9.0億円
	「道の駅 とよとみ」と「農産物直売所 た・から」での販売額を、今後も同様の傾向で伸ばし、24年度には現況から30%増、29年度には45%増を目指す。			

④生産と保全の森林管理

○ 特用林産物の生産販売支援

木材需要の高まりにあわせ、市内の森林の材としての利活用の可能性を検討します。また、しいたけなどの特用林産物の生産者を育成・支援します。それら特用林産物の生産量を増やし、地域の特産品としてブランド化の方向性を検討します。

○ 多面的機能に配慮した森林管理の推進

治山や治水効果などの森林の多面的機能を十分発揮させるため、間伐が必要となっている植林地において、県や森林所有者と連携し、間伐を推進します。間伐作業に必要な林道や作業道の整備を、県、森林所有者などと連携して進めます。

⑤森林整備と利活用

○ 森林景観整備の推進

計画的な間伐を推進するとともに、優良な森林環境を次代に残すため、県や森林所有者と連携を図りながら育林を推進します。

○ ハイキングやレクリエーションの環境整備

山の神干本桜などを起点として、市内の山林を散策できるよう散策道やハイキングコースを整備します。将来の観光資源となりうる、桜などの集客性の高い樹木を植林します。

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	現況値	目標値	
		平成18年度	平成24年度	平成29年度
農業産出額	農林水産省生産農業所得統計産出額	43.8億円	50.0億円	55.0億円
	長期的な下落傾向に歯止めをかけ、平成元年ごろの水準を目指す。			
耕作放棄地面積	農林業センサスによる耕作放棄地面積	76ha (H17)	70ha	65ha
	平成7年以降高止まりしている耕作放棄地面積を、年間約1haずつ解消する。			
農林業の振興に対する満足度	市民アンケート、満足度	53.0%	60.0%	70.0%

3 連携と挑戦の観光振興

(1) 地域の課題

- 農林業を活用した観光振興の視点から、年間を通じた観光プログラムや農林業を体験する場を提供するような観光振興が必要となっています。体験農場やクラインガルテンの設置などについて、検討する必要があります。
- 観光地としての集客性を高めるため、特産品の開発などにも注力しなければなりません。
- 観光客の宿泊施設の不足や市内の観光資源の知名度の低さを克服するため、積極的なPRはもとより、市外の周辺観光地と連携した周遊観光の提案も検討課題となっています。
- こうした課題に対応するため、市内外のさまざまな団体等との連携を進め、積極的に観光客を招致します。

(2) 課題解決の方策

① 魅力ある観光拠点の整備

「道の駅 とよとみ」周辺において、観光客に対する情報提供や道案内を行う環境整備を進めるとともに、道の駅を核として、周辺のシルクの里や浅利与一の旧跡、その他文化財などを結ぶ観光ルートを設定し、市内外にPRしてその認知度を高めます。こうした観光振興に関しては、県内はもちろん、県外を含めた多様な主体との有機的な連携により、計画的に進めていきます。

② 農林業と連携した観光の推進

農業を中心とした四季折々の体験観光プログラムを提供できるよう、提供するプログラムの開発・普及に努めます。また、体験観光については、遊休農地などの有効利用を図ります。

通年の観光客誘致に対応するため、直売所で販売する農産物については、年間を通じた安定供給による販売体制の確立を図ります。また、特産品の開発に努めます。

(3) 施策の方向および数値目標

① 魅力ある観光拠点の整備

- 新規観光ルートの提案
既存の観光施設や文化財などを活用した観光ルートの開発・提案を行います。また、本市単独での観光プログラムを検討するだけでなく、市外観光拠点との連携による周遊観光ルートの開発・提案を行います。
- 計画的な観光振興と観光PRの推進
県内外の農・商・工などの多様な主体と連携した計画的な観光振興を進めるため、

観光基本計画を策定します。多様な主体との連携によるPR用のパンフレットを作成し、積極的な観光客誘致活動を行います。また、富士の国やまなし館や首都圏の人の多く集まる駅前などで、キャンペーンを実施します。

- 祭り・イベントの充実
地域に根ざした3大祭りを始め、市内の祭りや地域イベントなどに対する支援と対外的なPRを進め、交流人口の増加に努めます。
- 観光ボランティアの育成
観光客により良く地域を理解してもらうため、市民による観光ボランティアの配置を目指し、その育成を進めます。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
「三大まつり」の 入り込み数	各まつりの来場者数「延べ人数」	7.5万人	9.0万人	10.0万人			
	当面、概ね年間3千人、5年後以降は年間2千人程度の増加を基準に、10年間で約2.5万人の増加を目指す。						

②農林業と連携した観光の推進

- 遊休農地の観光利用
休耕地や耕作放棄地のうち、再耕作が難しい農地の所有者と連携し、クラインガルテンや体験農場などに転用する農地を確保します。
- 体験農業のプログラムの強化
特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認知してもらう機会を設けます。クラインガルテンや体験農場などにおける農業指導者を育成・確保します。
- 特産品の開発
市の特産品といえる農産物に照準を当て、生産の奨励と販売の強化を行います。特に、地域ブランドを確立するために、地域団体商標の登録を検討します。

指標名	指標の定義	現況値			目標値		
		平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度
体験農場の箇所数	市内の体験農場数（累計）	2箇所	3箇所	5箇所			
	現在体験農場の数は2箇所であるが、利用者の増加を見込んで5年で1箇所、10年で2箇所、新たに設置する。						

(4) 施策全体に関わる数値目標

指標名	指標の定義	目標値		
		現況値 平成18年度	平成24年度	平成29年度
「道の駅 とよとみ」の入り込み数	組合による集計・年間入り込み数	36.7万人	40.0万人	50.0万人
	「道の駅 とよとみ」への入り込み数を、今後一層伸ばす。			
「農産物直売所 た・から」の入り込み数	組合による集計・年間入り込み数	14.3万人	20.0万人	25.0万人
	「農産物直売所 た・から」への入り込み数を、今後一層伸ばす。			
観光の振興に対する満足度	市民アンケート、満足度	39.1%	45.0%	50.0%



第4部 資料編

総合計画に関する諮問書と答申書

○総合計画諮問書

中企第3-18号
平成19年3月13日

中央市総合計画審議会
会 長 様

中央市長 田中 久雄

第1次中央市総合計画（案）について（諮問）

平成18年2月20日に旧田富町、旧玉穂町、旧豊富村の合併により誕生した中央市において、平成20年度から平成29年度までの総合的なまちづくりのあり方を示す第1次中央市総合計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めたいので、中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

○総合計画答申書

中総審第1号
平成20年1月30日

中央市長 田中 久雄 様

中央市総合計画審議会
会長 中井 道夫

第1次中央市長期総合計画について（答申）

平成19年3月13日付、中企第3-18号で市長より諮問された第1次中央市長期総合計画について、中央市総合計画審議会、および専門部会において慎重に検討を重ね、別添の通り結論を得ました。中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、ここに答申いたします。

新市誕生後初めて策定される本計画の推進にあたっては、市の将来像として掲げた「実り豊かな生活文化都市」を目指し、貴職および市職員が一丸となって取り組まれることを切に希望します。

別添資料

- ・基本構想（案）
- ・基本計画（案）

中央市総合計画審議会条例

平成18年2月20日

条例第30号

(設置)

第1条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策秘書課において処理する。

(平19条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

中央市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職名等	所属専門部会	備考
1	有泉 俊彦	公募委員（玉穂地区）	産業建設専門部会	
2	有泉 嘉彦	中央市自治会連合会副会長	産業建設専門部会	
3	井口 俊和	中央市社会福祉協議会事務局長	健康福祉教育専門部会	部会長
4	井口 貢	商工会会長職務代理	産業建設専門部会	
5	石田 彌	協同組合山梨県流通センター専務理事	産業建設専門部会	
6	石原 有亨	公募委員（豊富地区）	産業建設専門部会	
7	石原 芳次	中央市議会総務教育常任委員長	総務専門部会	
8	市川 敏夫	中央市自治会連合会会長	総務専門部会	部会長
9	大沼 芳樹	中央市議会副議長	市民環境専門部会	
10	大村 正明	公募委員（豊富地区）	市民環境専門部会	
11	長田 春江	公募委員（豊富地区）	健康福祉教育専門部会	
12	乙黒 環	公募委員（玉穂地区）	市民環境専門部会	
13	乙黒 房子	公募委員（玉穂地区）	総務専門部会	副会長
14	河西 啓子	中央市女性団体連絡協議会会長	市民環境専門部会	
15	河西 正	中央市農業委員会会長	産業建設専門部会	部会長
16	河西 俊彦	中央市議会議長	総務専門部会	
17	門野 圭司	山梨大学工学部循環システム工学科准教授	市民環境専門部会	部会長
18	斉藤 賢一	公募委員（田富地区）	産業建設専門部会	
19	設楽 愛子	中央市議会厚生常任委員長	健康福祉教育専門部会	
20	関口 春樹	公募委員（田富地区）	健康福祉教育専門部会	
21	田中 一臣	中央市議会産業土木常任委員長	産業建設専門部会	
22	土屋 正人	中央市消防団統括団長	総務専門部会	
23	中井 道夫	山梨学院大学法学部政治行政学科教授	総務専門部会	会長
24	中沢 賢次	中央市体育指導委員協議会会長	健康福祉教育専門部会	
25	西野 義久	中巨摩医師会会長	健康福祉教育専門部会	
26	長谷川香織	公募委員（田富地区）	市民環境専門部会	
27	宮下 武	中央市PTA連絡協議会会長	健康福祉教育専門部会	
28	望月 孝之	市立学校校長会代表	健康福祉教育専門部会	
29	森泉 武紀	中央市自治会連合会副会長	市民環境専門部会	
30	横沢 英俊	中央市保育園保護者会代表	健康福祉教育専門部会	

※役職名等は委嘱時のものを記載しています

第1次中央市長期総合計画策定の経過

年月日	会議等	検討内容等
平成19年 2月 1日	審議会公募委員の募集開始	審議会委員30名の内9名（旧町村各3名）を募集
平成19年 2月 8日	策定本部会・策定部会合同会議の開催	計画策定方針・基礎データ・日程等の説明
平成19年 2月15日	審議会公募委員の募集締切	応募16名の内9名（旧町村各3名）を選考
平成19年 2月26日	市民アンケート調査開始	無作為抽出2,000人を対象に郵送
平成19年 3月12日	市民アンケート調査締切	有効回収数：1,142、回収率57.1%
平成19年 3月13日	審議会委員の委嘱第1回総合計画審議会の開催	30名の委員委嘱・自己紹介・正副会長選出・市長より諮問、策定方針等説明
平成19年 4月16日	策定部会・ワーキンググループ合同会議の開催	作業スケジュール確認・市の現状・課題等の把握
平成19年 4月18日	第2回総合計画審議会の開催	アンケート結果報告・現状データ等説明
平成19年 4月20日	ワーキンググループの開催	市の現状・課題等の検討
平成19年 5月 9日	ワーキンググループの開催	市の現状・課題・施策の方向性等の検討
平成19年 5月14日	ワーキンググループの開催	市の現状・課題・施策の方向性等の検討
平成19年 6月13日	策定部会の開催	ワーキンググループが作成した基礎資料の協議、検討
平成19年 6月18日	策定本部会の開催	審議会（専門部会）提出資料の協議、検討
平成19年 6月27日	第1回専門部会の開催総務専門部会・健康福祉教育専門部会・市民環境専門部会・産業建設専門部会	専門部会ごとに市の現状・課題・施策の方向性等、基礎資料について審議
平成19年 7月 6日	第2回専門部会の開催総務専門部会・市民環境専門部会・産業建設専門部会	専門部会ごとに市の現状・課題・施策の方向性等、基礎資料について審議
↓	ワーキンググループ随時開催	基本構想本文作成作業
平成19年 9月12日	ワーキンググループの開催	基本計画策定に向けての説明会
平成19年 9月25日	策定本部会の開催	審議会提出基本構想本文協議、検討
平成19年 9月26日	ワーキンググループの開催	審議会提出基本構想本文調整・基本計画基礎資料協議
平成19年10月12日	第3回総合計画審議会の開催	基本構想本文の審議
平成19年10月26日	策定本部会の開催	審議会審議に基づく基本構想本文調整
平成19年10月29日	第4回総合計画審議会の開催	基本構想本文の審議
平成19年11月 5日	策定本部会の開催	審議会審議に基づく基本構想本文調整
平成19年11月15日	第5回総合計画審議会の開催	基本構想本文の審議

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
平成19年11月26日	ワーキンググループの開催	基本計画基礎資料調整
平成19年12月18日	第3回専門部会の開催総務専門部会・健康福祉教育専門部会・市民環境専門部会・産業建設専門部会	施策の方向性・指標・主要事業等、基本計画基礎資料の審議
平成20年 1月17日	第6回総合計画審議会の開催	基本構想、基本計画の審議
平成20年 1月22日	策定本部会の開催	審議会審議に基づく基本構想、基本計画本文調整
平成20年 1月30日	基本構想（案）、基本計画（案） 答申	審議会正副会長より市長に答申
平成20年 2月 4日	基本構想（案）、基本計画（案） について市民の意見（パブリック コメント）募集開始	市ホームページ・各庁舎窓口にて受付
平成20年 2月18日	パブリックコメント募集締切	4名から提出された60件の意見を受付
平成20年 2月22日	策定本部会の開催	提出された意見を基に最終案を調整
平成20年 3月 4日	市議会3月定例会に提案	議決案件として基本構想（案）を提案（参 考資料として基本計画（案）を添付）
平成20年 3月19日	市議会3月定例会にて議決	基本構想（案）を議決

第1次中央市長期総合計画

発行日 平成20年3月
発行 中央市
〒409-3892
山梨県中央市臼井阿原301-1
TEL 055-274-1111
FAX 055-274-7130
URL www.city.chuo.yamanashi.jp